

倉敷の歴史

第33号

2023年3月

論 文

- 近世後期、備前国児島郡味野村の船所持と武左衛門 …………… 落合 功 (1)
- 倉敷浅尾騒動主導者・立石孫一郎前史
—倉敷村の年寄役が「草莽の志士」となるまで— …………… 立石 智章 (19)
- 近代における岡山県酒造業の成長構造
—浅口郡の『現勢調査簿』を中心に— …………… 前田 昌義 (37)
- 倉敷町史編さんに向けての大森一治の足跡
—大森日記の分析より— …………… 首藤ゆきえ (50)

ノ ー ト

- 近世初期備中国の蔵入地と豊臣家臣団知行地 …………… 畑 和良 (68)

聞き書き倉敷の歴史

- 日本郷土玩具館と伝建地区をまもり育てる会
—外村吉之介先生の導きで— …………… 大賀紀美子 (78)

資料紹介

- 玉島町の「戦災罹災者調査書」 …………… 山下 洋 (99)

アラカルト

- 吉備真備の墓所について—吉備塚古墳と吉備公墳— …………… 今津 海 (104)
- 大橋敬之介の家族たち—御陣屋大変のその後— …………… 大島 千鶴 (107)
- 井上雄風の犬飼松窓顕彰・三餘塾保存活動 …………… 井上 秀二 (110)

展示会記録

- 令和四年度資料展示会 歴史資料にみる倉敷の自然災害
—地震・洪水・高潮・旱魃— …………… (113)

報 告

- 令和3年度歴史資料講座 …………… (123)
- 令和4年度古文書解読講座 …………… (124)
- 歴史資料整備室に潜入！古文書を解読しよう …………… (125)
- 水損公文書修復処置報告書 …………… (126)
- 倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会の活動 …………… (127)

- 新刊紹介 投稿要領 歴史資料整備室日誌 コラム 編集後記 …………… (128)

近世後期、備前国児島郡味野村の船所持と武左衛門

落 合 功

はじめに

本論の目的は近世後期における備前児島の地域経済について、児島郡味野村の船所持の動向を中心に明らかにすることである。児島郡味野村は田畑四〇町歩前後で、降雨量が少なく、溜池が多かった。「正保郷帳」では石高五〇〇石程度であったが、「天保郷帳」では七二三石程度にまで増え、新田開発が進んだことがうかがわれる。享保六年（一七二二）に完成した『備陽記』を参照すると、味野村の石高は四九四石九斗三升、田畑面積は三九町六反九畝六歩であり、塩浜は三町二反八畝二八歩であった。また、家数一一九軒で八八五人であった。¹「荻野家文書解説」を参照すると、「天明六年（二七八六）に

は六町八反の塩田を七九人の農民が所有していた。当時の味野村の家数は一六〇余軒であったから、実に五割に近い農民が塩田を所有していた」と述べている。備前児島地域（旧児島郡域）に視野を拡げても、各地で製塩業が行われている。零細な塩浜が広がり、専業としてよりも副業として営まれていた。³

近世後期になると、文政十二年（二八二九）に野崎浜（元野崎浜）、天保二年（一八三一）に日比龜浜、そして、幕末期には東野崎浜（南浜は嘉永四年、北浜は明治三年）、久々井浜（万延元年・一八六〇年）が開発されている。⁴野崎浜は味野村と赤崎村の沖合一五町五反歩を武左衛門が開発した（味野村はそのうち二〇町三反歩）。

近世後期における海運史の研究は、北前船や内海船、

菱垣廻船・樽廻船などといった遠隔地取引を中心に検討されてきた。⁽⁵⁾ただ近世後期の物流の主力が海運だとすれば、こうした遠隔地取引を踏まえつつも、城内取引の担い手である中規模・小規模海運の動向も重要である。

本論は味野村の帆船所持の動向を野崎浜開発前後の「船方御用記録」から明らかにし、⁽⁶⁾備前廻船の一端を展望する。あわせて、味野村の海運業は野崎浜の開発以降大きく船数を増加させる傾向があり、この点、野崎浜の開発発者で塩浜問屋などを務めた武左衛門（野崎武左衛門）について注目したい。⁽⁷⁾なお、引用史料の荻野家は、代々味野村名主を務めた家である。また、武左衛門の妻は當時名主を務めていた善三郎（荻野家）の妹である。以上の点を踏まえつつ紹介していきたい。

一 近世前期における塩流通と備前廻船

児島郡の瀬戸内に面した村々は近世前期から小船を所持することが多く、近世前期から船稼ぎなどで他国へ出向く者が多くいた。自身の船を所持したり、他人の船に加子として雇われることも多かった。扱う商品は魚や塩で九割近くを占め、他に種子、綿、苧など様々なものを

下津井四か浦を始めとして瀬戸内や九州など各地から仕入れ、大坂を始め岡山・福山へと送った。特徴としては魚の場合は、瀬戸内各地におもむき買い込み、大坂などへ売り込むことが多いのに対し、塩を取引する場合は、「私共義、自村ニ而塩買、備後福山へ売積参申度御座候・・・」と、自村の塩を買い入れることが多かった。⁽⁸⁾

これは児島郡内の製塩業は、零細であり、しかも副業でありながらも、生産された塩は商品として送られたことを意味している。また、加子稼ぎをおこなうものは塩飽島の廻船に雇われることが多く、⁽⁹⁾酒田（出羽）、越後、越中、加賀などの北国を始めとして、備中・豊後など諸国の御城米の輸送に関わった。

味野村の船主は地元の塩を買い積みしている。他に安芸国竹原、讃岐国坂出などからも塩を購入していた。このように小船を利用して他国で商売したり、また塩飽島などの廻船の水主になることも多かった。そう考えると、味野村の人々は伝統的に海運業に関わる人は多く、しかも操船技術に長けていたといえるだろう。

この点を念頭に据えつつ、近世前期の塩の流通について紹介しよう。元禄五年（一六九二）に味野村で生産さ

れた塩の販路が判明する「出来塩之覚」を参照すると(表1) 参照のこと)、倉敷・西阿知・小豆島・弓削・小串・八浜・赤崎などへ販売されていた。生産高の約半分は赤崎に販売されている。それ以外は児島湾の八浜・小串・西阿知・倉敷などに販売されていた。小豆島や弓削島に送られたのは一割五分程度である。「他国行願留帳」を参照すると、味野村の船頭が自村の塩を買積み、大坂へ販売することが記されているが、赤崎村の船頭が「私共義、自村ニ而塩買、大坂売ニ積参申度・・・」という文言も多く見られる。味野村で生産した塩が赤崎村に送られ、それを赤崎村の船頭が買入れ、大坂へ販売することが多かったようである。

次に元禄九年(二六九六)に味野村で製塩業を営んでいた個々人の塩の生産量と売り先を示した「出来塩改帳」を参照すると、「自分積」と自身で販売している場合もあるようだが、ほとんどが「味野村松右衛門へうり」「赤崎村助右衛門へうり」など、地元の松右衛門や助右衛門へ販売している様子がわかる。松右衛門や助右衛門、善兵衛、孫市などが味野村の塩の集荷を担っていたことが判明する。また、同時期に記された「他国行願留

帳」を参照すると松右衛門や孫市の名前が見られる。松右衛門については、元禄十三年(一七〇〇)八月七日に「今度私共儀自村ニ而塩買積、大坂へ売ニ参申度・・・」と、味野村の塩を大坂へ販売することを願っている。孫市については「他国行願留帳」に何度か記載が見られる。少し細かく検討しよう。三つの史料を掲載する。¹³⁾

【史料1】

願書上

閏正月十日ニ罷戻り申候

一 私共義、自村ニ而塩買、備後福山へ売積参申度御座候、被遣被下候ハ、忝可奉存候、尤御法式之義先方ニ而も何ニ不寄相背不申、当月十六、七日比ニハ罷戻り判消し可申候、已上

味野村 孫市 ㊦

元禄貳年閏正月五日 同 村三九郎 ㊦

右之通吟味仕相違無御座候、願之通被遣可被下候、已上

同村年寄 与左衛門 印

【史料2】

願書上

五月十九日戻り申候

同 忠左衛門 ㊦

一私共義、当村孫市塩積、備後福山へ参申度御座候、願之通被遣被下候ハ、忝可奉存候、尤御法式之義何ニ不寄先方ニ而も相背不申、今月十五日比ニハ罷戻り判消し可申候、以上

右之通吟味仕相違無御座候、願之通被遣可被下候、以上

あしの村 五 助 ㊦

同村五人組頭 五 兵 衛 印
同 六郎右衛門 印

元禄七年五月五日 同 村 七 兵 衛 ㊦

【史料1】は、元禄二年閏正月五日、味野村孫市と

右之通吟味仕相違無御座候、願之通被遣可被下候、以上

同村五人組頭 六郎右衛門 印

同 五 兵 衛 印

下肝煎味野村 善左衛門殿

み販売の事例として備前廻船一般によく見られる文言である。それに対し、【史料2】を参照すると、元禄七年

【史料3】

願書上

一私共義、自村ニ而塩買積、大坂へうりニ参申度御座候、願之通被遣被下候ハ、忝可奉存候、尤御法式之義何ニ不寄先方ニ而も相背不申、来十一月八、九日比ニハ罷戻り判消し可申候、以上

味野村舟頭 孫 市 ㊦

元禄七年十月廿七日 同 長 一 七 ㊦

五月五日に味野村五助と七兵衛は「私共義、当村孫市塩積、備後福山へ参申度御座候」と、「孫市塩」を積み(買い積みしているわけではない)、備後福山へ行くことを願っている。つまり、五助と七兵衛は運賃積みとして孫市が持っている塩(孫市塩)を福山まで送ろうとしている。孫市は備後福山に販路を有していたことがうかがえる。【史料3】を参照すると、元禄七年十月二十七日、味野村舟頭孫市他二名は、「私共義、自村ニ而塩買積、大坂へう

りニ参度御座候」と、孫市は船頭であることを明記した上で、自村の塩を買い積みし、自身が大坂へ販売することを願ひ出ている。つまり、味野村の塩の集荷を担う人々（松右衛門、孫市、善兵衛、助右衛門など）の中には、孫市のように船頭として、福山、大坂などへ販売する人もいた。

そして、最後に味野村から下津井湊へ運ばれた商品と販売元を記載した「(宝永四年)下津井書上塩控帳」を参照しよう⁽⁴⁾。これにも、松右衛門を始めとして孫作、孫二郎、太郎兵衛、茂平次、茂二郎、梶右衛門、六右衛門、助兵衛、市右衛門、吉郎兵衛などがかわっている。味野村からは塩だけでなく種子や、田ノ口村の塩なども送られている。また、「岡山地頭御用塩」と領主へ納めた塩の地払いがなされている。下津井に送られた塩の販売先は大坂が多いが、他にも倉敷、福山、笠岡などもある。

二 「船改め」から見る味野村の船所持

次に近世後期の味野村の船所持の動向について【表2】から概観する。「船方御用記録」には、毎年二〜三回程度行われる味野村の船改めの結果や、船所持の動向などが書きあげられている⁽⁵⁾。幕藩権力が船所持を掌握

する意味は軍事的意味が大きいが、平時では、岡山藩領の年貢米輸送に使われることもあった。天保十一年(一八四〇)十一月の書上を参照すると、「児島郡味野村文左衛門外六人之者所持之船九艘、此度大坂表御登米御用御借上被仰付奉畏候」と、味野村の船主七名は自身の持ち船九艘(一〇〇石積以上の帆船)を岡山藩領年貢米を大坂に搬送するために貸与することを確認している。ただし、船は全国各地にあるため、来月(十二月)初旬までには帰帆するので、帰帆次第、乗組員の名前や諸道具などを確認して岡山へ転送することを伝えている。このように、各村の持船は通常は各船主の商品輸送に使われるが、年貢米輸送のために船が徴発されることがあった。

このことについて、味野村の「船改め」の内容を文政九年(一八二六)から安政六年(一八五九)までを紹介する。

なお、「船改め」の記載は船所持の実態と異なることがあるようである。この点は留意点だが、本論では船を所持していたこととして扱うこととする。

【表2】を参照すると、大きく分けて二〇〇石以上の大型船と、一〇〇石から一五〇石程度までの中型船、そして、それ以下の小型船の三つに分類できる。他にこの

間、恒常的に肥船が五〜六艘あった。また、文政十年（一八二七）と文政十一年の二年間に艘の記載があるが、その他の年は単に記載がなされていないだけのようと思われる。以上の点を踏まえつつ、大型船、中型船、小型船に分けて詳細に検討していくことにしよう。¹⁶⁾

1 大型船（二〇〇石以上の船）

味野村で二〇〇石積以上の帆船を所持する時期は一時だけである。一時期に七〇〇石積帆船と二〇〇石積帆船の二艘があるのは天保九年（一八三八）から十一年にかけてである。当初は両方共、義四郎の所持船であった。

七〇〇石積帆船については「当村義四郎七百石積、天保七丑五月芸州生口嶋義右衛門より買取、天保十一子六月当村文左衛門売渡、当正月廿七日紀州楠井村ニ而破船仕委細御注進申上、当六月帳消被仰付候」とあり、義四郎は天保七年に七〇〇石積帆船を安芸国生口島（尾道市瀬戸田町）から購入し、その後、文左衛門（武左衛門）に売り渡している。しかし、天保十二年正月に紀州沖合で難破した。また、二〇〇石積帆船は、天保八年十月に下津井村の米蔵から義四郎が入手しているが、結局、三年後の天保十一年十二月、大坂江戸堀炭屋次兵衛に売り渡し

ている。その後は大型船を購入する動きは見られない。天保十一年から十四年までの三年間、一五〇石積帆船を所持していた権次郎はこれを譲り、新たに翌十五年には三五〇石積帆船を入手している。この権次郎も所持していたのは一年程度である。現象的な評価だが大型船を所持し運営することは経営的に難しかったということだろう。この点は、武左衛門の動きからも後述する。

2 中型船（一〇〇石〜一五〇石の船）

一〇〇石〜一五〇石までの船の所持数は、文政九年には一〇艘あり、一〇〇石〜一二〇石積帆船に絞られる。三・四年程度所持する船主が多い。権之介のように文政九年（一八二六）から天保六年（一八三五）までの九年間所持する船主もいた。また徳蔵のように二艘所持する船主もいる。しかし、文政九年のときには一〇艘あったが、天保七年には二艘にまで減っている。特に天保六年から七年にかけて、六艘から二艘にまで減らしている。

天保十一年六月以降になると、一〇〇石積帆船よりも一二〇石から一五〇石積帆船の方が多くなっている。天保十一年十一月に七艘に増加するものの、天保十三年までは六艘、天保十五年には四艘、弘化二年（一八四五）に

三艘、そして弘化四年、嘉永二年（二八四九）は二艘にまで減らしている。その後は、三・四艘で推移する。周屋仲間解散令が出されるのが天保十二年十二月のことだが、これが市場条件の変化と関係しているのかは今後の課題である。

帆船の売買市場は瀬戸内から大坂にかけて広い範囲で存在しており、不要になった帆船の売り先は領内を原則としていた。四反帆船一艘を善兵衛は村内の五左衛門に譲渡している。また、文政九年、嘉右衛門は四反帆船一艘を西大寺村久太郎から購入している。しかし、領外で売買されることも多かった。文政十年には味野村の久松が所持していた三反帆船は領内で希望者がいなかったことから、塩飽島櫃石島の大工藤吉に売却している。逆に文政十二年には、庄助は大坂富島の阿波屋多助から上荷船（三反帆船）一艘を買い求めている。また、徳蔵は一〇〇石積帆船二艘を所持していたが、天保六年に阿波屋多助と大坂安治川児島屋源五郎に売却している。天保十二年には利吉が所持していた一三〇石積帆船を生口島の増田屋茂右衛門へ売り渡している。購入先も大坂だけでなく、弘化四年には松四郎が上道郡西大寺村から

一三〇石積帆船を購入している。また、文政十年九月に五左衛門所持の四反帆船が古船ということで周防国八代島で一〇〇石積七反帆船に仕様替えをしている。

3 小型船（八〇石以下の船）

先にも紹介した通り、味野村は近世前期以来、船を有し、他国での取引を積極的に行っていた。また、船主でなくても、塩飽島や小豆島の廻船の雇われ水主になることも多く、瀬戸内海地域はもちろんのこと、北国（酒田、加賀）、江戸に至るまで広範囲に活動している。その意味で、味野村の人々は伝統的に操船技術にも長けていたと考えられる。また、味野で生産された塩を買い入れ、福山、大坂に売り込んでいた。

小型船について細かく見るといくつか傾向がある。まず、**【表2】**を再度見ることにしよう。六反帆船と五反帆船（六反帆船が八〇石積と七〇石積、五反帆船が六〇石積と五〇石積）は一時的に五艘のときがあったが恒常的に一艘から三艘程度で、あまり変わらない。それに対し、四反帆船は文政九年ごろは一艘か二艘だったが、天保七年に七艘と増加し、その後、前後しながら一〇艘程度に増加する。三反帆船はほとんど無かったが、文政十四年に

四艘、天保二年に一一艘と急増し、その後も天保十二年まで一〇艘以上と多い。しかし、それ以降、四反帆船が漸増する中、三反帆船は漸減する。この所持者の漸増、漸減は、船主が手放す段階で同じ村の他の人に引き継がれるか否かの問題でもあった。つまり、引き継がれなければ漸減し、逆に購入する段階で何を買うかという問題である。二反帆船はほぼ恒常的に二艘か三艘である。小型帆船についての全体的な傾向としては、一度船を所持すると、短期で手放すことは少ないということである。この点、もう少し、船所持者の動向から具体的に紹介する。

まずは、六反帆船に注目しよう。八〇石積帆船は天保十年から辰之介が二年ほど所持し、仙次郎は天保十一年六月から弘化四年正月まで所持している。七〇石積帆船は金介が天保二年に所持するようになり、その後、天保五年から利吉が使用する。又八と和右衛門は天保十一年正月から三年程度所持している。金介は文政九年正月から十二年六月までは五〇石積帆船を所持しており、自身が所持していた五〇石積帆船が古くなったことから塩飽島の金島の徳五郎の七〇石積帆船に仕様替えを行っている。

る。また、又八が所持していた船は天保十二年正月に紀州沖で大風に遭遇し行方知れずになっている。¹⁷⁾

次に五反帆船だが、熊平（熊右衛門）が文政九年から天保五年まで、平八が文政九年から文政十一年まで所持した記載が見られる。その後、紋次郎が天保十五年から、和三郎が嘉永六年から安政五年まで所持した記載が見られる。このように、中期的に所持する船主が多かったようである。

四反帆船に注目すると、文政期は嘉右衛門のように文政九年から天保四年まで所持した記載があり、長期に所持している例はあるが、他は一〜二年で船を手放すことが多いようである。しかし、天保六年以降になると、長期間船を所持するようになる。天保六年に四反帆船を所持するようになった六名の内長吉だけは二年で手放しているようだが、他の五名は比較的長期間船を所持している。¹⁸⁾

三反帆船は、久松が文政九年から文政十年にかけて所持しているが、それ以降、文政十二年までは所持する人はいなかった。しかし文政十三年以降、入手する人は増え、しかも継続的に所持する場合が多かった。¹⁹⁾

天保二年に三反帆船が四艘から一一艘に一気に増えているのは、同年四月から六月にかけて大坂安治川一丁目の児島屋源五郎から武左衛門を含めて七名が上荷船を購入したためである。逆に売り先としては、大坂富島阿波屋多助に譲渡することが多かった。

二反帆船は、ほとんど所持者は変わらない。文政九年の段階で、武左衛門、和右衛門、善次郎が所持していた。和右衛門は文政十年、善次郎は天保六年まで所持している。同じ天保六年から喜介が安政五年まで所持し続けている。

以上、簡単に文政九年から安政五年にかけての味野村の帆船所持の推移を紹介してきた。本内容は「船改め」から紹介したものであり、具体的な積載物などは判明しないので、分析の多くは今後の課題となるが、野崎浜が文政十二年（一八二九）に味野村沖、続いて天保二年（一八三一）に赤崎村沖で開発されたのと帆船増加は少なからず連動していると考えられる。ただ、この点については、改めて検討していきたい。

三 武左衛門の船所持と所持船の活動

本稿ですでに度々触れてきているが、武左衛門の船所持の動向を【表2】を参考にしながら、もう少し検討しておこう。武左衛門は文政十二年に野崎浜を開発し、それを契機に天保二年（一八三一）に塩問屋と石炭問屋を営む免許を得て、野崎浜で生産した塩を集荷し販売していた。武左衛門が自身で船を所持するということは、それを販売先まで輸送することを目指したと言えるだろう。次にこの武左衛門の船所持の動向を明らかにしていくことにする。

1 武左衛門の船所持

【表2】を参照しながら、本論で検討した文政九年から安政五年までの間の武左衛門の船所持の傾向を概観していこう。

まず最初に二反帆船は、この期間中ほぼ毎年所持していた。文政十年（一八二七）に一時的ではあるが二反帆船を、塩飽島櫃石島の大工藤吉に売り渡している。しかし、文政十三年以降は安政五年に至るまで船を所持し続けている。天保十一年（一八四〇）から十三年にかけて二艘所持していた。

三反帆船は天保二年（一八三一）に入手してから安政

四年（一八五七）に至るまで所持している。さらに、天保五年に田之浦村の大工富蔵から新造船一艘を購入し、天保十三年まで二艘所持している。一艘は天保十四年六月に赤崎村の平太郎に売り渡し、もう一艘は、安政四年七月に三反帆船一艘が大風のため堤防に係留していたはずが流失している²⁰。各地に問いあわせるなど二カ月ほど搜索したが見つからず帳外にしている。

大型船は、天保十一年に七〇〇石積帆船を義四郎から譲り受けているが、天保十二年正月に難破している。続いて一四〇石積帆船を入手する。また、天保六年、七年に四反帆船を所持し、天保八年以降一〇〇石積帆船を有していた。この一〇〇石積帆船と一四〇石積帆船は天保十四年六月に「一兒島郡味野村武左衛門船百四拾石積拾反帆御焼印入、壹艘此度同郡赤崎村平太郎へ売渡申度旨申出候、一同村同人船百石積七反帆御焼印入壹艘、此度赤崎村仲蔵へ売渡申候旨申出候」と、両船をほぼ同時期に赤崎村平太郎と仲蔵に売り渡している。さらに、同じ六月に「一同村武左衛門所持式拾石積三反帆、拾石積式反帆、右式艘不勝手ニ付売払申度御国内承入候得共、望人無御座候ニ付、大坂江戸堀炭屋治兵衛江売渡申度旨申

出候」と、二反帆船、三反帆船の小型船二艘も手放している。武左衛門にとつて、自身が船を所持しつつ塩を販売する手法からは撤退し、塩販売の方法を大きく転換させた時期であったと考えられる。なお、四反帆船については三回所持しており、一回目を天保六・七年に、二回目を弘化四年から嘉永七年まで所持している。そして三回目は、安政五年正月「一兒島郡味野村大庄屋野崎武左衛門四拾石積四反帆、新船壹艘買求申候、午五月より御帳付相成申候」と、四〇石積四反帆船の新造船を一艘入手している。

また、弘化三年十一月には一二〇石積帆船が摂津国八部郡神戸沖で破船している。この時期の「船改め」には武左衛門が一二〇石積帆船を所持していることは確認できない。ただ、一二〇石積帆船が破船した史料の表題には「武左衛門船沖船頭善兵衛御国産塩塩積受於播州神戸破船一条書類」とあり、本文中にも「一兒島郡味野村武左衛門百式拾石九反帆船所持仕沖船頭同村善兵衛・・」²¹とあるように、武左衛門の所持船となっており、善兵衛が沖船頭となっていた。この点、詳細は不明だが「船改め」によると、善兵衛は文政九年には四反帆船を所持

し、文政十年には、六〇石積帆船を所持するようになり、天保十五年以降、一二〇石積帆船を所持している。

「船改め」に記載されている所持者としては善兵衛であったが、武左衛門が塩浜問屋を務めていた塩の販売を請け負っていたものと考えられる。この点は、もう少し検討が必要であろう。

2 武左衛門所持船の活動

この時期の塩取り引きについて簡単に紹介すると共に、武左衛門の所持船の活動について明らかにしたい。まず、尾州廻船の取引の様子について紹介する。⁽²²⁾

【史料4】

浦状之事

一尾州知多郡小野浦村作左衛門船直船頭水主共拾人乗、
当三月廿六日国元出帆、四月廿五日讚州坂出浦着
塩積入、五月四日同所出帆、同十三日相州浦賀江着
売払、同廿一日出船、同晦日再度坂出浦江入津致候
得共、塩不引合ニ而同所出帆、六月八日当村江着船、
毘買付荷積待合居申折柄、水主善藏同十一二日頃ヨ
リ不快ニ罷成・・・

同史料は天保十三年六月に作成されたもので、知多郡

の廻船（一般的に尾州廻船といわれる）が味野村で塩を購入した際に、水主であった善藏が体調を崩し、結局亡くなったことを受けての史料である。同史料から尾州廻船の買積船の動きがわかる。すなわち、同船は天保三年三月に尾州を出帆し、坂出浦で塩を購入し浦賀で販売している。その後、再び坂出に行くものの、塩の価格が折り合わず、味野村で塩を買い付けている様子がわかるだろう。このような尾州廻船は買積船として瀬戸内海の塩田の塩を大量に購入していることになる。内海船の往來の様子は、これまでの研究でも明らかにされているところだが、味野村（野崎浜）においても、こうした尾州廻船の往來に対応した取引がなされていることが確認できる。

次に武左衛門が所持していた中型船の活動について紹介しよう。⁽²³⁾

【史料5】

浦手形

一備前児嶋郡味野村昆陽野武左衛門船沖船頭藤次郎乗
拾反帆水主共四人乗、宗旨者代々真言宗、去十月於
国許塩被積入、同十五日野崎浜出帆段々被乗下、尾

州名古屋表ニ而塩売払米少々買積被致乗登、十一月十四日当国新鹿浦へ入津、米売払同所ニ而名古屋送り松材運賃積被致、同十六日出帆乗下、同廿八日再と名古屋表へ入津、松材陸揚被致、米少々買積被致、十二月朔日同所出帆段々乗登、同月六日新鹿浦へ入津、於同所御仕入方より播州神戸松屋四郎太夫江送り板運賃積并自分買板共被積入、同月十日新鹿浦出帆、同日暮方里のうらへ入津、翌十一日同所出帆乗登候所、当浦沖合ニ而西風ニ相成難乗登、同日九つ時頃当浦湊口江差向被乗寄候処、船頭藤次郎方俄ニ病氣差発り・・・

天保十三年十二月、武左衛門が所持していた四人乗りの一〇反帆船（一四〇石積帆船）の沖船頭だった赤崎村の藤次郎が渡航中体調を崩し死去したことを受けて書き上げたものである。この件については「浦手形」以外にも史料が残されている。死去した沖船頭への対応も興味深い、廻船の航行の様子もわかる。この点、関連史料も参照しながら、航行の様子を紹介しよう。

武左衛門船は一四〇石積一〇反帆船で、船頭は赤崎村の藤次郎で、水主は味野村喜次郎（四四歳）、小川村登藏

（三一歳、通生村友吉（三〇歳）であった。

野崎浜での塩を四〇〇俵積載し十月十五日に出帆。十一月一日に名古屋へ入船し、塩を売却すると、米一四俵を購入し、十一月十四日に新鹿浦（紀伊国）で米を売却。

この新鹿浦で松材の輸送を頼まれ（運賃積）、二十八日再び名古屋に入船。名古屋で米を少々買い積みし、十二月一日に名古屋を出帆。十二月六日に新鹿浦に入津すると、仕入方から播磨国神戸松屋四郎太夫への板の送付を依頼され、該当の板（運賃積）の輸送と自身で板を購入（買積）し、十二月十日に出帆。このように、武左衛門の所持船であったとしても、野崎浜の塩を販売するため往來しただけでなく、沖船頭の差配のもと諸物資を買積み、また湊商人の要請により運賃積が行われていた。また、武左衛門が所持していた大型船の活動がうかがわれる弘化元年（一八四四）の史料の一部を紹介しよう。²⁵⁾

【史料6】

（前略）右武左衛門義先年船所持仕備中浅口郡柏島村菊松と申者沖船頭ニ相雇、塩積売買仕居申内、去ル亥年撰州神戸問屋山崎屋勘兵衛へ貳貫七拾四匁九分取替銀出来、内壹貫百貳拾五匁壹分七厘亥十月塩并金子共請

取、残銀九百四拾八匁九分式厘、此利三百式拾四匁八分四厘、二口合壹貫貳百七拾三匁七分六厘相滞、菊松より度し催促仕候得共、損銀仕候迎相渡し不申由迷惑仕居申処、一昨寅正月武左衛門所持之船紀州表二而及破船、菊松義ハ暇遣し当時本在江罷帰り直乗船働仕居申二付、同人売事之序ニ右勘兵衛滞銀取立差越候様度々申付置候処・・・(後略)

この史料は、武左衛門船(七〇〇石積)の沖船頭である柏島村菊松が、天保十年における立替金銭の支払いを怠っていたため、武左衛門が柏島屋金兵衛(摂津国八部郡二ツ茶屋村)から支払い請求を受け、菊松が不在のため、戻り次第事情を確認すると回答した書付である。これは、味野村の五人与頭義四郎と名主善三郎の連名で書き上げられているが、義四郎は、武左衛門に七〇〇石積の船を譲渡した人物である。

武左衛門は菊松を沖船頭として塩の取引をしていたが、菊松は「拾九反帆七百石積義四郎船沖船頭菊松水主共八人乗」(天保九年)と、それが義四郎の船であったとさから沖船頭であった。史料中には「一昨寅正月武左衛門所持之船紀州表二而及破船」と、天保十三年正月に紀

州沖で難破したと記されているが、実際には先に紹介した通り、天保十二年正月に紀州日高郡楠井村沖合で破船したことがわかっている。天保十二年正月の段階で、七〇〇石積の帆船は確認できず、恐らくこれ以降、味野村では大型船を所持する人はいなくなる。

また、この史料によれば、神戸の間屋山崎屋勘兵衛は菊松に対し二貫目程度を立て替えていた。そのうち約一貫百目は塩と銀子で受け取り、残り約九五〇目と利益銀三三四匁は未払いであった。この未払い分について菊松に催促したのだが、「損銀仕候迎相渡し不申由」と返済に応じていなかった。さらに他にも柏島屋金兵衛からも未払いの訴訟を受けている。この訴訟の結果は不明だが、要するに武左衛門は持船を有しつつ、野崎浜で生産した塩を、大坂、名古屋へと販売をもくろんだわけだが、実際に取引に関わる菊松(沖船頭)の不首尾により、金銭問題で訴訟にあったのである。**【史料5】**で紹介した通り、野崎塩の売買だけでなく、行程中での取引は臨機応変に行われていた。つまり、武左衛門自身が乗船して商売するわけではないので、その場の取引は沖船頭(上乗り)の才覚に任されていた。結局、金銭取引について

は沖船頭の信用が求められていたことになる。信用取引の難しいことを示しているといえるだろう。

まとめと展望

以上、「近世後期、備前国児島郡味野村の船所持と武左衛門」と題して、備前廻船の一端を明らかにしてきた。具体的な船主の経営実態は明らかではなく、さらなる検討が必要だが、本論で明らかにしたことを整理しつつ、展望を明らかにしておきたい。

備前廻船の一端として味野村を例にすると、近世前期以来、地元産の塩を買積し、福山、大坂などへ販売すると共に、瀬戸内各地の物資を販売する内海交易に携わることが多かった。また、塩飽島の廻船が御城米を輸送する水主として雇われるなど、海運関係に携わる人が多かった。このため、味野村には操船技術に優れた人材が豊富にいたと理解できるし、廻船活動に関わることで瀬戸内海を中心とした各地で活躍していた。

また、近世後期にはすでに帆船の売買市場は大坂、瀬戸内海各地に存在していた。帆船の売買は原則として領内で行うべきとされているが、実際は各地から入手する

ことが多かった。小豆島、塩飽島などの島嶼地域や大坂などで多くの船が売買されている。味野村の人々もこの帆船市場に積極的に関与していたことである。また、一〇〇石積帆船以下の小廻船について述べると、新造船で船を調達することは少ないことから、船の売買市場は大きく、しかも広範囲にあったと考えられる。

船の所持者については、武左衛門のように経営者となり、実際の船商売には沖船頭が担う場合と、自身が船頭として実際の操船も担当する場合など色々あるだろうが、本史料だけでは判断することはできない。ただ、当初小型船を購入しながらも、その後、次第に比較的大きな帆船を購入するような船主もいた。また、こうした帆船市場の存在は、帆船売買が容易であったことを示している。

文政十二年以降の野崎浜の開発を始めた児島郡での塩田開発は、備前廻船業に活気を与えたと考えられる。この時期、四反帆船や三反帆船などの小廻船が急増するのは、その表れと言えるだろう。小廻船の金額、入手方法についてはさらに検討が必要だが、容易に帆船売買が可能な市場が存在し、伝統的に操船技術を有してい

た人たちが多く存在したことも比較的容易に海運業界に参加できた要因だろうと考えられる。そして、こうした要素がその後の塩田開発を積極的にしたといえるだろう。

野崎浜の開発者でもある武左衛門は、天保二年に塩問屋を認められることで、野崎浜内の塩の集荷を担うこととなった。それに加えて、消費地での販売を意図して、手船を入手している。七〇〇石積帆船までも入手した。しかし、難船や沖船頭の不正もあり、経営的にうまくいかなかったようである。結局、小廻船は持ち続けるものの自船所持による積極的な廻船経営からは撤退する。こののち、武左衛門は輸送をどのようにしたのかは今後の課題である。

註

- (1) 『備陽記』(日本文教出版株式会社、一九六五年)。
- (2) 岡山大学附属図書館編『岡山大学所蔵近世庶民史料目録 第3巻』(一九七四年)。
- (3) 『岡山県史』を参照すると「江戸時代初期・中期における小規模塩田の労働状況は家内労働が中心であったと考えられる」と記載されている(「味野塩田の経営」『岡山県史』第七巻近世Ⅱ 一九八五年)。北村章「玉野地域の塩業史」『近世玉

野の歴史と文化』(吉備人出版、二〇二二年)。落合功「近世における備前児島の製塩業―児島郡味野村から見た一断面―」『青山経済論集』第七四巻第三号、二〇二二年)。

- (4) ナイカイ塩業株式会社社史編纂委員会編『備前児島野崎家の研究』(一九八一年)。

(5) これまでもかかる視点で、菱垣廻船、樽廻船、北前船、内海船などが扱われてきた。斎藤善之『内海船と幕藩制市場の解体』(柏書房、一九九四年)、上村雅洋『近世日本海運史の研究』(吉川弘文館、一九九四年)、柚木学『近世海運史の研究』(法政大学出版局、一九七九年)、中西聡『海の富豪の資本主義』(名古屋大学出版会、二〇〇九年)。また、備前海運については、岡山藩の「御留帳御船手」を中心に明らかにした倉地克直『江戸時代の瀬戸内海交通』(吉川弘文館、二〇二二年)がある。

- (6) 岡山大学附属図書館所蔵荻野家文書。

(7) 武左衛門は弘化四年に名字帯刀が許され、野崎武左衛門と名乗るようになる。武左衛門については「備前児島野崎家の研究」参照。

- (8) 「他国行願留帳」(岡山県史 第二十一巻 備前家わけ史料)一九八六年)。

(9) 「味野村組合の他国行船稼ぎ」(『新修倉敷市史 第三巻近世(上)』二〇〇〇年)、「商品流通と船稼ぎ」(『岡山県史 第七巻 近世Ⅱ』一九八五年)、「岡山県史 第二十一巻 備前家わけ史料」(一九八六年)。山本太郎「元禄期備前国児島郡味野村組合の他国行船稼ぎについての一考察」(『論集 きんせい』第一四号、近世史研究会、一九九二年)。

- (10) 「出来塩之覚」(岡山大学附属図書館所蔵荻野家文書九二四)。

(11) 「他国行願留帳」(岡山県史 第二十一巻 備前家わけ史料)一九八六年。

(12) 「出来塩改帳」(岡山大附属図書館所蔵荻野家文書九二五)。

(13) 「史料1」から「史料3」までいずれも「他国行願留帳」。

(14) 「宝永四年」下津井書上塩控帳(岡山大附属図書館所蔵荻野家文書九二六)。

(15) 岡山大附属図書館所蔵荻野家文書。なお、同史料を利用した先行研究として、上村雅洋「塩飽廻船の水主と備前国南見島」(近世日本海運史の研究)一九九四年、吉川弘文館がある。

(16) 本項に關係する引用史料は「船方御用記録」(岡山大附属図書館所蔵荻野家文書一三四二、一三四三)を引用している。

(17) 「味野村又八船紀州沖にて当正月廿六日夕大風行衛不知御注進書類控」(岡山大附属図書館所蔵荻野家文書九七二)。

(18) 孫三郎(天保十三年まで)、又八(天保十五年まで、なお、

天保十一年には二艘所持)、藤兵衛(天保十年まで)、与市(天保九年まで)、清兵衛(天保十一年まで)。他にも市兵衛・一郎兵衛(天保十年から天保十三年)、清左衛門(天保九年から弘化二年)、仙二郎(天保十一年から安政五年)、忠兵衛(天保十一年から安政五年)、和右衛門・和三郎(天保十一年から嘉永六年)、左八(天保十三年から弘化四年)、又左衛門(嘉永二年から安政三年)、李平(嘉永二年から嘉永六年)、嘉平(嘉永二年から嘉永六年)など比較的長期に所持する場合が多い。

(19) たとえば、熊平・熊右衛門(二艘所持、それぞれ文政十四年から天保五年、天保六年まで)、音二郎(文政十四年から天保十二年まで)、藤兵衛(文政十四年から天保七年まで)、庄助(天保二年から天保十三年まで)、忠兵衛(天保五年から安政五年まで)、利吉(一時二艘、天保四年から一艘は天保五年ま

で、もう一艘は天保十五年まで)、熊之丞(弘化三年から安政五年)、嘉平(天保八年から嘉永六年)など、いずれも長期間船を所持している。また、設之助や仙二郎のように三反帆船から四反帆船に仕様替える船主もいた。

(20) 「船方御用記録」の安政四年九月の項を参照すると、「見島郡大庄屋味野村野崎武左衛門所持之三反帆船壹艘去七月朔日大風流失候、委細其節御注進申上置其後近国浦々被御尋候得共、今以行衛相知不申被申出候、何卒御帳消可被下候様奉願上候、以上・・・」とある。

(21) 「武左衛門船沖船頭善兵衛御国産塩積積於播州神戸破船一条書類」(岡山大附属図書館所蔵荻野家文書九八五)。

(22) 天保十三年六月、見嶋郡味野村新浜塩間屋武左衛門支配人忠兵衛客船尾州知多郡小野浦村作左衛門水主善蔵右忠兵衛方にて病死一条御注進其外書類(岡山大附属図書館所蔵荻野家文書八四四)。

(23) 内海船は買積船として瀬戸内各地の商品(塩を含む)を購入し、各地に売り込むようなことが行われ、それが市場構造の姿をもたらしたとする。斎藤善之「流通構造の転換」(『岩波講座 日本歴史 第一四巻』岩波書店、二〇一五年)、同「流通勢力の交代と市場構造の変容」(『新しい近世史 3 市場と民間社会』一九九六年)。

(24) 天保十四年「味野村武左衛門船沖船頭赤崎村藤次郎紀州表にて変死一件書類」(岡山大附属図書館所蔵荻野家文書八四五)。

(25) 弘化元年「野崎武左衛門持船船頭・広島屋金兵衛訴訟」(『日本塩業大系 史料編 近世(一)』三八八号、日本専売公社、一九七五年)。

表1 元禄5年(1692)味野塩の販売先

販売時期	販売量		販売先	販売額	支払貨幣
元禄5年2月4日~12月	4,154 俵	9分5厘かえ	備中倉敷、西阿知へ売	3貫946匁3分	銀札
元禄5年6月22日~12月	1,365 俵	8分5厘かえ	小豆島へ売り	1貫160匁2分5厘	白銀
元禄5年11月~12月	990 俵	1匁5厘かえ	弓削へ売り	1貫039匁5分	白銀
元禄5年7月10日~12月	1,752 俵	9分5厘かえ	小串、八浜へ売	1貫664匁4分	銀札
元禄5年2月25日~12月	7,100 俵	9分5厘かえ	赤崎へ売	6貫745匁	銀札

註：「出来塩之覚」(岡山大学附属図書館所蔵荻野家文書924)。1俵は2斗入。

表2 近世後期における味野村の帆船数と野崎家船所持

		味野村における帆船数										野崎家船所持					
		700石	350石	200石	150~140石	130~100石	80石~50石					700石	140石	100石			
		十九反帆	十三反帆	十二反帆	十反帆	九~七反帆	六~五反帆	四反帆	三反帆	二反帆	十九反帆	十反帆	七反帆	四反帆	三反帆	二反帆	
文政9年	正月					10	3	1	1	3							●
	9月					10	3	1	1	3							●
	11月					10	3	2	1	3							●
文政10年	正月					10	3	2	1	3							●
	6月					10	4	2	1	3							●
文政11年	正月					9	4	1		1							
	6月					9	3	1		1							
文政12年	6月					9	3	1		1							
文政13年						9	3	1	3	2							●
文政14年						8	3	1	4	2							●
天保2年	6月					8	3	1	11	2							●
天保3年	正月					8	3	2	11	2							●
天保4年	正月					6	3	2	11	2							●
天保5年	2月					5	3	2	12	2							●
	5月					6	3	1	13	2							●
	11月					6	3	1	12	2							●
天保6年	正月					6	2	1	12	2			●				●
	4月					6	2	1	12	2			●				●
	11月					3	2	7	12	2			●				●
天保7年	正月					3	2	7	12	2			●				●
	6月	1				2	2	7	12	2			●				●
	11月	1				2	2	7	12	2			●				●
天保8年	正月	1				2	2	8	13	2	●		●				●
天保9年	正月	1		1		2	2	9	13	2			●				●
天保10年	正月	1		1		2	3	11	11	2			●				●
天保11年	正月	1		1		2	5	10	11	3			●				●
	6月	1		1	2	2	4	12	11	3	●		●				●
	11月	1		1	2	5	4	11	10	3	●		●				●
天保12年	正月	1			2	5	4	8	10	3	●		●				●
	6月				2	4	4	9	10	3		●	●				●
天保13年	正月				2	4	3	8	9	3		●	●				●
	11月				3	4	2	7	8	3		●	●				●
天保14年	11月				2	3	1	7	6	2							●
天保15年	正月			1		3	1	7	6	2							●
	6月			1		3	2	7	6	2							●
弘化2年	正月			1		3	2	7	6	2							●
弘化3年	正月						2	6	6	2							●
弘化4年	正月						3	6	6	2							●
	11月				1	1	2	11	6	2				●			●
嘉永2年	2月				1	1	2	11	5	2				●			●
嘉永3年	11月				1	3	1	12	5	2				●			●
嘉永4年	11月				1	2	1	10	5	2				●			●
嘉永6年	2月				1	3	2	10	5	2				●			●
嘉永7年	正月				1	2	2	9	4	2				●			●
安政3年	2月				1	2	2	8	4	2							●
安政4年	正月				1	2	2	8	4	2							●
	11月				1	2	2	8	3	2							●
安政5年	正月				1	2	2	9	3	2							●
	5月				1	2	2	10	3	2				●			●
	11月				1	2	2	11	3	2				●			●

註：「船改書上」「船方御用記録」参照、岡山大学附属図書館所蔵萩野家文書 1342,1343。

●は船数。

武左衛門は、天保10年から12年の間、文左衛門と改名している。よって、当該期は「文左衛門」の所持船も武左衛門所持船として記載している。

倉敷浅尾騒動主導者・立石孫一郎前史

—倉敷村の年寄役が「草莽の志士」となるまで—

立石 智章

はじめに

慶応二年（一八六六）四月に起こった長州藩の第二奇兵隊脱走兵たちによる倉敷代官陣屋及び浅尾藩陣屋への襲撃事件（倉敷浅尾騒動）は、数日にわたって備中国周辺を震撼させた大事件であった。脱走兵のリーダー格である立石孫一郎は、かつて倉敷村の年寄役を勤めた（大橋）敬之介である。年寄敬之介は、元治元年（一八六四）十二月、同村から姿を晦ました後、長州藩領の周防国熊毛郡小周防村（山口県光市）に姿を現し、第二奇兵隊に入隊していた。

本稿では、敬之介が倉敷村を出奔するに至る動機を検討する。

ところで、このことを検討するに当たっては、前提と

して、史料批判に基づきながら敬之介の伝記的研究や思想形成過程を跡付ける作業が必要となる。しかし従来、

敬之介の事績について触れた諸書は、この点について充
分な検討を行って来なかつた憾みがある。すなわち、『国
事軼掌報効志士人名録』の「立石孫一郎」の項や、これ
を踏襲したと思われる『倉敷浅尾騒動史』^④における敬之
介についての伝記的な記述を無批判に採用している節が
ある。『国事軼掌報効志士人名録』や『倉敷浅尾騒動史』
には、森田節齋に就いて大義名分を学び、藤本鉄石・吉
村寅太郎と面識があつた等、敬之介と著名な尊攘家とを
結び付けた記述があり、その後の多くの敬之介伝がこれ
を踏襲しているのである。^⑤しかしこれらの人物は、敬之
介を「尊攘の志士」として顕彰するに当たり、その人物
像に重みを持たせる目的で持ち出された可能性があり、

慎重な吟味が必要である。

敬之介に関する実証的伝記研究は、『新修倉敷市史』⁶と、大島千鶴氏の論考⁷により大きく進展した。前者は、大谷家文書や大橋紀寛家文書などを用い、敬之介の生涯を網羅的に叙述している。特に、敬之介の倉敷村出奔と密接な関係があると思われる下津井屋事件について、史料に基づきながら通説とは異なる事件の経過を明らかにし、その結末ともいえる下津井屋放火殺人事件の実行犯の一人が敬之介である可能性が高いことを論証している。

また後者は、敬之介の日記など、新たに整理の進んだ倉敷市所蔵東大橋家文書を中心にして、敬之介の倉敷時代後期の様子を、その人間像も含めて明らかにした。大島氏の論考のうち、本稿における関心についての検討部分からとりわけ注目されるのは、森田節齋や井汲唯一との関係である。すなわち、節齋との関係について、敬之介の日記その他の史料に一切名前が出てこないことから、通説のような師弟関係に疑問を呈している。⁸一方で、敬之介の剣術の師とされる唯一については、剣術の稽古を願い出ているほか、付け届けや銀子用立ての記述があることから実際に師弟関係があったことを論証して

いる。これらのことは、仮に敬之介を「尊攘の志士」とするならば、彼の尊攘思想受容の経路を考える上で示唆を与えてくれる。

ところで敬之介は、倉敷村年寄の在職中に同村から出奔したが、彼の伝記的研究のなかで年寄としての勤めや村役人内部での人間関係に触れたものに乏しい。しかし、この時期にこそ、倉敷村から最終的に長州藩へと向かう動機が潜んでいることは充分に考え得ることである。

一 倉敷村年寄敬之介

安政六年（一八五九）十二月十七日、大橋平右衛門（倉敷村年寄） 智の恵吉（翌年閏三月より敬之介）は、植田孫太郎（元庄屋植田武右衛門孫・勝之丞（百姓代）・与兵衛（百姓）と共に、陣屋への出頭が命じられた。十八日、代官名代（元締） 杉浦武助より右の四人に年寄役が仰せ渡され、四人は翌日にかけて陣屋の役人や村役人たちのもとを廻勤し、新任の年寄として周知されていくこととなる。⁹

倉敷村の村役人には、庄屋・年寄・百姓代の三役があった。庄屋及び年寄の職務については、元治元年十一月、

新任の代官「桜井久之助様御役所」に宛て、庄屋・年寄連名で、従来の職務内容について確認を求めた書付^⑩がある。このうち、年寄に関わる職務を要約すると、つぎのようになる。

a 役所よりの触れの内容を帳面に認め、小前に申し触れ、請印を取る。村内全体からの願いについて、庄屋・百姓代とともに連印して役所に願ひ出る。

b 年寄のうちの一人が月番を勤める。村方からの諸願等は月番に願ひ出て、吟味のうえ取り計らう。月番のみでは処置に困る問題は、庄屋・年寄が集まって相談のうえ解決をはかる。それでも処置できない問題は役所に申し上げる。諸願に対する奥印は、庄屋と月番の年寄がする。

c 町内を七組に分け、庄屋・年寄が一人ずつ支配する。但し、諸願については、組に拘わらず月番に願ひ出る。

d 他所よりの転居・嫁取・婿取等は、当番の年寄に願ひ出、吟味のうえ先方村役人に文書で宗門を糺し、案紙を差し出す。送手形・宗門手形を取り、庄屋・年寄が受け付ける。当地から送り出した者につ

いても、引請の時と同様に吟味したうえで庄屋・年寄が受け付け、送手形等を差し出す。役所に届け出る願書にはその都度印形を取っておき、月末に役所へ差し出す。

右のように、年寄は広汎な職務を担っており、特に月番に当たった年寄は、担当の組を超えて村方からの諸願を処理していたことが分かる。敬之介が年寄だった安政六年末から元治元年（一八六四）末にかけては、**表**に示したように、庄屋格の者を含めて五〜八人程度の年寄が居たので、年に二回程度月番が廻ってきた。

年寄への就任翌月には、早くも敬之介に月番が廻って来てお

表 幕末期倉敷村の庄屋・年寄

時期	役職	庄屋	年寄
安政7年3月		丈平・助右衛門	丹右衛門（庄屋格）・大橋平右衛門（庄屋格）・仁左衛門・小山安右衛門・植田孫太郎・恵吉・勝之丞・与兵衛
文久元年12月		丈平・助右衛門・大橋平右衛門・与兵衛	丹右衛門（庄屋格）・仁左衛門・小山安右衛門・敬之介・勝之丞
文久2年5月		大橋平右衛門・大原与兵衛	丹右衛門（庄屋格）・仁左衛門・小山安右衛門・敬之介・勝之丞・大橋良介・唯介

大橋紀寛家文書「御用書類留」（II-1-A-17、II-1-A-18、II-1-A-22）より作成

り、天城村で起こった傷害事件について同村名主から加害者の人別照会を受け回答を行うなど、案件の処理に当たっている¹¹⁾。

つぎに、敬之介の年寄在任中に起こった事件のうち、彼の倉敷村出奔の動機と密接な関連があると思われる二つの事件について検討してみよう。

二 庄屋襲撃事件をめぐる動き

文久元年（一八六二）十二月、庄屋の丈平・助右衛門兩名が病氣勝ちで引き籠っていると理由から、新たな庄屋を選任するため、高持百姓による入札が行われた。入札の結果、上位から（大原）与兵衛が一人、大橋平右衛門が一〇二人を得た。この結果に基づき、年寄の大橋平右衛門（庄屋格、敬之介養父）・与兵衛兩名が新たな庄屋に任命された（獲得人数で下回った大橋平右衛門が従来庄屋格であったため席次は上となった¹²⁾）。一時的に庄屋四名体制となったものの、やがて丈平・助右衛門が庄屋を退き、大橋平右衛門・大原与兵衛¹³⁾の庄屋二名体制に戻った。庄屋二名体制に戻った後の年寄を【表】で確認すると、庄屋格の丹右衛門（かつて庄屋を世襲した小野氏）を別格と

して、他に六名が確認できる。このうち、敬之介・勝之丞（出店大橋）・大橋良介（東大橋）が庄屋大橋平右衛門の一族、小山安右衛門・（原）唯介がもう一方の庄屋大原与兵衛の親類に当たり、両庄屋の縁者で二分されていたことが分かる。

そのような中、文久二年八月十五日、庄屋与兵衛が村会所に出勤する途中、同村百姓宗兵衛（礼助）に襲撃され、頭部等を負傷するという事件が起こった¹⁴⁾。襲撃事件後、大橋一族の三名に仁左衛門を加えた四名の年寄が、与兵衛の再出勤を阻止しようと考えたようで、彼らが作成した願書の案文が数通残っている。それらは、文面の若干の異同を除いて二系統に大別出来るので、つぎにそ

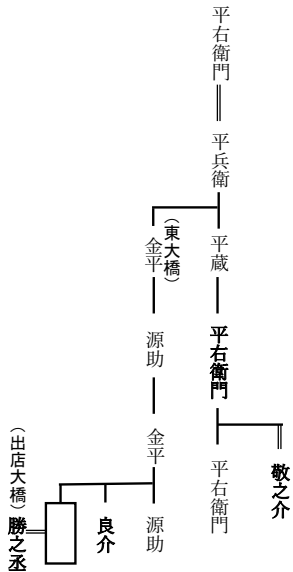


図 大橋家略系図

『備中倉敷大橋氏諸家譜』、山本太郎「倉敷市所蔵備中国窪屋郡倉敷村東大橋家文書」〔『倉敷の歴史』第27号、2017)をもとに作図。

これらの事例を【I系統】【II系統】として示しておこう。

【I系統】¹⁵

同村百姓宗兵衛心得違、当八月十五日、庄屋大原与兵衛ニ為負傷候一件、以之外次第、右者私共兼々不取締方事発り候哉、奉恐入候儀、就而与兵衛者勿論、一同心外至極奉存候、然ル所、同人疵所癒寄候ニ付、近日出勤可仕由風聞有之、定而尤之筋ニも可有之候へ共、右者不容易事柄、近国迄も高評ニ相成、私共ニ而も赤面罷在候場合、此俣出勤仕候而者村方治り方ニも相拘り、且对地方如何敷奉存候間、此段被為成下 御賢察、与兵衛出勤之儀、当分見合候様御理解被為 仰付候様仕度、此段乍恐以書付御願奉申上候、以上

右

仁左衛門

敬之介

勝之丞

大橋良介

小磯様

【II系統】¹⁶

(端裏) 「骨書敬之介、余は仁左衛門其外合作」

乍恐以書付内願奉申上候

倉敷村年寄仁左衛門・敬之介・勝之丞・大橋良介奉申上候、同村百姓宗兵衛義、当八月十五日、庄屋与兵衛ニ出逢疵為負、其場方逃去候ニ付、其段乍恐訴上、疵所御見分有之、大原与兵衛江者療養手当被仰付、宗兵衛義者親類・組合・村役人へ尋方被仰付候間、所々手配仕居候折節、芸州広島ニ而尋当り、閏八月六日召連罷出候処、入牢被仰付、恐入候義ニ御座候、然ル所、大原与兵衛義、疵所癒寄候由ニ而、近日出勤仕候旨及承り候、右者如何之訳ニ御座候哉、当月十九日、同人病氣ニ付、親類^A小山安右衛門外四人之者方奉差上、直様御下ケニ相成候願書面ニ而者、宗兵衛自己之宿意を以疵付候ニ無之、同類之者指図いたし候義ニ可有之候旨、其外数ヶ条御吟味奉願上候得共、仁左衛門・敬之介方前書宗兵衛召連候節、小林権六様御吟味有之、宗兵衛申立候者、当正月以来大原与兵衛役前取計向之義ニ付、不容易遣恨御座候而今般之所業およひ候旨申之候儀者、右兩人ニ而承知罷在候、乍去重而御吟味之節、申口変

化仕候者難計候得共、右者全取計向不行届方事発候義ニ可有之哉奉存候、然ルヲ大原与兵衛義、疵所癒寄候とて、身分をも不顧出勤仕候杯差心得候者、即今同人之氣質とも不被存候得共、去西五月中御下ヶ渡ニ相成候御教諭書ニも、倉敷村者御陣屋元之義ニ而、外郡中村々龜鑑ニも相成候義ニ付、都而平日之心掛ヶ第一ニ有之候条被仰渡居候間、当時之役柄ニ而者別而此辺基付、急度相慎居可申者当然之事と奉存候処無其儀、一件中方押而出勤仕候而者、此上如何様之行違出来仕 御上様江備御苦勞之程難計奉存候間、私共動向甚心痛仕候ニ付、無余義御願奉申上候、何卒格別之以 御慈悲、右大原与兵衛身分明白ニ相成、且一件相片付候迄出勤指扣へ候様、御理解被仰付被下置候ハ、一同難有仕合奉存候、仍之乍恐以書付内願奉申上候、以上

兩通とも、庄屋与兵衛が再出勤することを差し控えさせようとしていることでは共通するが、【I系統】では、年寄敬之介等も「赤面」するほど事件の噂が広まっているという外聞（波線部）と、そのことによる村内統治への悪影響を根拠としているのに対し、【II系統】では、

一件が片付く前に、郡中村々の手本となるべき「陣屋元」庄屋の身分を省みず再出勤しようとしていることを問題としてゐる。

それでは、【II系統】で敬之介等が、一件が片付いていないと主張するのは、如何なる理由からであろうか。それは、傍線Aと傍線Bとの間にみられるような、庄屋与兵衛襲撃についての動機の相違である。傍線Bでは、小林権六⁽⁶⁾（倉敷代官大竹左馬太郎手代）が宗兵衛の取り調べを行った際、襲撃の動機について、与兵衛の庄屋としての役目上の取り計らいに対して重大な「遺恨」があつたからだと供述したことを、取り調べに同席した仁左衛門と敬之介が聞いていると述べている。一方、傍線Aでは、与兵衛親類の小山安右衛門（年寄）等四名が提出した願書によると、宗兵衛は、与兵衛への「宿意」ではなく、「同類之者」の指図に従い事件を起こしたのだとする。これに対し、敬之介等は、犯行の真の動機は傍線Aではなく傍線Bであり、宗兵衛の与兵衛に対する「宿意」「遺恨」が判明して吟味が行われるまでは一件が片付いたとはいえない（従って当事者の与兵衛が出勤することは不適当である）と主張しているのである。ここに、

事件を巡つての、庄屋大橋平右衛門一族の年寄たちに年寄仁左衛門を加えたグループと、年寄小山安右衛門たち庄屋与兵衛親類グループとの対立が兆していることが指摘できる。

このような中で、敬之介等四人の年寄は、遂に与兵衛の庄屋役解任を求める願書の案文(Ⅲ系統)を作成する。

【Ⅲ系統】

窪屋郡倉敷村年寄仁左衛門・敬之介・勝之丞・大橋良介奉申上候、同村百姓宗兵衛義、当八月十五日、庄屋大原与兵衛ニ出逢、疵為負候一件、以之外之次第三付、同人者勿論、一同心外至極奉存候、然ル処、今般取暖人立入、一件熟談内済仕候旨及承候、右者村内ニおゐて前代未聞之變事、近国迄も高評ニ相成、私共ニ而も赤面罷在候義ニ御座候、依而ハ当月中、親類小山安右衛門外四人之者ヲ数ヶ条不容易御吟味奉願上候義も有之、然ルを当節御吟味中、縁類者立入内済仕候者、兼而一同承およひ候与兵衛役前不当之取計有之候ハ全事発り候義与奉存候、右縁之者此上役義相勤候而者、村内治り方ニも相抱、且此外悪事有之候ニ付、左之通奉申上候

① 去酉年十二月中、与兵衛庄屋役被 仰付候以前、

入札之儀被 仰出候砌、百姓共之内、家事向或者内輪不居合等ニ而心配罷在候者共を見込、召仕并親類之者を以種々偽り申聞、押而相頼入札為致候

義ニ付、素ハ正路之役人と申訊ニ者更ニ無之候処、

追々不実意増長仕候より右縁隠悪相顕候儀ニ而、

則被相頼入札いたし候者ハ慥ニ承およひ申候

② 去ル申年、米価高直ニ付、身元有之者共申合、村

内難渋人致助勢候様被 仰付、就而者 御上様方

も御下金有之、都合金七百八拾七両三分、内七百

拾貳両・札四匁五分六厘致助勢、殘金七拾五両貳

分三朱・札九分四厘之分、別紙下札ニ有之候与兵

衛算用書之通、山崎御銀札不通用相成候ニ事寄、

取込罷在候

(下札)

「一金七百八拾七両三分

出金高

七百拾貳両

銀札四匁五分六り

差引残而

金七拾五兩式分三朱

銀札九分四り

右殘金、大原与兵衛手元江預り置候、尤連嶋富嶋屋直吉手形札両替差滞候ニ付、未決濟相成不
申候

六月朔日 掛り

大原与兵衛

③ 一 去酉年、御年貢筋并村入用銀・町役錢とも与兵衛
手前江取立候ニ付、諸扨仕候者方度々催促仕候而
も夫々出銀不仕候間、無扨去西十二月中、勝之丞
手前ニ而金貳拾壹兩三分・永四十四文壹分貳り、
取替扨方為致候所、漸当十一月ニ至無利息ニ而差
返置、利息之儀者当戌年村入用割江組入呉度旨、
肝煎利吉を以申越候得共、不当之儀に付、割場ニ
おゐて一同相断候処、其後今以何之沙汰も不仕
候、右者銀子取込候手段ニも可有之哉ニ奉存候
④ 一 前書宗兵衛ニ疵被為負候砌、村会所江馳込、出血
ニ穢候品、壹拾壹余、其外とも仕替候代銀、村
入用割ニ相懸ケ申候、右体之入用銀者当人方取立
来申候、尤仮令困窮之者ニ而も、村役介ニ相成候

義者甚恥入候訳ニ付、出銀仕居申候者兼而乍致
知、今般身分をも不顧、村方江役介掛置役儀相勤
候所存、難心得奉存候

右奉申上候廉々、村内之者共奇々承知罷在候、然ル
を与兵衛義、疵請候一件内済仕候迎出勤仕、村内治
り方者如何取計候哉、何共難得其意、且右躰悪事仕
候者此上捨置かたく奉存候間、無余義奉願上候、乍
恐前頭御賢察被為在、何卒格別之以 御慈悲、与兵
衛義庄屋役御免被 仰付候様仕度奉存候、右願之通
御聞済被為成下候ハ、一同難有仕合奉存候、依之
乍恐連印以書付奉願上候、以上

ここでは、一度は与兵衛親類の小山安右衛門等が数ヶ
条の「不容易御吟味」を願ひ出しておきながら、一件の吟
味中にも拘わらず与兵衛縁類の者が立ち入って宗兵衛側
と内済を行ったことについて、襲撃事件の動機が、以前
から聞いていた与兵衛の庄屋としての不当な取り計らい
に端を發していたことを揉み消そうとしたからだとして
いる。そして、このような者が庄屋を勤めていては、村
内の統治にも影響を及ぼし、その外にも悪影響があると
して、与兵衛の「悪事」を四ヶ条にわたり列挙し、庄屋

役の解任を求めている。つぎに、「悪事」とされる四ヶ条の内容を要約すると、

① 選挙不正（文久元年の庄屋役入札の際、百姓のうち家庭内に不和があるものに対し、与兵衛の召使や親類を使って虚偽を申し聞かせ、与兵衛に入札するように強引に頼んだとする）疑惑

② 助勢金横領（万延元年の米価高騰の際、難洪人救済のため村内の有力者が拠出した助勢金の残金を取り込んだとする）疑惑

③ 諸払利息の踏み倒し（本来、与兵衛のもとに取り立てた年貢・村入用銀・町役銀から支払うべき諸払を年寄勝之丞が立て替えた際、元銀だけ返却し利銀を取り込もうとしている）疑惑

④ 宗兵衛から襲撃を受けた際、血で汚れた村会所の畳等の仕替えについて、村入用から支払させた（自身の地位を顧みずに村の厄介になっておいて役儀を勤めようとするのは恥すべきことだ）

ということになる。

なお、これらの願書が提出された形跡は今のところ確認できず、従って与兵衛側からの反論も見当たらない。

あくまで敬之介等の一方的な主張なので、そこにどこまでの妥当性があるかは判断し兼ねるが、敬之介等が与兵衛側に相当な不信感を抱いていたことは確認できた。それも、**【Ⅲ系統】**④の主張のように、ほとんど言い掛かりに近いような主張が見られることから、感情的で根深い対立が想像できるのである。

また、**【Ⅱ系統】**において与兵衛親類の小山安右衛門が、与兵衛襲撃事件の裏には実行犯の宗兵衛を使喚しごうした黒幕がいる（「同類之もの指図いたし」と考えていたことが明らかなので——それが誰かは不明なもの——この時期の村役人層を中心とした倉敷村上層において深刻な内部対立が存在していた可能性が高い^⑩）。

三 下津井屋事件と敬之介の出走

元治元年（一八六四）十月、倉敷村の小前惣代二八名は、同村の小山安右衛門や下津井屋寿太郎等を相手取り、倉敷御役所宛に訴状を提出した。同年師走の倉敷村を揺るがすこととなる下津井屋への放火殺人事件の発端と考えられる出来事である。小前たちの訴訟提起から下津井屋事件に至る経過については、『新修倉敷市史』が「御用

書類留」などの史料に基づきながら概要について手堅くまとめられている。⁽²⁰⁾ここでは、この訴状（乍恐以書付御訴訟奉申上候⁽²¹⁾）における小前たちの主張に沿って、事件の発端をもう少し詳しく確認しておこう。なお、この訴状の後に出された追訴状（乍恐以書付始末奉申上候⁽²²⁾）の内容を〔〕内に示し、先の訴状の内容を補足する。

近來の物価高騰のうち、倉敷村では他品に比べて安値だった米穀の値段が、七・八月以来上昇し、小前たちは困窮していた。そこに、疑わしい身なりの旅人が、当村字新町の弥三郎方へ止宿し、「買締」めを行っていると報が入った。小前たちが弥三郎を差し押さえて質したところ、旅人たちは越後国新潟から来た妙見丸の船頭弁吉と水主与兵衛だと分かった。彼らは、類船五艘とともに備前国上道郡七番村海岸に碇泊し、近国所々において「新古米・綿・菜種・煙草等」を買い付けるために徘徊していた。既に、弥三郎や村内字戎町の忠吉の取次で、近隣領主の蔵米のみならず、百姓の手元米まで買い上げ、更に当町帯屋重兵衛や当村新田の岩松等からも米を買い取っていた。そこで、所々を探索したところ、弥

三郎及び忠吉は、たとえば他人が米一石を二兩二分で買おうとしたならば三兩出すというふうに、金に糸目を付けずに買い漁り、妙見丸だけではなく、村内の二・三人の者と馴れ合い、「幾万与申石数買締可致悪工」を行ったという（弥三郎は、九月中に村内の布屋善三郎から帯江蔵米四百石余・大豆六十俵・麦五十石を買い受けたという善三郎の申し出があるほか、備前領分大嶋村の此吉を近在に廻し、端米二百十石・麦二十石を買い入れたと確かに聞いている。更に帯江蔵米の新穀を嶋屋万平の取次で十一月三十日限渡しの約束で金三十兩を渡して百石買い受けたということも確かに聞いている）。弥三郎については、「小山安右衛門出入之者」であることから、大金を動かすことが出来る安右衛門が「金主」となって大規模な「買締」めが行われたと一回承知している。また、下津井屋寿太郎は、かねて「買事手広」に行っていることから、今回の一件にも加わっている疑いがある（寿太郎が油類や「和国ニ不見馴品」を扱い、油については人目に付かないように同人の土蔵に秘蔵していると確かに承知している。つ

ぎに、寿太郎が秋以来、煙草数丸（凡そ二千両余相当）を買い入れ、村内の小塩屋仁兵衛の手で内藤忠兵衛旧宅・坂口屋桐三郎土蔵並びに家内に積み貯めているのを町内小前の者が確認している。また九月中、村内の橋見屋仲蔵が、寿太郎召仕の糸吉に麦百石余を売り渡したということを確かに承知している。糸吉が召仕の身分でこれだけ大きな取引をしたのは、寿太郎が世間体を憚って糸吉名義で行ったことだと小前一同は疑っている。同時に、寿太郎のもとに入りしている伊勢屋常助と市原屋清兵衛の二人が手下となり、他国との取引を行っていることも一同承知の事である」。

右の主張を整理すると、①小前たちが弥三郎の供述から得たのは、新潟の船妙見丸の船頭弁吉と水主与兵衛が、弥三郎や忠吉等、倉敷村内の仲介者たちの協力で米穀を買い集めていたということで、②小前たちの独自調査（「前後共所々探撃いたし」）により、弥三郎・忠吉は競合者より高値で米穀を買い占めている（根拠は不明）、③このように高値で買い占めることが出来るのは、背後に大金を操る金主の存在が想定されるのであり、それは弥三

郎が出入りしている小山安右衛門に違いない、④そして、近年手広く商売をしている下津井屋寿太郎も買い占めに一枚噛んでいる疑いがある、というもので、一応確からしいのは弥三郎の供述のみで、あとは根拠が不明な独自調査に基づき、安右衛門・寿太郎の買い占めへの関与を類推しているに過ぎない。また、弥三郎や寿太郎が買い占めに関与した証拠として挙げている諸事例も、伝聞及び漠然とした目撃証言のみで、証拠としての確かさに欠けている。

小前側は、物的証拠などの決め手を欠く中、倉敷御役所に対して関係者の嚴重な吟味と「土蔵御見分御改」を求め⁽²⁾るが、下津井屋寿太郎の父吉左衛門は反撃に打って出る。

乍恐以書付御訴訟奉申上候⁽³⁾

窪屋郡倉敷村

百姓寿太郎同居父

訴訟人 吉左衛門

徒党取巧出入

同村年寄

相⁽⁴⁾相 敬之介

同村小前

嘉吉

(以下、小前二七名略)

右訴訟人吉左衛門奉申上候、私義先祖方引続冥加銀上納、農間問屋職渡世罷在候処、今般相手年寄敬之介馴合嘉吉重立外廿七人惣代之由二而村中小前一同江米価引下ヶ方願与相偽、白紙二連名相認、印形相断候者者米高直を相好候坏与悪言いたし、押付印形取之置、夫方私共商体江相掛り、御代官様御発駕前、十四日夜深更ニおよひ多人数、御門前江詰掛、強而御願申上度義、不容易、御製禁相犯候段、言語ニ絶候次第、寿太郎儀者正路ニ渡世罷在候処、無失難題申立候ニ付、入牢被、仰付、心外至極ニ奉存候間、乍恐相手之者共一同急速御召出、嚴重、御吟味被為成下度奉願上候、右様之悪徒此假差置候而者、全私家名取潰し、尚此上村方混雜為致候巧ニ御座候間、何卒格別之以、御慈悲、御糺明被為成下候ハ、広太之御仁恵、難有仕合ニ奉存候、依之乍恐以書付御訴訟奉申上候、以上

右

元治元年子十月

吉左衛門

倉敷

御役所

右の訴状から明らかなように吉左衛門は、年寄敬之介がこの事件の黒幕だと睨み、敬之介を主犯として小前惣代二八名とともに訴えている。吉左衛門は、小前惣代による訴訟は、敬之介が小前嘉吉と示し合わせ、「正路ニ渡世」している寿太郎に対して「難題」を申し立て、最終的に下津井屋の家名を取り潰そうとする企みだと考えているのである。

吉左衛門が右のように考えた背景には、前章で見たような倉敷村有力者間の内部対立があったと思われる。すなわち、買い占め疑惑の黒幕と目された年寄小山安右衛門及び下津井屋父子と庄屋大原与兵衛は、互いに親戚関係にあった。

吉左衛門は、敬之介が「一同江米価引下ヶ方願与相偽、白紙ニ連名相認、印形相断候者者米高直を相好候坏与悪言いたし、押付印形取之置」(破線部)と主張しているが、これはかつて敬之介等が、大原与兵衛等が庄屋入札に際して「百姓共之内、家事向或者内輪不居合等ニ而心配罷

在候者共を見込、召仕并親類之者を以種々偽り申聞、押而相頼入札為致」(前章【Ⅲ系統】の①破線部) たのだと主張していたのと同様である。つまり、互いに相手が百姓たちをたばかり、甘言と恫喝を用いながら自陣営に有利になるように誘導しているのだと非難しているのである。ここから、倉敷村を二分する、熾烈な多数派工作の存在を見出すことが出来る。「物価高騰に付け込み米穀等を買ひ占めて暴利を貪ろうとした奸商に対し、困窮する小前たちを救うために立ち上がった敬之介⁽²⁶⁾」という通説的理解ほど単純な話ではなさそうである。

この一件は、十一月に入って小前惣代二八名が訴訟を取り下げること、一応の落着を見るかに思われた。しかし、十二月十八日、下津井屋宅に火の手が上がり、小安右衛門宅前の悪水路に吉左衛門・寿太郎父子の首が投げ込まれた。前後して、敬之介と、年寄仁左衛門の弟吉次郎が倉敷村より姿を消した。⁽²⁶⁾

四 敬之介と剣術

幕末期の内憂外患状況は、豪農層を中心として庶民の剣術修業意欲を刺激し、「庶民剣士の時代」⁽²⁷⁾を招来した。

在方の剣術道場は、単に剣技を磨くことに留まらず、危機感に衝き動かされた民衆の政治談議の場ともなり、やがて政治的主張の実現と出世欲とが合わさった形での身分上昇欲求(「身上り願望」⁽²⁸⁾)となり、数多の「草莽の志士」⁽²⁹⁾を生み出すことになる。

本章で、敬之介と剣術との関係⁽³⁰⁾を論じる目的は、まさに右のような動きの中に、彼が倉敷村を出奔して長州に奔り、第二奇兵隊に入った動機が含まれる可能性があるからである。

近代倉敷の郷土史家大森一治は、大正四年一月二十三日、児島歛四⁽³¹⁾という倉敷の古老から郷土史の聞き取り調査を行っている⁽³²⁾。そのなかで、敬之介と剣術の関係について触れている箇所を抜き出してみよう。

大橋敬之介道場、川西町の木村さんの南手小路、三間に五間位あり、浪人時々来り。敬之介さん腕力強く剣道達者でして、シナイカビユント鳴て地か掘れる位の勢でした。巡警の役をして居られたら下津井屋事件が起つたのです。

ここで、「川西町の木村さん」とあるのは、(木村)光太郎のことであろう。倉敷市所蔵東大橋家文書には、光

太郎から敬之介に宛てた書状が数通遺されているが、そのなかに敬之介たちの剣術仲間について触れたものがあるので、左に示しておこう。⁽³³⁾

(前略) 擬御発足之後、板屋・さぬきやより以態人、

八月朔日長連寺於庭前、東備前・庭瀬・西上成・玉

島近村ハ不申及、集會試合劔術いたし書状相廻し候

様子申来り候得とも、尊兄いつれ八朔までニハ是非

御帰りまして者、是非□帰宅も難計旨申、何卒御帰り

まして者延引ニして可然と小生申断、乃書状□方へ相

廻し置候間、先生を始、広江や・板屋・さぬきや・

藤井屋外連中も、一日も早く御帰宅奉待人候(後略)

右から、光太郎と共に板屋・讃岐屋・広江屋・藤井屋を敬之介の剣術仲間として抽出することができる。このうち板屋は、敬之介と共に倉敷村を出奔した(和栗)吉次郎のことと思われる。広江屋は、庄屋を勤めた(三宅)丈平の一族であろうか。

なお、讃岐屋は(山川)真喜太、藤井屋は(小松原)芳太郎の可能性がある。両名は、倉敷代官陣屋襲撃事件時に宿直として陣屋に詰めており、事件の犠牲となっている。⁽³⁴⁾

先生は、井汲唯一のことであろう。児島歿四の証言に、敬之介の道場には「時々浪人来り」とあるが、唯一を訪ねて来た者たちであるか、あるいは「腕力強く剣道達者」で「シナイ(竹刀)カビユント鳴て地か掘れる位の勢」というほどの力量を持った敬之介の噂を聞き付けて訪ねて来たものかは分からない。浪人たちの中には、尊攘の志士も居たであろうし、下津井屋放火殺人事件に加担したと思われる土佐の浪士たちとつながっていた可能性も考えられよう。⁽³⁵⁾

結語にかえて

かつて角田直一氏は、下津井屋事件について「彼(敬之介)筆者註)の私憤に基づく行為でなく明らかに公憤に発する道義の抵抗である」と評価した。⁽³⁶⁾しかし、本稿で見えてきたように、背景には倉敷村を二分するような村落上層の対立構造があり、それぞれが小前層の支持を獲得しようとしていた。敬之介の動機に公憤が無かったとは言えないにしても、根底には村落内部での対立に基づく私憤があったのではなからうか。また、下津井屋放火殺人事件においては、斬奸状や檄文の類が用意されておら

ず、この点においても「明らかに公憤に発する」という断定的評価に対しては躊躇を覚えざるを得ない。

角田氏はまた、敬之介を「熱烈な一人の討幕主義者」と評しているが、少なくとも倉敷村出奔前においては、体制内の改革派と見るべきであろう。敬之介は、倉敷村年寄就任以来、幕府直轄領陣屋元村の村役人としてその職務を大過なくこなしているように思われる。また、病気の倉敷代官大竹左馬太郎に代わり、生野代官川上猪太郎が検見のために倉敷に出張してきた際には、これを護衛して生野へ赴き、生野代官及び倉敷代官から褒美を貰っている⁽³⁸⁾。この時期の敬之介の行動から、討幕どころか反幕的態度を見出すことすら難しい。

倉敷村出奔以前の敬之介は、あるいは尊攘家だったのかもしれない。しかしながら本来、尊王攘夷は即反幕府を意味するものではない⁽³⁹⁾（尊攘佐幕という位置も論理的には有り得る）。ただし、文久三年五月以降、下関海峡で外国船への砲撃を實行し、攘夷勢力の核として求心力を高めた長州藩が、その後の政局のなかで佐幕勢力と衝突することにより、尊攘と抗幕が結び付くことになる。敬之介は、そのような空気の長州藩に飛び込み、「草莽の志士」

立石孫一郎へと変貌を遂げて行く。しかし、長州藩首脳部は、抗幕のために攘夷を棚上げ（事実上放棄）し、急速に軍制及び兵器の西洋化を進めていた。倉敷代官陣屋・浅尾藩陣屋襲撃事件は、そのような状況下で起きた。

倉敷出奔から倉敷代官陣屋・浅尾藩陣屋襲撃に至る敬之介の行動とその動機については、明らかにすべきことが多く存在すると思われるので、後考を期すため一先ず擱筆したい。

註

(1) 事件についての代表的著述としては、本城温「風窓紀聞附録備中騒動記」（『岡山県史 第二十七卷 近世編纂物』（岡山県、一九八二））、渡辺頼母「倉敷浅尾騒動史」（細謹社書店、一九一九）、角田直一「倉敷浅尾騒動記（改訂版）」（山陽新聞社、一九八二）、岡崎鎮生「長州第二奇兵隊の悲劇 倉敷浅尾暴動事件―丙寅（慶応二年）初夏、維新を目前に夢潰えた若者たち―」（私家版、二〇一四）、同「長州第二奇兵隊 倉敷浅尾暴動事件続」（私家版、二〇一九）などが挙げられる。

(2) 名前の表記については、「敬之助」「敬之介」の二通りがある。前者は「安政七年御用書類留」（大橋紀寛家文書Ⅱ―Ⅰ―A―17）に「恵吉」から「敬之助」へ改名する旨の届（万延元年閏三月）があることを根拠としているが、管見の限り自署のある史料では全て後者を用いていることから、本稿では敬之介の表記で統一する。

- (3) 史談会編『国事執筆報効志士人名録 第貳輯』(一九一二年) 一七九頁。
- (4) 註(1) 渡辺書。
- (5) たとえば、敬之介と森田節齋の関係について、吉田祥朔「増補 近世防長人名辞典」(マツノ書店、一九七六) 一五二頁、「幕末維新人名辞典」(新人物往来社、一九九四) 五九八頁、「岡山県歴史人物事典」(山陽新聞社、一九九四) 六一六頁は師事したとし、「明治維新人名辞典」(吉川弘文館、一九八二) 五九九頁は私淑していたとする。
- (6) 『新修倉敷市史 第四卷 近世(下)』(倉敷市、二〇〇三) 七六五〜七九二頁。
- (7) 大島千鶴「東大橋家文書に見る大橋敬之助―文久二・元治元年の『日記』を中心として―」(『倉敷の歴史』 第二七号、二〇一七)。
- (8) 森田節齋との関係について付言すると、敬之介よりも、むしろ彼と対立的関係(後述)にあった大原与兵衛と親密だったことが指摘できる(『大原孫三郎伝』(大原孫三郎伝刊行会、一九八三) 一一頁、永山卯三郎編『倉敷市史(第五冊)』(名著出版、一九七三) 一八一〜一八三頁、山本太郎「江戸時代の大原家」(『大原孫三郎・総一郎研究 創刊号』有隣会、二〇一五)。この点からも、節齋の敬之介への影響について言及する際には慎重さが求められよう。
- (9) 「御用向 沓番 安政六年未十二月ヨリ聴来記」(倉敷市所蔵東大橋家文書(以下、東大橋家と略す) 29―46)。
- (10) 「乍恐以書付奉申上候」(「文久四年甲子正月吉日 御用書類留」(大橋紀寛家文書Ⅱ―1―A―21))。なお、寛政二年十二月、新任の倉敷代官野口辰之介に職務内容の確認を行った

- た「奉申上口上」(『新修倉敷市史第十卷 史料 近世(下)』(倉敷市、一九九七) 二六五頁) もほぼ同内容なので、新任の代官が着任する度に同様の確認が行われたものと考えられる。
- (11) 註(9) に同じ。
- (12) 註(8) 山本論考。
- (13) 与兵衛は文久元年十二月二十日、苗字免許を仰せ渡され正式に大原を名乗った(註(8) 山本論考)。
- (14) 事件の概要については、註(8) 山本論考を参照のこと。
- (15) 「庄屋大原与兵衛出勤見合命令願案文」(東大橋家 29―34―2―10)。同系統のものとして、「乍恐以書付内願奉申上候」(東大橋家 29―34―2―9)、「大原与兵衛負傷一件について」(東大橋家 29―34―20―1)、「大原与兵衛傷害事件関係書類草案」(東大橋家 29―34―20―4) などがある。
- (16) 「乍恐以書付内願奉申上候」(東大橋家 29―82―8)。同系統のものとして、「大原与兵衛傷害事件に関する書類草案」(東大橋家 29―34―7)、「乍恐以書付奉願上候」(東大橋家 29―34―20―3) などがある。
- (17) 小林権六は、文久二年七月に笠岡詰から倉敷に交代し、閏八月六日に倉敷へ連れ帰られた宗兵衛の吟味に当たったが、同月十六日に河豚毒により急死した(註(8) 『倉敷市史(第五冊)』 八頁)。
- (18) 「倉敷村百姓宗兵衛が庄屋大原与兵衛に傷を負わせた一件について」(東大橋家 29―84―1)。同系統のものとして、「願書下書」(東大橋家 29―84―46) などがある。
- (19) 倉敷村の有力者たちが村役人の地位を巡って争った要因として、役に付随した特権があったと考えられる。一例として、年貢の村割や村小入用割(村運営の必要経費を村内の百姓に割り

付けること)の事務に参加出来る点などが挙げられる。これらの権限は、一八世紀後半以降の倉敷村における村方騒動(新緑古禄騒動)においても、従来村役人を独占して村政を担ってきた特権的旧家層(古禄)と、倉敷村の発展に伴い伸長してきた新興勢力(新緑)との間で争点となった(註(6)書二八〇、三一〇頁)。願書案文【Ⅲ系統】の条文は、こうして村内百姓に割り付けた年貢や村入用の扱いを巡る争いである。倉敷村有力者が抛出した助勢金を巡る【Ⅲ系統】③の条文と併せて考えると、これら年貢・村入用・助勢金等の扱いを巡る主導権争いが、有力者間の対立の背景を成していたものと推察できる。

また、大橋家の経営分析をもとに倉敷村における同家の存立構造の解明を試みた山本太郎氏は、同家が村役人となり政治的地位を上昇させたのは、倉敷村の居村民の支持を取り付けて村内の地主経営を安定させることにあつたのではないかとする(同氏著『近世幕府領支配と地域社会構造―備中国倉敷代官役所管下幕府領の研究―』(清文堂出版、二〇一〇)第四章第二節「豪農商・大橋家の存立構造」)。「Ⅲ系統」①の条文にみられる庄屋役入札を巡る熾烈な多数派工作の背景を考察する上で、示唆を与えてくれる貴重な指摘である。

(20) 註(6) 書七六九、七七六頁。

(21) 「文久四年甲子正月吉日 御用書類留」(大橋紀寛家文書Ⅱ―1―A―21)。

(22) 註(21)に同じ。

(23) 註(21)に同じ。

(24) 東大橋家文書41―62―1―2。

(25) 註(3) 書以来、註(6) 書が登場するまで、基本的に同様の叙述がなされていた。

(26) 註(6) 書七七三、七七六頁。

(27) 平川新『全集 日本歴史 第12巻 開国への道』(小学館、二〇〇八)によると、埼玉県下で道場主の身分が明らかでないなかにも本来の出自が百姓身分の者が剣術の腕を見込まれ、大名・旗本のお抱え師範となった事例もあるという。また、文久三年二月に幕府が結成した浪士組のうち六割が百姓身分で、小頭の三分の二を百姓出身者が占めていたという(二三・二四頁)。このような状況を前提として、平川氏は同書のなかで

「庶民剣士の時代」という一章(第六章)を設けている。

(28) 深谷克己氏は、幕末期の「身上り願望」の特徴について、「幕末の政争、下剋上状況の下では、経済的貢献ではない、新しい士分化コースへの可能性が生まれて、実力を自負する剣士・論客の士分化願望を熱いものにした。『草莽』が輩出して国事活動を行い、『民』から『士』『臣』への上昇を願望するようになった。政争が軍事的色彩を深めると、剣術道場に集う剣士から、幕藩軍制の外周をなす特別の治安組織を編成する要請が強まり、青年剣士の士分化意識を刺激し、また可能性も強まった。おうおう彼らは、道場討議を重ねるなかで国事政事の見解を蓄え『有志』の者に成長した。『武士になりたい』という願望は、たいへん具体性のある欲求になり、それへ向けての行動をうながした」とする(同氏著『江戸時代の身分願望―身上りと上下無し―』(吉川弘文館、二〇〇六)二六頁)。

(29) 高木俊輔氏は、藩権力を背負い、明治初年の中央政治や官僚支配につながる志士に対し、それ以外の豪農層・知識層出身もしくは一度脱藩すると藩地に戻れない武士層出身の志士を「草莽の志士」と位置付けた(同氏『戊辰戦争と草莽の志士 切

り捨てられた者たちの軌跡」(吉川弘文館、二〇二二)三・四頁)。倉敷村出奔後の敬之介は、まさにこの類型に当てはまる。

(30) 大島千鶴氏は、敬之介の日記から、井汲唯一との師弟関係のほか、陣屋内での剣術稽古や、他村から藩士を招いての剣術仕合が行われていたことや、剣術道具の売買や貸借があったことを紹介している(註(7) 大島論考)。

(31) 文久元年十二月に行われた倉敷村庄屋役入札の際の札束の中に、年寄仁左衛門・与兵衛両人の名を記した「百姓歛四」による札が確認出来る(「庄屋役入札」(東大橋家29―61))。この札の束には、「新川町」と記された付箋が貼られているので、「百姓歛四」は倉敷村内の新川町に居住していたものと考えられる。この「百姓歛四」が、児島歛四と同一人物、もしくは身内であろう。

(32) 「郷土資料二疎梅手帖」(倉敷市所蔵大森家文書2―23―6―4)。

(33) 「大橋敬之介宛木村光太郎書状」(東大橋家29―10―2)。

(34) 『岡山県史 第二十六卷 諸藩文書』(岡山県、一九八三)一三五三―一三六二頁)。

(35) 下津井屋放火殺人事件への関与が疑われる本多大内蔵(武者小路家家来)や大利鼎吉(土佐藩浪士)と関係の深い浜田辰弥(田中光顕)は、元治元年十二月半ばに大坂の本多宅を出発して中国・四国・近畿地方を遊説し、大坂城焼き討ちのための同志を募ったという(田中光顕『維新風雲回顧録』(河出書房新社、二〇一〇)二二頁)。

(36) 註(1) 角田書三五九頁。

(37) 註(1) 角田書三六〇頁。

(38) 註(7) 大島論考。

(39) 町田明広氏は、そもそも「尊王」(天皇を尊ぶ思想)、「攘夷」(外国を打ち払うという対外政略)、「公武合体」(朝廷と幕府を融和させ国内を安定させようとする国体論)は別個の概念であって対立するものではなく、むしろ攘夷そのものの考え方(解釈・方法・実行時期)を巡って政争が繰り広げられたという(同氏『攘夷の幕末史』(講談社現代新書、二〇一〇)一〇―一二頁)。

(たていし) ともあき 十朋亭維新館

近代における岡山県酒造業の成長構造

—浅口郡の『現勢調査簿』を中心に—

前田 昌義

はじめに

酒類は明治七年（一八七四）の全国の生産物価額の五・六%を占め、織物の五・九%に次ぐ重要な工産品であった。大正一三年（一九二四）においても酒類は全生産物価額の四・〇%を占め、織物の一二・四%、蚕糸の六・九%、綿糸の五・二%に次ぐ重要な工産品であった。^①

近代における清酒の造石高は、制度変更や税制の変更、景気による変動を伴うが、清酒の造石高の推移は停滞的である。また、近世期に形成された兵庫県の灘等の江戸向け生産を担う専門的大酒造家と各地の地方市場向け中小酒造家という二重構造が残った。その中で、灘等の専門的大酒造家の各地への進出、酒造地域間の競争、酒造地域内の競争が展開された。^②

こうした近代の酒造業において、岡山県は全国でも上位の醸造高を占めていたが、管見の限りこれに関する研究は多くはない。『岡山県史』近代Ⅰ（岡山県、一九八五）でも簡単に二頁少し触れられるのみである。そこで、私は近年、近代における岡山県の酒造業について、統計等によりその地域的構成を検討してきた。本稿では近代における岡山県酒造業の成長構造を、中心地となっていた浅口郡の酒造業を中心に検討する。

一 岡山県酒造業の地域的構成

（一）全国における岡山県酒造業の位置

表1は、岡山県の酒造業の全国における位置をみたものである。岡山県の酒造業は、醸造高では明治一二年（一八七九）には全国の三・九%を占めて六位である。そ

の後は順位を落とすが、大正八年（一九一九）には三・八%を占めて五位となり、その後も六・五位で推移する。このように、岡山県は酒造業の盛んな地域であった。

(二) 岡山県の酒造業の都市別動向

大正8年(1919)			昭和4年(1929)			昭和14年(1939)		
	醸造高(石)	%		醸造高(石)	%		醸造高(石)	%
全国	5,877,162		全国	4,238,383		全国	2,275,147	
兵庫	824,167	14.0	兵庫	606,332	14.3	兵庫	322,001	14.2
福岡	322,911	5.5	福岡	215,166	5.1	福岡	125,756	5.5
広島	282,623	4.8	京都	195,677	4.6	京都	115,402	5.1
京都	225,592	3.8	広島	179,612	4.2	広島	102,033	4.5
岡山	220,589	3.8	北海道	141,264	3.3	岡山	80,763	3.5
5位	220,589	3.8	6位	136,155	3.2	5位	80,763	3.5

作成。原典は『官報』・『日本帝国統計年鑑』・『主税局統計年報書』
ある。

表2は、岡山県の都市

別清酒造石高の推移をみたものである。表1の岡山県の数値と異なるのは、調査機関の違いによるものと考えられる。明治四二年（一九〇九）から大正八年（一九一九）にかけて岡山県全体の造石高は一二万〇一五〇石から一六万三一〇五石へと増加し、さらに大正一三年（一九二四）にかけては一九万五六七七石へと増加するが、昭和四

年（一九二九）にかけては一六万〇一八九石と減少する。

その中で、明治四二年には全県の九・八%を占めて県内三位であった浅口郡は、大正三年（一九一四）には全県の二二・八%を占めて県内一位となり、大正八年には一七・二%、大正一三年には一九・五%、昭和四年には一九・九%を占めるようになる。明治二二年（一八八九）に県内一の造石高であった児島郡は、明治四二年には一〇・九%を占めて県内二位となり、大正三年には一〇・九%で県内三位となるが、大正八年には一四・六%で県内二位になり、昭和四年には一三・三%を占める。赤磐郡は、明治四二年には一一・八%を占めて県内一位だったが、大正三年には一〇・九%で県内二位となり、大正八年には九・四%、大正一三年八・六%、昭和四年には六・七%と落ち込む。

このように、浅口郡、児島郡、赤磐郡が、岡山県内では酒造業の盛んな地域であったが、浅口郡の酒造業が明治末期から大正期にかけて急速に成長し中心地となっていた。児島郡も大正期に成長するが、赤磐郡は明治期には成長したもののその後は停滞的であったといえよう。

表1 全国における岡山県酒造業（清酒）の地位

上位	明治12年(1879)		明治22年(1889)		明治32年(1899)		明治42年(1909)					
	全国	醸造高(石)	全国	醸造高(石)	全国	醸造高(石)	全国	醸造高(石)				
1	兵庫	453,033	9.0	兵庫	504,695	13.7	兵庫	532,803	12.9	兵庫	608,428	15.5
2	愛知	292,563	5.8	愛知	162,830	4.4	福岡	277,476	6.7	福岡	252,121	6.4
3	大阪	260,934	5.2	長野	155,065	4.2	京都	168,641	4.1	広島	153,002	3.9
4	石川	221,457	4.4	大阪	144,526	3.9	広島	148,512	3.6	京都	140,136	3.6
5	福岡	219,544	4.4	福岡	142,537	3.9	愛媛	144,782	3.5	愛知	139,320	3.6
岡山	6位	194,994	3.9	8位	108,567	2.9	11位	125,008	3.0	11位	104,296	2.7

出典) 租税史料叢書第5巻『酒税関係史料集Ⅱ』「附録2 酒類統計」(国税庁ホームページ)より
 註) 明治12年・22年は清酒の造石高、他の年度は清酒の査定石数である。%は全国に対する比率で

表2 岡山県の郡市別清酒造石高の推移

郡市\年度	(石)									
	明治22年 1889	明治32年 1899	明治37年 1904	明治42年 1909	大正3年 1914	大正8年 1919	大正13年 1924	昭和4年 1929	昭和9年 1934	
岡山	7,717	8,018	5,450	7,249	6,680	8,124	10,170	9,050	9,385	
倉敷								1,828	1,655	
津山								2,480	3,384	
御津	6,198	2,413	3,737	4,296	3,989	4,886	6,377	3,176	1,659	
赤磐	8,037	11,559	12,088	14,140	13,637	15,268	16,777	10,698	8,786	
和気	3,608	2,937	3,577	5,172	5,074	6,224	6,884	5,222	3,622	
邑久	8,113	7,075	7,126	7,875	7,262	8,599	9,269	9,360	9,547	
上道	3,102	4,850	1,999	2,712	2,815	4,030	4,838	4,056	1,739	
児島	11,369	11,380	11,836	13,074	13,572	23,746	27,595	21,373	21,417	
都窪	1,647	1,955	2,012	3,014	3,747	7,650	8,681	6,859	5,474	
浅口	10,976	8,620	9,185	11,814	16,008	27,981	38,185	31,954	35,891	
小田	4,111	3,000	4,670	4,862	3,762	5,512	5,866	2,959	2,317	
後月	3,238	2,783	2,509	2,113	3,354	2,436	4,217	3,228	2,531	
吉備	3,862	2,715	3,556	4,879	6,096	7,366	8,612	9,249	7,951	
上房	3,020	3,362	4,483	4,533	4,745	4,462	5,715	5,842	5,297	
川上	3,680	4,584	3,625	4,404	4,211	4,495	4,932	4,372	4,303	
阿哲	4,870	5,775	2,406	3,418	3,791	3,653	4,878	3,941	3,638	
真庭	4,611	7,955	4,509	6,043	5,768	7,356	7,945	6,073	5,717	
苫田	8,488	7,918	6,467	7,893	7,345	8,829	8,099	4,771	4,249	
勝田	2,651	3,058	2,824	3,787	3,265	2,659	5,084	4,374	3,886	
英田	3,488	3,227	2,714	2,624	2,968	2,956	4,233	3,361	3,323	
久米	5,832	5,557	6,257	6,248	6,569	6,873	7,320	5,963	4,677	
全県	108,619	108,741	101,030	120,150	124,658	163,105	195,677	160,189	151,448	

出典) 『岡山県統計書』より作成。

註) 明治22年は石未満を四捨五入した。明治27年頃の郡市別の数値は得られない。

昭和9年の全県は計算上は「150,448」。明治22年・32年は旧郡の数値を合算した。

二 浅口郡の酒造業

(一) 町村別清酒造石高の推移

表3は、浅口郡内の町村別清酒造石高の推移をみたものである。郡単位データは『岡山県統計書』等で明治期から昭和期まで得られるが、町村別データは昭和二年（一九二七）～昭和十五年（一九四〇）しか得られない。そこで、浅口郡の酒造業が大きく成長した大正期のデータを得るために、大正元年（一九一三）から記入された岡山県内の各市町村の統計台帳である『現勢調査簿』を調査・収集した。⁽³⁾『現勢調査簿』は一～三巻まであり、すべて残存し記載されていれば、大正元年～昭和一七年（一九四二）までの町村別の各種データが得られる。浅口郡は大正元年時点で三町一〇村からなる。そのうち、玉島町、連島町、寄島町、鴨方村（町）、三和村（金光町）、六条院村（町）、黒崎村、里庄村の『現勢調査簿』を収集できた。ただし、記載のない年度や項目もあるが、鴨方村（町）、玉島町という酒造業の盛んな地域のものであり、限定的ながら検討が可能と考える。以下、造石高上位の町村について検討する。

鴨方村（町）の造石高は、大正五年（一九一六）～昭和二年（一九三七）が分かる。大正五年～大正八年（一九一九）までは急成長し、その後落ち込むが大正一一・一二年（一九二二・一九二三）は増加する。その後は、また落ち込み停滞的となるが、昭和九年（一九三四）からは増加に向かう。特に大正八年は造石高一万二七八八石で郡全体の四五・七％を占める。他の年度も大正期には郡全体の一七・二～三九・〇％を占めるなど、郡内一の酒造地である。

玉島町の造石高は、大正元年～大正一四年（一九二五）、昭和二年（一九二七）、昭和七年（一九三二）～昭和一一年（一九三六）が分かる。玉島町は、大正一二年まで緩やかに増加していくが、その後は停滞的である。大正一二年には、七一一二石で郡全体の一六・七％を占める。しかし、この年には鴨方村の造石高も多いので、比率で言うと大正期は大正四年（一九一五）の四〇三四石で郡全体の三二・二％を占めるのが最大比率である。

黒崎村の造石高は、大正元年～昭和三年（一九二八）、昭和九年、昭和一一年が分かる。大正元年には醸造高二八五〇石で郡全体の一九・八％を占めるが、停滞的で

表3 浅口郡の町村別清酒造石高の推移

	大正元年	大正2年	大正3年	大正4年	大正5年	大正6年	大正7年	大正8年	大正9年	大正10年	大正11年	大正12年	大正13年	大正14年	昭和元年
町村	1912	1913	1914	1915	1916	1917	1918	1919	1920	1921	1922	1923	1924	1925	1926
鴨方村					5,900	6,327	7,150	12,788	9,295	7,185	10,121	10,417	6,743	5,373	7,122
三和村	1,290	1,111	1,480	1,830	1,900	2,540	2,550	3,500	3,763	3,810	4,547	5,320	3,466	3,781	3,326
六条院村			302	384	750	1,300	1,560	1,950	1,215	818	1,849	1,934	1,750	1,640	1,210
寄島町			106	138	200	160	160	1,878	1,448	1,084	1,324	1,000			
玉島町	3,984	4,354	3,715	4,034	4,269	4,478	4,822	4,718	4,952	5,801	6,808	7,112	6,818	6,633	1,143
黒崎村	2,850	2,950	2,400	2,455	3,066	3,044	3,041	5,182	3,540	3,594	3,006	2,530	1,910	1,842	1,143
連島町											4,318	4,178	3,955	3,793	3,793
里庄村											3,548	1,997	4,403	3,619	1,997
浅口郡	14,422	14,087	16,008	12,519	15,124	19,041	23,793	27,981	44,938	29,423	39,662	42,701	38,185	31,284	29,016

(石)

	昭和2年	昭和3年	昭和4年	昭和5年	昭和6年	昭和7年	昭和8年	昭和9年	昭和10年	昭和11年	昭和12年	昭和13年	昭和14年	昭和15年	昭和16年
町村	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941
鴨方村	5,766	7,075	5,269	6,005	7,007	7,419	6,565	8,699	8,668	8,571	9,069				
三和村	3,480	2,620	3,480	3,882		4,810	4,685	5,160	5,366	5,886	4,700	3,047	3,288	2,511	
六条院村	1,570	1,860	1,884	1,950	1,892	1,935	2,190	1,894	2,650	3,080					
寄島町															
玉島町	6,676					6,193	6,323	6,852	7,193	6,521					
黒崎村	1,294	1,429					1,848		2,531						
連島町	3,291	3,284	2,873	2,873	2,290		2,313	2,598	2,892	2,782	2,767	2,898	4,104		
里庄村	1,882	2,037	2,027	1,959	1,903										
浅口郡	30,312	28,098	31,954	29,107	28,935	26,562	33,593	35,891	34,238	36,306	39,055	41,120	36,037	22,440	23,798

出典) 各町村は各町村の「現勢調査簿」より、浅口郡は「岡山県統計書」より作成。

註) 各町村は大正11年までは「酒類其の他・清酒、以降は清酒の数値である。浅口郡は清酒の数値である。連島の昭和14年の数量は、百リットル。「岡山県統計年報」で昭和2～15年は町村別の数値が得られるが、データの連続性から「現勢調査簿」記載のもののみを載せている。大正12年(1923)三和村は町制を施行して金光町となり、大正14年(1925)鴨方村は町制を施行して鴨方町となり、昭和9年(1934)六条院村は町制施行して六条院町となる。

あり、大正八年に五一・八二石で郡全体の一八・五%を占めたのを最後に、衰退していく。

三和村（金光町）の造石高は、大正元年～昭和五年（一九三〇）、昭和八年（一九三三）～昭和十六年（一九四一）が分かる。大正一二年にかけて緩やかな成長を遂げ、大正一二年には五三二〇石で郡全体の二二・五%を占める。しかし、その後は停滞的である。

このように見ると、大正前期の鴨方村（町）の酒造業の急速な成長と玉島町・三和村（金光町）の酒造業の緩やかな成長が、浅口郡・岡山県の酒造業の成長をもたらしていたと考えられる。

（二）大正中期の浅口郡の酒造業

大正期にかけて県内最大の酒造地となっていた浅口郡の酒造業について、『岡山県浅口郡産業調査書』⁴では「酒ハ特ニ地ノ利人ノ利ヲ得テ名声夙ニ高ク今ヤ西灘ノ称アルニ至リ本郡米産額ノ過半消費量ト醸造額トハ殆ンド相伯仲スルニ至ル」としている。

ここでは、『玉島酒造一班』⁵により、大正八年（一九一九）ごろの浅口郡の酒造業について検討する。この『玉島酒

造一班』二・三頁では、この地域の酒造業の沿革について、海運が主たる輸送手段であった時期は、沿岸の黒崎村から玉島にいたる一帯が多数の醸造家を出したが、山陽鉄道ができて陸運が開けると、郡内各所に醸造家が生まれ、特に玉島町を中心とする地方と鴨方村を中心とする地方に多いとしている。⁶

また、一九二〇頁では、原料米は普通物用として地米若しくは隣郡産米を用いるが、吟造物用としては備前の和気、赤磐両郡地方の産米を用いているとしている。特に、製麴用としては雄町大粒種が適しているとしている。

表4のように、浅口郡酒造業の移出先は、大正五年（一九二六）～大正七年（一九一八）について見ると、県内が四二・七～三〇・八%と中心である。これに次ぐのは、兵庫の二五・九～三〇・一%、大阪の一・一～三・一八・八%。大正六年（一九二七）には京都が二五・九%を占めるが、これは前後の年度と計算上から疑問が残る。

この時期の玉島と広島県の西条の酒造業について比較した鈴木芳行は、西条酒の販路が全国的なのに対して、玉島酒の販路は地方的としている。また、玉島酒の兵庫への移出は、酒類仲買人に大桶のまま販売する大卸し（桶

表4 大正5年(1916)～大正7年(1918)の浅口郡酒造業の移出・移入

(石)

地方別	大正5年酒造年度		大正6年酒造年度		大正7年酒造年度	
	移出	移入	移出	移入	移出	移入
県内	4,646	661	4,919	596	5,199	199
広島	486	12	651	22	1,035	13
兵庫	2,820		3,003		5,083	
東京	21		21		265	
京都	2		3,003			
大阪	1,230		1,328		3,171	
長崎	75		80			
三重	17		23			
香川	514		535		632	
愛媛	15		16			
高知	36		35			
福岡	37		45			
大分	2					
鳥取					51	
台湾	651		685		900	
朝鮮	191		142		422	
中国	140		147			
静岡					21	
北海道					108	
計	10,883	673	11,591	618	16,869	212
移出超過	10,210		10,973		16,657	

出典)『玉島酒造一斑』(日本醸造協会中国支部、1920)50～52頁より作成。

註)大正6年の移出は、計算上「14,633」、大正7年の移出は、計算上「16,887」。

大正6年の京都への移出は、前後の年度と計算上から疑義あり。

鈴木の示唆は、当時の酒造業の商習慣に基づく推定である。⁸⁾しかし、後年の史料だが、『貨物より観たる駅勢 第三輯 岡山運輸事務所管内の部』⁹⁾の鴨方駅のところ、「清酒は従前神戸宛発送し灘地方のものと共に再び関東地方に移出されたるが大震災直後関東地方と直取引開始され年間千四百噸の出貨あり」とある。これは、桶取引によるこの地域の

取引)ではないかということを示唆している。⁷⁾鈴木によれば、大卸し(桶取引)とは、中小酒造家の酒を買い取り、自醸の酒にブレンドして売るのであり、大手の酒造家がよく用いる酒造経営であるとしている。

そして、大正七年度の兵庫への移出量が玉島酒造地では、五〇八三石で玉島酒全体の三〇・一%にもなるが、西条酒造地は三五九八石で、西条酒の六%にすぎず、玉島酒造家の灘酒造家の酒造経営から受ける影響がより高かったとしている。この

酒の県外移出を裏付けるものである。
 また、表5の大正八年（一九一九）年の『岡山県統計書』の物産移出入では、先の表2で見た全県の生産

一九九三シである。
 これらからうかがえるように、山陽鉄道が開通することで、赤磐郡や浅口郡の内陸部などの海運のない地域の

表5 大正8年（1919）の岡山県からの清酒県外移出入

地点	移出			移入		
	数量(石)	価額(円)	移出先	数量(石)	価額(円)	移入元
全県	35,665	3,386,262	兵庫、広島、東京、香川、大阪、台湾、丸亀	4,484	442,260	大阪、広島、神戸
岡山市陸運	2,100	189,000	兵庫、東京、広島	750	67,500	大阪、兵庫
岡山市海運	900	81,000	広島、兵庫、香川	650	58,500	広島、兵庫、大阪
瀬戸駅	3,600	360,000	大阪、兵庫			
万富駅	1,103	99,270	兵庫、汐留			
片上港	500	70,000	高松			
和気駅	1,520	172,400	兵庫			
牛窓港	670	60,300	土庄、福田、兵庫、直島			
幸島村	550	49,500	香川、兵庫			
西大寺町	152	15,847	大阪、兵庫	5	700	大阪
田ノ口港	500	45,000	大阪			
下村港	400	36,000	大阪			
日比港				50	6,000	香川
宇野港	830	74,700	高松	1,050	94,500	丸亀
字野駅	1,270	114,300	多度津	280	25,200	兵庫
彦崎駅	198	17,820	大阪、玉造			
倉敷駅	1,144	194,480	梅小路			
茶屋町駅	646	93,980	兵庫	20	3,300	尾道
玉島港	4,100	492,000	東京、大阪			
玉島駅	1,950	156,000	東京、大阪、灘			
鴨方駅	5,500	330,000	東京、京都、神戸			
笠岡駅	570	57,000	大阪、神戸、広島	375	37,500	堺、灘
笠岡港				90	13,500	灘、堺
矢掛町	250	20,000	東京			
井原町	250	30,000	広島、神戸、大阪、京都	280	33,600	備後
高屋町	80	8,000	福山、広島、四国	70	7,000	備後
庭瀬町				120	14,400	兵庫
新見町				100	13,000	備後
津山町	50	5,000	摂津	90	10,800	摂津
津山駅	1,200	120,000	大阪、神戸	530	53,000	池田、伊丹

出典)『岡山県統計書』より作成。

数量一六万三〇五石に対し
 三万五六六五石の清酒が兵庫、広島、東京、香川、大阪、台湾、丸亀に移出されている。移入は四四八四石であり、移出の方が圧倒的に多い。地点別では、全県移出量の一五・四%が鴨方駅からの東京、京都、神戸行きであり、一・五%が玉島港からの東京、大阪行きで、一〇・一%が瀬戸駅からの大阪、兵庫行きである。
 同じ年度の大正八年の『鉄道輸送主要貨物数量表』^⑩では、岡山県からの鉄道による和酒の主要な輸送先は、東京市六二二ト、岡山県六〇一ト、大阪市二二〇五ト、神戸市七五三ト、兵庫県其他

酒造業が成長していき、東京、大阪、兵庫（神戸）、京都

表 6 鴨方村の大正 9 年（1920）と大正 13 年（1924）の酒造家

酒造家	経営者	会社設立	醸造石数(石)		備考
			大正9年	大正13年	
鴨方酒醤油株式会社	株式	大正8年	543	616	大正9年損失金15,000円
黄薇酒造株式会社	株式	大正8年	698	964	大正9年損失金29,687円
加藤酒造工場	加藤逸平次		1,600	1,025	
第二浅口酒造株式会社	株式	大正9年	489	425	大正9年損失金7,294円
浅口酒造株式会社	株式	大正7年	1,000	1,513	大正9年損失金30,414円
丸本酒造工場	丸木藤松		1,035	1,128	浅口酒造株式会社代表取締役
田口酒造工場	田口雄一郎		1,000	1,309	浅口酒造株式会社取締役
鴨方酒造株式会社	株式	大正8年	350	653	大正9年損失金15,000円(カ)
平井酒造工場	個人		900		鴨方酒造株式会社取締役か
田中酒造工場	田中榮三郎		580	579	
備陽酒造株式会社	株式	大正8年	470	386	大正9年損失金6,200円
中西喜一郎				319	
河村武平太				392	
河田忠勝				316	
株式会社小田商店	株式			476	金光町に本店か

出典)『岡山県浅口郡産業調査書』(浅口郡役所、1923)161～164頁、『大日本酒醤油業名家大鑑』第3版(東京酒醤油新聞社、1925)の「大日本全国酒醤油醸造家名鑑」331頁より作成。設立年は『現勢調査簿』、備考は本文註の『山陽新報』記事・鴨方村『現勢調査簿』・『大日本酒醤油業名家大鑑』より。

への県外移出が浅口郡や赤磐郡の酒造業の成長、岡山県酒造業の成長を支えていたと考えられる。特に浅口郡の酒造業の成長は、灘酒造家との桶取引が影響していたことが考えられる。

(三) 鴨方村の酒造業の成長

先に、大正五年（一九一六）から大正七年（一九一八）にかけて浅口郡の清酒の県外移出額の二五・九〇・三〇・一％の兵庫県への移出があり、これは灘との桶取引であり、これが浅口郡酒造業の成長要因ではないかとした。これから考えると、先に見た鴨方村の酒造業の急成長は、灘との桶取引によるものと考えられる。

鴨方村は、個別酒造場の生産量の推移は現状では分からない。しかし、『現勢調査簿』で大正七年～大正九年（一九二〇）の酒造会社の設立が分かる。表6がそれらをまとめたものである。大正七年に資本金払込済額五万円の浅口酒造株式会社、大正八年（一九一九）に資本金払込済額一二万五〇〇〇円の黄薇酒造株式会社、資本金払込済額八万円の鴨方酒醤油株式会社、資本金払込済額六万円の鴨方酒造株式会社、資本金払込済額五万円の備陽酒

造株式会社、大正九年に資本金払込済額三万七五〇〇円の第二浅口酒造株式会社が設立されている。大正九年の鴨方村の酒造家一一のうち六、大正一三年（一九二四）の鴨方村の酒造家一四のうち六がこの時期設立の会社である。¹² これらのうち浅口酒造株式会社、鴨方酒造株式会社に¹³ ついては、設立登記広告で役員が判明し、鴨方村の酒造家を中心であることが分かる。¹³ この時期、浅口郡・児島郡では、酒造会社の設立が見られるが、鴨方村のよ¹⁴ うな集中的な設立は見られない。

これらの会社は、大正五年から大正七年の灘との桶取引による急成長を受けて、さらなる増産を目指して設立されたものと考えられる。しかし、大正九年は第一次世界大戦後の戦後恐慌の年である。この鴨方村の新設の酒造会社も打撃を受け、各社三万四一四円〜六二〇〇円の損失金を出している。これらの会社のうち、昭和七年（一九三二）に会社としての存続が確認できるのは、第二浅口酒造株式会社のみである。¹⁵

こうしたこの時期の鴨方村の酒造家の動向を窺うことができるものが、鴨方村の丸本酒造の経営者・丸本市松の回想録『落穂拾いの記』¹⁶ である。丸本酒造は表6のよ

うに、大正九年には村内二位の醸造石数である。この回想録によれば、大正期の丸本酒造は、灘の桜正宗（山邑家）への桶売と大正三年（一九一四）からの台湾の販売支店・吉備商会への販売が主力であったという。その中で経営者の丸本藤松は、先の浅口酒造の専務取締役などになるが、大正九年の不況で経営が危機となる。そこで、大正一一年丸本市松に経営者が替わり再建を進め、昭和八年（一九三三）から東京の大林商会との取引を開始する。大林商会は東京に四七店の酒屋を持っていたという。

浅口酒造株式会社は、大正八年（一九一九）九月には一万一八〇一円余の当期利益金を出す¹⁷ が、大正九年九月には三万一〇九八円余の当期損失金を出していた。¹⁸

大正一三年（一九二四）の貨物数量を収録する『貨物より観たる駅勢要覧』には、瀬戸駅、玉島駅、金光駅、鴨方駅で多くの清酒の移出が見られる。特に鴨方駅からは周辺の生産量二二六〇トのうち一六三七トと七二・四%を占める量が汐留・神戸・兵庫・渋谷に移出¹⁹ されている。

大正一三年の『鉄道輸送主要貨物数量』²⁰ では、岡山県からの鉄道による和酒の主要輸送先は、東京市三七五四

ト、横浜市六〇七ト、岡山県八〇七ト、大阪市一六八四ト、神戸市一三四三ト、兵庫県其他七二五トである。

また、鴨方駅については、先に見たように「大震災直後関東地方と直取引開始され年間千四百噸の出貨あり」とあるが、昭和三年（一九二八）は九一〇トが汐留・新宿に発送されている。²¹⁾

これらから、灘酒造家との桶取引で成長した鴨方村の酒造家は、第一次世界大戦後の不況を乗り越え、東京市場への直接進出も果たしたと考えられる。

東京での日本酒の販売は、江戸時代の「下り酒問屋」の系譜を引く東京酒問屋組合の力が強かった。しかし、明治末期から大正前半にかけて灘や伏見の大手酒造家が壇話で直売するようになり、大正一二年（一九二三）の関東大震災で多くの酒問屋が破綻し、昭和期に入ると酒問屋の独占的な下り酒営業は大きく後退し、各地の酒造家も東京市場に進出してくるとされる。また、註（８）でみたように、灘の大手酒造家も大正期から昭和期にかけて買酒を減らしていったことも影響していると考えられる。

こうしたことが影響して、鴨方村を中心とする酒造家

の灘酒造家との桶取引が減少し、東京への直接的な販売が増えたのではないかと考えられる。²²⁾

おわりに

以上のように、近代における岡山県の酒造業の成長は、浅口郡の酒造業の大正前期の急速な成長によるものであることを明らかにした。また、この浅口郡の酒造業の急速な成長は、鴨方村を中心とする酒造業の急速な成長によるものであり、その要因は灘酒造家との桶取引によるものではないかと考えられることを明らかにした。

その後、鴨方村を中心とする酒造家は、会社設立で生産力を増そうとし、第一次世界大戦後の不況を乗り越え、東京市場への直接進出も果たしたと考えられる。

註

（１）山口和雄・石井寛治編『近代日本の商品流通』（東京大学出版会、一九八六）一〇～一三頁。

（２）谷本雅之「醸造業」（『日本経済の二〇〇年』日本評論社、一九九六）が、それまでの研究を踏まえてこのように概括している。その後、東北地方の酒造業を検討する藤原隆男『近代日本酒造業史』（ミネルヴァ書房、一九九九）、埼玉県の酒造業を検討する青木隆浩『近代酒造業の地域的展開』（吉川弘文

館、二〇〇三）が出された。二宮麻里『酒類流通システムのダイナミズム』（有斐閣、二〇一六）は酒類流通について、戦前・戦後を通して検討している。また、灘酒造業については、大島朋剛が「明治期における清酒流通の構造変化とその担い手」（『歴史と経済』第一九四号、二〇〇七）、「灘酒造家による商標の統一化と販売戦略の変化」（『経営史学』第四三巻二号、二〇〇八）、「戦前期灘中規模酒造家による桶取引の分析」（『社会経済史学』七四―六、二〇〇九）を発表している。

なお、飯塚一幸編『近代移行期の酒造業と地域社会』（吉川弘文館、二〇二二）の「小西家の収益基盤の変化と酒造業」で飯塚は、日清戦後から第一次大戦までの大阪府伊丹市の酒造家・小西酒造の経営を検討しており、大手酒造家の一次史料に基づく研究として注目される。加藤慶一郎『清酒業の社会経済史』（御茶の水書房、二〇二二）は、一九〜二〇世紀と長いスパンで清酒業に各種の検討を加えている。

(3) 『現勢調査簿』は、玉島町・連島町・黒崎村は倉敷市歴史資料整備室所蔵、寄島町・鴨方村（町）・三和村（金光町）・六条院村（町）は浅口市教育委員会所蔵、里庄村は里庄町役場企画商工課所蔵である。

(4) 浅口郡役所、一九二三、一六四頁。

(5) 日本醸造協会中国支部編、一九二〇。

(6) 明治三〇年刊の中塚一郎『浅口郡誌』（三宅書房）では、四四丁の「醸造」のところで、清酒の醸造戸数四九のうち「清酒ノ醸造家ハ黒崎村ニ多クシテ十八戸」としている。

しかし、大正一四年刊の『浅口郡誌』（浅口郡）では、一三六、二三七頁の「清酒及醤油製造」で、大正九年と一〇年の「酒造産額比較」グラフを掲載している。そこで大正九年の郡内各村

の酒造産額を上位から見ると、鴨方村は一五〇万円弱、玉島町は八〇万円弱、里庄村は五〇万円近く、金光町は四〇万円台半ば、黒崎村は四〇万円前後である。

これらからも、鉄道開通後に鉄道沿線の酒造業が成長し、浅口郡内の酒造地の変動が起こったことを伺うことができる。

(7) 『日本酒の近現代史』（吉川弘文館、二〇一五）九〇〜九二頁。また、酒造業の桶取引については、註(2)の大島朋剛の研究（二〇〇八・二〇〇九）が詳しい。ここでは、景気変動による需要の変動が大きい酒造業では、一定の販売量を確保したい売り手と、景気悪化に備えて簡単には生産設備拡大に動けない買い手との相互依存関係があったとされる。

(8) 兵庫県灘の大手酒造家の「白鶴」（嘉納家）についてみると、白鶴酒造株式会社社史編纂室編『白鶴二三〇年の歩み』（白鶴酒造、一九七七）二五二頁には、大正元年度〜昭和元年度の白鶴酒造の製成石数と販売石数の推移が掲載されている。製成石数は大正元年の一万二〇四六石から昭和元年の二万六七七石へと増加させているが、販売石数も三万三四五一石から五万九六〇九石へと増加させている。大正六年の販売石数は製成石数の三・一六倍で最高倍率、最低は大正一三年の二・一八倍である。二五三頁では、これは販売石数を買酒で消化してきた販売政策だが、次第に製成石数の拡大の方向に移っていったと述べている。

註(2)の大島朋剛の研究（二〇〇八）では、六七頁に同じく灘の大手酒造家の辰馬本家（白鹿）の明治三六年度〜昭和五年度の生産量と販売量の内訳が掲げられている。辰馬本家は明治三六年度三二二二石の清酒買入石数があり、これは前年度生産石数一万九五五五石の一六・五%を占める。辰馬本家は、

その後生産石数を増加させて清酒買入を減少させていき大正三年度からは清酒買入は停止する。しかし、印物（自社ブランド商品）だけでは経営が安定せず、桶売を増やしている。昭和五年度には、印物販売二万〇五六二石に対して桶売は一万四七六一石と全販売数量の四一・八%を占めている。

(9) 大阪鉄道局運輸課、一九二九、一三〇頁。

(10) 『近代日本商品流通史資料』第一卷（日本経済評論社、一九七九）収録、五一・五二頁。

(11) 『岡山県浅口郡産業調査書』（浅口郡役所、一九二三）一六一～一六四頁。

(12) 『大日本酒醬油業名家大鑑』第三版（東京酒醬油新聞社編、一九二五）の「大日本酒醬油業名家大鑑」三三一頁。

(13) 『山陽新報』大正七年（一九一八）二月六日付「公告玉鳥区裁判所鴨方出張所株式会社設立登記」、同大正八年（一九一九）一月二八日付「公告 玉鳥区裁判所鴨方出張所鴨方酒造株式会社設立」。

(14) 浅口郡は註(11)、児島郡は『岡山県児島郡産業調査書』（岡山県児島郡役所、一九二三）二五五～二五九頁より。

(15) 鴨方村『現勢調査簿』第一巻の産業の会社欄より。

(16) 私家版（丸本仁一郎氏所蔵、一九八一、七五・八〇頁。なお、同書三九頁では、鴨方酒醬油株式会社・第二浅口酒造株式会社設立にも丸本藤松は関与していたとある。

(17) 『山陽新報』大正八年（一九一九）一月一三日付浅口酒造「第一回決算公告」。

(18) 『山陽新報』大正九年（一九二〇）二月五日付浅口酒造株式会社「第二回決算公告」。

(19) 神戸鉄道局、一九二六、一八八頁。

(20) 『近代日本商品流通史資料』第一卷（日本経済評論社、一九七九）収録、五四・五五頁。

(21) 前掲「貨物より観たる駅勢」第三輯 岡山運輸事務所管内の部「一三〇・二三一頁。なお、同二二六頁には、玉鳥駅の大正一四年～昭和三年の清酒発送先と数量がある。大正一四年～昭和二年は、大半が東灘・神崎（尼崎）行きであり、玉鳥町の酒造業も灘等への桶売が重要であったことを窺うことができる。

(22) 前掲鈴木著「一三八・一三九頁」。

(23) これは、鴨方村を中心とする酒造家の酒が自家のブランドで売られたものとは限らない。註(2)の大島朋剛の研究（二〇〇八）によると、戦前期の酒造業では蔵元から樽詰めして送ってきた酒を問屋・小売がブレンドしたり、自己の商標を付けて売ったりすることが見られたからである。こうしたことがなくなるのは、蔵元で瓶詰めされた酒が消費者に届くようになる必要があるが、この大島の研究六七頁では辰馬本家の印物の瓶詰比率は、昭和五年度で五八・七%である。

〔付記〕史料収集では、倉敷市歴史資料整備室、浅口市教育委員会、里庄町役場企画商工課、丸本仁一郎氏のお世話になりました。ありがとうございました。

（まえだ まさよし 岡山地方史研究会・岡山近代史研究会会員）

倉敷町史編さんに向けての大森一治の足跡

—大森日記の分析より—

首藤 ゆきえ

はじめに

倉敷市歴史資料整備室が所蔵する大森家文書の多くは大森一治いちじの記した記録類である。大森一治は昭和前期に行われた倉敷町史編さん事業の調査に携わり大きな役割を果たした。立石智章氏が文書の概要を紹介しているほか、町史編さんの過程や倉敷文化協会の活動の考察について大森家文書を引用した論文が発表されている⁽¹⁾。特に一治の日記類は、『新修倉敷市史』近現代編の通史編・史料編で多くの引用、翻刻掲載がなされ、「近代倉敷の研究には欠くことのできない第一級資料」と評価されている⁽²⁾。

大森一治の略歴をみると、大森家は東町（現倉敷市本町）にあり、明和九年（一七七二）には居住が確認出来



写真 大森日記（一部）

る。一治は明治十年（一八七七）五月二十九日生まれ、昭和十一年（一九三六）六月三十日逝去。高等精思小学校卒業後、閑谷黌（江戸時代の閑谷学校）に学び、中退すると家業の米穀商を営む父武介を助けた。一治は「高い見識、鋭い観察眼

と洞察力」を有し、「民間の歴史家・思想家・批評家」と評されている⁵⁾。また文章の執筆を苦としない文章家であつたように見受けられる。

本稿では、一治が日記をしたためた心情、郷土史や同時代の倉敷で起きている様々な出来事、つまり同時代史に対する考え方の、年齢に伴う変化について考察する。最後に町政要覧執筆と町史編さん事業に携わることとなつた経緯について確認する。

1 大森日記の構成

大森家文書は、寄贈後の整理作業において内容により六つに分類されており、その一つが大森一治日記資料(1・1~63)⁶⁾である。冊数は日記ではない1・60を除くと全六六冊にのぼり、年代は明治三十四年(一九〇二)から昭和十一年(一九三六)にわたる。

それを内容によつて以下の四つに区分した⁷⁾。一つ目に、明治三十四年(一九〇二)四月より執筆の「臨会記」(1・1)と、それに続く「日聴語存」(1・2)である。二冊の記述期間は四年九か月と三か年に及ぶ。「日聴語存」の「小序」に「我日記及信子日記以外の事を何くれと書

き置くために此冊子を需ゆ、是八年表風に記し来れる先日までの臨会記の第二号と承知あるべし」と書かれてある。つまりこの二冊は、主に倉敷町や身辺の諸事件を年表的に書きとめる日記であつた。ただし、明治四十一年大晦日以降「日聴語存」の続編は書かれておらず、「我日記」へ吸収されたと考えられる。

二つ目に整理番号1・3~59の五七冊は「我日記」に当たる。明治三十五年元旦から亡くなる直前の昭和十一年六月二十五日まで記述された。このうち「家政日記」(1・13)は、「青衫日記」(1・12)からの家業関係の独立分である。また整理番号1・7~11の五冊は末尾に「家政日記」が付されていたので、後年分も独立した「家政日記」があつた可能性がある。

三つ目に四冊の「郷土現事記録」(1・61~62)で、昭和二年(一九二七)十月より執筆が開始された。倉敷自治顕彰会による町史編さんが決定した年である。

四つ目に、町史編さんにかかわる活動を記録した「倉敷町史編輯日記」(1・63)三冊で、同年十一月から開始された。

以上、現存する日記を四つに分類した上で、骨格とな

表1 大森日記(1-1～59)の概要一覧

番号	標題	執筆年月日	期間	序・跋の有無	概算頁数
1-1	臨会記	明治34年4/1～同38年12/31	4か年9か月	序のタイトルのみ	460-70
1-2	日聴語存	同39年1/1～同41年12/31	3か年	小序	460-70
1-3	香泥日記	同35年1/1～6/29	6か月	自序	470-80
1-4	石煙日記	同35年7/1～12/31	7か月	—	420-30
1-5	会者日記	同36年1/1～7/31	7か月	—	450-60
1-6	風笛日記	同36年8/1～同37年4/30	9か月	—	470-80
1-7	水壺日記	同37年5/1～12/31	8か月	—	450-60
1-8	乱雲日記	同38年1/1～12/31	1か年	—	470-80
1-9	鶴伴日記	同39年1/1～10/31	10か月	—	450-60
1-10	彈琴日記	同39年11/1～同40年9/30	11か月	—	470-80
1-11	白衣日記	同40年10/1～同41年9/30	1か年	—	460-70
1-12	青衫日記	同41年10/1～同42年8/31	11か月	—	440-50
1-13	家政日記	同41年11/1～同43年10/12	1か年	—	300-10
1-14	去臆日記	同42年9/1～同43年7/31	11か月	—	440-50
1-15	焚竹日記	同43年8/1～同44年5/31	10か月	—	450-60
1-16	拱壁日記	同44年6/1～大正元年12/25	1か年8か月	自跋	410-20
1-17	飛霞日記	大正2年1/1～3/13	2か月半	—	460-70
1-18	天心日記	同2年3/14～5/15	2か月	—	460-70
1-19	鉄鉢日記	同2年5/6～6/14	1か月	自序	470-80
1-20	漁杖日記	同2年6/15～7/12	1か月	—	470-80
1-21	星槿日記	同2年7/12～8/4	1か月	—	640-50
1-22	蟬語日記	同2年8/4～28	半月	自序、又序	630-40
1-23	芙蓉日記	同2年8/30～9/10	半月	序文、中かき	310-20
1-24	沈鼎日記	同2年9/10～10/8	1か月	序文、沈鼎のうた	650-60
1-25	柿殻日記	同2年10/9～11/7	1か月	自序	480-90
1-26	湖夢日記	同2年11/7～30	1か月	湖夢解 自序かわり	470-80
1-27	四石日記	同2年12/1～31	1か月	自序 疎梅即興	440-50
1-28	独笑日記	同3年1/1～2/5	1か月	独笑之解	480-90
1-29	翠羽日記	同3年2/5～3/10	1か月	翠羽之解	450-60
1-30	醉書日記	同3年3/11～4/10	1か月	醉書日記自序	460-70
1-31	十花日記	同3年4/11～6/5	2か月	はしかき	460-70
1-32	阿珠日記	同3年6/6～8/28	2か月	自序	460-70
1-33	秋風日記	同3年8/29～11/8	2か月	はしかき	450-60
1-34	瓦霜日記	同3年11/9～同4年2/5	3か月	—	470-80
1-35	劍華日記	同4年2/6～6/12	4か月	自序	480-90
1-36	長眉日記	同4年6/13～10/21	4か月	序	470-80
1-37	珊瑚日記	同4年11/1～同5年1/30	3か月	序文	300-10
1-38	二峰日記	同5年2/1～7/10	5か月	序	450-60
1-39	水馬日記	同5年7/11～11/30	4か月	水馬集自序	470-80
1-40	比巴日記	同5年12/1～同6年7/8	7か月	比巴解	470-80
1-41	六省日記	同6年7/9～12/22	7か月	六省序	320-30
1-42	白馬日記	同7年1/1～7/19	6か月	白馬解	310-20
1-43	鳳尾日記	同7年7/20～同8年5/31	1か年	鳳尾序	470-80
1-44	榴糖日記	同8年6/1～同9年4/26	1か年	榴糖解	500-10
1-45	楢雨日記	同9年4/27～同10年5/17	1か年	楢雨解	470-80
1-46	草笛日記	同10年5/18～同12年5/5	1か年	—	460-70
1-47	对碧日記	同12年5/8～同13年4/30	1か年	引	460-70
1-48	洗竹日記	同13年5/1～同14年5/22	1か年	—	620-30
1-49	鴈花日記	同14年5/23～同15年4/30	1か年	序のタイトルのみ	640-50
1-50	石鷄日記	同15年5/1～昭和2年5/22	1か年	石鷄日記序	630-40
1-51	栗心日記	昭和2年5/23～同3年5/16	1か年	栗心日記序	470-80
1-52	柳絮日記	同3年5/17～同4年4/24	1か年	序	640-50
1-53	柁腔日記	同4年4/25～同5年3/31	1か年	柁腔日記序文	460-70
1-54	叙春日記	同5年4/1～同6年4/30	1か年1か月	—	630-40
1-55	羅潮日記	同6年5/1～同7年2/29	10か月	—	460-70
1-56	三窮日記	同7年3/1～同8年5/12	1か年2か月	—	630-40
1-57	脆石日記	同8年5/13～同9年5/31	1か年1か月	—	330-40
1-58	環星日記	同9年6/1～同10年8/25	1か年3か月	—	460-70
1-59	鬚雲日記	同10年8/25～同11年6/25	10か月	序文	460-70

注) 執筆年月日は「大森家文書目録」に拠った。概算頁数は日記複写資料の撮影番号より算出。

る「我日記」(1・3・59)のうち、昭和二年(一九二七)までを主に分析する(表1)。形態は横半帳で、頁数は四五〇頁前後か六五〇頁前後。三〇〇頁台前半の日記も六冊みられる。筆書きで毎日夕刻に記録された。多忙のため飛ばした期間は摘録が付けられた。

2 日記を執筆した心情

最初に指摘したいのは、文学関連の記事の多さである。閑谷齋を退学後、独学を進めた一治は、日記に漢詩を書きとめ、序文や元旦の詞などの漢文表記も少なくない。日記一冊ごとに漢字二字の題名を付け、大正二年(一九一三)以降おおむね、序や跋を付しており、題名の意味を説明した。例えば「四石日記」では「自序」が古文調で、「四坐の言ゆふ石の様おかし、此日記よんた人ハ石になつて見給へ、よふ此味かわかる」などと題名に由来する文章を書きつけた。先人の文芸を深く敬愛し、書画骨董を飽きることなく観賞した。

では明治三十五年(一九〇二)の元旦、二十四歳の一治は何故日記を書くようになったのか。「我日記」一冊目の「香泥日記」には特に「自序」が付けられた。

史料1 自序

香泥日記は自分か其時其物ニ対する心的發展の実写にして、特ニ文学的の管見も直写してある、人間ハ進化の範内ニありて一日も發展する事を忘却してはならぬ、十年か二十年の後に見たらおかしき理屈もあろふし、一笑する事も多かるふと考へられるか、其又五十年後に此時代其時代の自分の心的意思を回顧するのハ、大ひニ愉快であろふと考へられる、とにかく自分を現し自分を教訓し自分を慰藉する大切なる事であるふと、今考へたから其實際を日記するのである

その時々自身の考えを書きとめ、自身の思想を明確にして、後世に振り返ることが目的であった。

さらに執筆開始から一か月半後、一治は半生を振り返る「回顧録」を日記中に付けていた(二月十七日付、二十二日付)。彼は三歳の時に生母を亡くし、明治三十四年に継母が大森家を去ったが、同年十一月に児島郡福田村の大塚精一の三女伊波保と結婚した。結婚については「僕の生涯の一大事故、最も精細ニ記録す可し」と記す。日記開始後すぐに「回顧録」を書いていることから、結

婚も執筆開始の契機と考えられる。

3 郷土史への思い

次に、郷土史に対する一治の考えをとりあげていきたい。「会苔日記」の明治三十六年（一九〇三）二月二十三日付に、「自分の行わんとする事業の内ニ倉敷発達史を編まんとする考へかある、此事ハ十七才の時ニ始めて着眼し」という記載がある。倉敷の歴史編さんについて、すでに十七歳で構想していたとある。そして二十六歳となる翌明治三十七年の新年、有志大懇親会へ出席し講演者として、郷土史への思いを表明した。有志大懇親会は大原孫三郎が主催し、一二人人が参会して盛況であった。演説部分の一部を引用する。

史料2 風笛日記（明治三十七年）一月三日付

吾輩ハ郷土史の必要を悟りまして是非とも完全なるものを作て置きたいと考へて居ります、其郷土史ニ就て順序上史学か何程効用かあるかを一言する訳であるか、（中略）此事ハ且て倶楽部へも其事業として行ふたは如何と申出た事も有か、つまり一笑二附せられた観てあつた、成程考へて見ると、或ハ老翁

的な当世に適しない事業であるかも知れない、けれど吾輩ハ祖国を愛するの觀念、祖先を敬するの觀念ハ太古古き思想の如くニして実ハ新なる思想なるか如く、実ニ其必要を絶叫するニ足るてあるふと自ら信して居ります

郷土史の編さんは郷土愛、愛国の精神に通じており、組織的に取り組むに値する事業であると強く主張する。さらに「史料の募集」の重要性に触れ、「第一二要素するものハ各種の文書にある」と訴えた。植田年町長ら有力者を始めとする聴衆の面前での演説は、一治の郷土史編さん構想の周知という大きな意味をもっただろう。それでは一治はどのような編さん構想をもったのだろうか。文芸史について五年後に以下のように記す。

史料3 青衫日記（明治四十二年）一月五日付

余か郷土史料を蒐集して不完全ながらも倉敷史を編述して置く素志を着々調査して行くと、是ハさて意外にも驚くべき事実を発見した、それハ我地の古名家になるとなかなか田舎範圍に留まらぬ、其關係する所ハ随分広く恰いものである、（中略）乃ち余か生涯を通して兀々研鑽し尽くすも到底其及ハざるを懼

るの憾あり、然り然して余ハ其余樂として是等諸家の断簡零墨を蒐集するの傍、之を一屏風に寄せ、之に一々其作品の履歴を附録して歛賞と參觀に余用せんと心掛たる事にて、今や三十余名家の筆蹟を蒐め得たり、(中略)

思へハ余が素望の郷土史ハ何時に到りて完成すへきか、唯余か勢力を奮興して断して之を行ふ事ハ勿論、孜孜として一日も廢弛せざるに存するハ余の誓之忘れざる事なるも、其史料ハ皆因循小面倒なる人々の手に珍藏、否強藏せられて其価値をたに知られされハ、或ハ減却散佚せん事ハ一日も忽にし難き
二唯一の心配なる事也

生涯を通して励んでも編集し尽くせないと歎きつつも、倉敷の先人の「史料」を集め文芸面の知識を深めていた。「屏風に仕立てようと集めた倉敷の古名家の「断簡零墨」「筆蹟」は三〇余名分に達していた。

文芸史以外の分野では、内外の人物による「倉敷」観を度々書き留めた。例えば、「昔話となりたれとも十年前岡山山片山敬大人に逢ひける時、倉敷話し序ニハ因循姑息を嘖われ『暗式』名詮自称にて、(中略)『冥式』あま

りの習慣、余弊の甚しきものなるハ誰も皆唱へし処なりけれ」などである⁹⁾。さらに引用する。

史料4 弾琴日記(明治四十年)三月二十五日付

倉敷と言ふ処ハ妙な処た、店ハあても勉強しない、錢持ハ有ても仕事ハしない、吝嗇揃ひて講釈^{たお}仆れ、何か何やら一向訳らぬ、是ハ数年前、余か親しく來遊の他国人より聞た評言である、是一度此地ニ來た識者ハ一樣に倉敷の前途を疑て悲觀説を吐露するのみならず、何故あんなに金持の多いのたるふ、あんな事でハ到底出来ぬ筈たか、なんて昔からの風俗人情さへも疑ふよふになる

明治時代後期の倉敷町は、町外から疑問を持たれるほど財産家が多い地域であった。同様の記述は他にもみられる¹⁰⁾。大原家や大橋家に代表される財産家が成長した出発点は、近世の倉敷の発展にあるといえるが、一治もまたこの点を解明したいと思つていたのではないか。次に郷土史に関する「回顧録」より一治の考えをあげる。

史料5 拱壁日記(明治四十五年)五月二日付

人文史の研究ニ依て最も注意すへきハ即ち倉敷的思想の研鑽にて、一種特別なる精神的風味ハ倉敷人士

の間に蟠延せる事にて、(中略) 余ハ飽迄「倉敷的志想」の存在を唱道せんとす、此事ニ関してハ岡雲臥先生の義倉法より、有名な新録古録派(秘)の争舌の如き、続て大橋敬之助氏対代官桜井久之助氏との所謂倉敷騒動の如き、皆是れ煥発せる現象なれとも伏在して遂に根抵を造れるハ、之を研究し往く程に甘味を覚ゆるよふに感せらるる事まで、(中略) 学力ニ属せるものと財産に属せるものとの間に、更に市井の無頼漢の間に一種の気味を構成せる

義倉、新録古録の争い、倉敷騒動といった歴史的な事件について、倉敷の精神的な土壌から表出した現象と位置付けた。その上で知識人や財力のある家だけでなく、「市井の無頼漢」をも影響を与え合い、精神的土壌が作られたと述べている。「市井の無頼漢」とは借家層・小作農といった下層民であると考ええる。このような記述から明治末期に一治は、階層構成を意識した「倉敷」観を持ち、史実探求の方向性をつかんでいたと考える。

また一治の先祖は天明八年(二七八)に新義衆として義倉に参加し、新録古録騒動では新録に属した。つまり一治は倉敷の町場に暮らすだけでなく、生まれる前の

歴史的な事件に先祖が参加しており、それをより身近に感じていただろう。郷土史は「語りて面白く、著述して公益なりと想」うとも記している。

ただしこの文章の前に「此等の余の着眼志想ハ遂に悲むへし逸遁と変して、神経衰弱の不運ニ隸へる事也」とある。詳細は5で述べるが、一つの精神的区切りをつけるため郷土史について踏み込んだ「回顧録」を書いたのである。

4 倉敷町の出来事の記録

次に、日記中の国内外の出来事や世相の内、当時の倉敷町に関する記述についてとりあげる。「香泥日記」に、日記を書く目的は諸事件に対する「心的発展の実写」とあるので、そのためにも諸事件を書き留めたと思われる。

明治四十三年八月分を例として記事内容の概要をみていこう(表2)。家業関連(五日)や書画収集(二十四日)といった家の事柄、朝鮮合併(二十二日)や関東の大洪水(十日、十四日)といった国内外の事件とあわせて、倉敷の出来事が多く記録される。夏季大講習会(一日)山路愛山の説教(九日)、電灯会社開業祝宴会(二十六日)から夕立遠

表2 明治43年8月中の主な記事内容（「焚竹日記」より）

(1日) 倉敷日曜附【講か】演附属夏季大講習会のこと、(2日) 關詩課題水楼夏夜上選、(3日) 夕立の遠雷に驚く、(4日) 尋常校にて据置貯金の演説会、(5日) 輸入外国産の雑穀類サンプルを小学校女子部へ寄付、(6日) 小林一茶同好会結成、(7日) 諏訪良胤来遊（書画幅抵当金調達）、(8日) 阪朝紙上の「清国所見」の感想、(9日) キリスト教会堂にて山路愛山の説教あり、(10日) 天龍川土手が決壊、(11日) 江良村難波歌郎の訪問、(12日) 星祭日のこと、(13日) 10数年前の倉敷評を回想（因循姑息、「暗式」「冥式」と言われていた）、電灯会社についての評判、(14日) 遠州相州、東京の洪水、(15日) 太陽曆専布により孟蘭盆が八月仲五となる、(16日) 新曆励行されるも世間はやはり旧曆使用、画家井上直泉の窮状について相談、(17日) 野菜廉価、生魚物は高価、商法は不景気、身を飾る連中増加、(18日) 上半期決算、贈与のこと、(19日) 休息日、読書と嬰兒の看護、(20日) 安息日、電灯の公開日、(21日) 西瓜の売りさばき、(22日) 朝鮮に関わる新聞の号外が頻り、韓国合邦、(23日) 知人の落命、(24日) 亀田鵬斎筆蹟紙本1行を入手、(25日) 秋の訪れ、(26日) 大原別邸の電灯会社開業祝宴に参加、(27日) 読詩抄、(28日) 本栄寺の安井上人立ち寄りと書画持参、(29日) 朝鮮合併の発表あり、(30日) 河井継之介の肖像の件、(31日) 漢詩の書写

雷（三日）の瑣事にまでわたる。

これに加えて時々、一事項を取りあげて「見聞記」を叙述していた。これらは「見聞記」「記」「抄録」などと題される。祭礼の様子や大原孫三郎主催の事業などがとりあげられ、貴重な同時代の史料となっている。表3に、明治四十三年（一九一〇）、大正三年（一九一四）、同七年（一九一八）、同十五年（一九二〇）の「見聞記」をあげた。新聞記事筆写も含まれているが、見聞記執筆は途切れなかったことがわかる。

また写生画や新聞記事筆写も頻繁に見られたが、これも同時代の記録として貴重である。

もう一点重視されるのは、一治が倉敷の社会経済の発展に強い関心を抱いていた点である。略歴によれば一治は、明治二十五年（一八九二）に、青年の教化事業・社会教育のための団体である共立会設立を提唱したという。

史料6 弾琴日記（明治四十年）一月十一日付

近年所謂倉敷者と悪称せられた一種ノ喧嘩太郎か少くなつた、或点ニ於てハ遊ひ人の意気沮喪てハあるか、全体ハ全く文明の作用て自然に社会制裁の力か

表3 倉敷にかかわる「見聞記」一覧

年	記事タイトル	日記の整理番号
明治 43年	(2/13) 第五十七回日曜講演、(3/1) 共和会蜷茶話会蟠龍閣席余列、(3/23) もどり車物語、(3/31) 倉敷芸妓芝居の町廻り、(4/9) 話擲て将棋道の事、(6/11) 輓近来游画家評判記、(9/26) 其後の考古夜話会抜抄、(10/14～16) お祭りの記、(10/25～28) 招魂祭物語、(10/29) 志士遺墨展覽席一見記抄、(11/12～18) 大演習評判記、(11/25～26) 贈位名士事蹟抄	1-14～15
大正 3年	(1/17) 倉敷竹逸会见物記、(1/31～2/6) 独立連合誓文抔見物記、(2/1) 大阪朝日新聞記事抄、(4/4) 衛生展覽評判記、(7/8) 雑筆消遣一則、(10/15～16) 大正甲寅秋十月町祭見物実記、(11/26) 倉敷見聞実録	1-28～34
大正 7年	(7/21) 倉敷劇場創立総会記事抄 山陽新聞記事、(8/22、25) 米一揆実聞録	1-42～43
大正 15年	(1/25) 広告抜録 有望土地廉価提供、(1/26) 会報経済協会五八、六〇号抄書(倉敷川浚渫)、(2/11) 広告一葉抄書(建国祭挙行)、(2/19～21) 呉服商組合誓文抔見物記、(2/24) 経済協会会報六十一号 抄録(都市計画など)、(5/16、20～22) 鶴駕余影、(10/9・12) 県催衛生展覽会雑録、(10/15) 阿知神社秋祭前日、(11/4) 阪朝岡山版記事(倉敷関係)	1-49～50

注) タイトルを付けているもののみ上げた。新聞の抄録も含めた。

嬌成したものと解せらるるので、実に結構な次第である、此倉敷者なる一種の汚名ハ喧嘩・強論・非道・厭制・乱暴などを意味した表語であつたか、我々も早く此点に憂を懐き、有志青年の間に一会を組織して、無頼の少年を感奮教化せしむべく、有志の間に義捐金を募集して貧民子孫の教育を始めた事かある、是ハ即ち共立会なるもので丁度十数年前の事である、共立会ハ其後間もなく消滅してしたか、之を我地ニ於ける公共事業の魁で、特筆大書すべき次第である

このように一治は、有志とともに「無頼の少年」の教化活動に取り組んでいた。そして明治三十四年以降、社会事業を実践する大原孫三郎から度々協力を求められる。翌年の十月十七日には、大原孫三郎が一治宅を訪問した(「石煙日記」)。談じた内容は、実業補習学校の入学生が寡いたため勧誘の依頼、哲学・宗教・道徳の意見を公表する会合を設け、所見を新聞紙に寄稿する、岡山孤児院の事などであった。一治は意見を率直に伝えている。

翌日十月十八日に、一治は織物会社を経営する友人渡辺辰二郎宅を訪れ、二三の事項について談話した。「一・

工業地としての倉敷、一・倉敷人士の工業ニ対する觀念の皆無たる事、一・倉敷人士ハ風氣間発ハ最大必要なる事、一・商業地としての倉敷、一・倉敷人士の公憤遺伝の強固なる事、(以下、八か条略)「倉敷の發展を商業と工業にみいだし、倉敷の人々の氣質・思想を論じていた。一治は孫三郎との談話に触発され、町の展望を語つたのだらう。

以上、大森一治は倉敷の現況への関心が深く、文章に長けていたことがあいまつて、町での出来事を詳細に書き留めたと考えられる。代々続く商家の一員として倉敷の現在と過去について識見を深め、余暇には独学で文芸・歴史を探求し、彼の日常は充実していただらう。しかし、明治四十四年(一九一)に一つの転機を迎えた。

5 「拱壁日記」にみる転機

明治四十四年六月一日より始まる「拱壁日記」には、日記開始から初めて跋文が付された(表1)。そこには「此日記ハ^{すく}酒後悔、失敗あらゆる艱難の事情を録せるもの」であり、「日記の体を為さる文もあるべし」とある。執筆期間は一か年八か月で、苦悩を赤裸々に記した。

史料5であげた郷土史についての「回顧録」(明治四十五年五月二日付)では、さらに「倉敷史料募集の志望全く挫折せし」と述べる。理由の一つは「史料の散佚」であったが、もう一つは「不敏なる余の手腕と不運なる余の家勢」にあった。偉人らの遺文詩歌、画幅を調査したり「墓碑模写」をしたが、「遂に何等の成業の一も施すなくして」、「審美的嗜好に耽りて之を満足せしめん為め」、つまり鑑賞にふけたため挫折したという。

明治四十四年当時、米穀商の経営に負債は生じていないが発展もなく、家屋の痛みが進んだが修復出来ない状況にあった。六月二十日に父武助と一治は家産の立て直しを決心する。⁽¹²⁾翌日、一治は妻いわをの実家大塚家へ借金を出したところ、松屋翁(義父精二)より次のような「改革案」を示された。

史料7 拱壁日記(明治四十四年)六月廿一日付

一従来の文事風流ハ七分、家業三分なるハ大なる誤なるモノトノ事

○文事風流式分ハ廃すへからず、商業八分とすべし

一従来人の世話事又公共ノ事ヲ發達に世話せしハ誤

レルトスル事

○十ノモノ式分八人ノ世話事もスベシ、又十ノ式

分ハ公共ノ事もスベシ

(商業の資本についての一条省略)

一書画書籍諸道具ヲ買入、大金ヲ費シタルヲ後悔ス

ルコト

○是ハ千万悔ユルモ功ナキ事、借用セスンハ書画

類ヲ売ルヘシ(中略)

備忘ノ事

一資本ノ額を定ムヘシ

一是迄ノ日記ハ廃スヘカラス

一倉敷町古人ノ事跡等ノ取調ヘ町史編纂スルニ怠ナ

カラン

一命有テノ物種、愉快ニ働ク事

大略此段□候也 六月廿一日 精一翁

此ハ面前ニ於ける御直筆也

骨董収集と文芸に大金を費やし、家業を疎かにしている
と親戚も危ぶんでいた。「公共ノ事」への制限も言い渡
された。しかし、「日記ハ廃スヘカラス」「倉敷町古人の
事跡等ノ取調ヘ町史編纂スルニ怠ナカラン」として、郷

土史への取り組みは親戚にも認められていた。

一治は「此苦痛の源因ハ全く時勢を視る能はず、社会
を視る能はず、更に我家風を忘れ我氣風を忘却したに由
る」、「資本金を什器ニ換へたるか為也」といった言葉を
幾度も記した¹³⁾。その後、骨董の一部を手放している。八
月五日から翌年三月二十五日の記載は簡略であった。そし
て翌大正二年(一九一三)元旦から大正六年頃に至る、「飛
霞日記」(1・17)から「水馬日記」(1・39)辺りまでの
日記に変化があった。

一、頁数は従来のまま、執筆期間が一〜四か月と大幅に
短くなった(表1)。

二、従来は一頁二行前後だったが、行間が空き一六行
にまで広がる場合もあった。

三、「鉄鉢日記」(1・19)に「自序」が付くと、以後
二三冊に「自序」「はしかき」「解」などが付せられた
(1・22〜33、35〜45)。概ね一頁だが、「独笑之解」(1
・28)のように六頁を費やす場合もあった¹⁴⁾。ただし大
正十三〜昭和五年頃の日記(1・47・49〜53)にも「引」
「序」がみられる。

四、一日分の記述が長文になった。かつ感想や論考的な

記述が多くなっていると思われる。「見聞記」はこの時期も記録された(表3)。

五、従来は日付のみ記していたが、旧暦・曜日・干支表記の曜日・天気などが徐々に増えていった。さらに「十花日記」(1・31)で夢を詳細に記録すると、以後も同様の傾向がみられ、ようやく「白馬日記」(1・42)辺りから夢の記述が減少していく。

大正元年(一九一三)から数年間、一治は親族との約束を守り、骨董・書籍の購入を絶ち公共活動を慎んだ。反動としてそれまでの数倍の勢いで随筆的な文章を日記に書き連ねた。各巻に序文、跋文を付け一つの作品のように扱った。自棄になった心持ちもあったが、文章を書くことで心の平衡を保ったと思われる。

以上、青年期の一治は、家業を発展させられないまま、骨董品・文芸雑誌・書籍の収集、大原孫三郎の活動への協力など、自身が好む活動を優先していた。しかし大正時代初めにそのような生活を強く後悔し、親戚の箴言に耳を傾け、文芸から遠ざかり家業を優先した。

6 『倉敷町々政要覧』「沿革編」の執筆

四十一歳を迎える大正七年(一九一八)頃から、日記の一頁の行数は再び増え、一冊の執筆期間も「鳳尾日記」以降ほぼ一か年となる(表1)。一日分の記録も短くなっていく。変化は徐々にみられていた。また一治は日露戦争時も戦争関連の事項を詳細に記していたが、第一次世界大戦の戦況についても、「白馬日記」末尾に長文で論じている(大正七年七月十九日付)。次いで、倉敷での米騒動について詳細に記した「鳳尾日記」へと続く。家業が米穀商であったため騒動の標的とされる可能性があり、騒動の動向を詳細に記録した。

さらに同年、岡山で木山巖太郎と会い、「郷土史譚稿」を脱稿してすでに印刷中であることを聞いている(「鳳尾日記」七月廿日付)。また大正時代にはいると漢詩・会誌編集発行に携わるようになった¹⁷⁾。大正八年(一九一九)一月六日には知人の詩稿を「批正」したり、知人の骨董を見学したりしており(「鳳尾日記」)、在町の文芸人として周囲に認められていた。ただし、日記執筆については以下のような記事がみられた。

史料8 対碧日記(大正十二年)十一月十九日付

余之日記、近年多くハ怠惰ニ流れ、其精透を欠くも

の、一ハ家務の忙かしさと其事の俗務に亘るもの甚しきに、(中略)日夕劬勞して筆を執る事さへ煩しき程に其時を過くしつ、(中略)此間の日間瑣事、次に次に抄録して後年の忘に供へんとす、之を為すハ唯成ささりしに勝ると考ふるか故のみ(中略)此間最も惜むべきハ余の其時其事ニ対する觀念の機微と識見の腴味(カ)を示す事能ハざるに終りし恨也とす、要之日記の妙ハ散佚したりと云ふへし

この頃日記執筆の意義として、同時代の出来事について深い洞察力と的確な判断力を示す事をあげている。しかし最近はこの力が發揮できないと歎いている。四十六歳となった一治は、家業の忙しさと疲れから執筆できない日もあった。

以上、大正時代後半に一治の日記は旧来の形式に戻っていった。家業に勤しみつつ文芸面の活動も活発になった。そして大正十五年(一九二六)に大きな転機が訪れた。倉敷町より『倉敷町々政要覧』の「沿革編」を執筆依頼されたことである。その顛末をあげる。

史料9 鵬花日記(大正十五年)三月四日付

(今在考市)今在助役来る、次第に諸人参合、(因藤領衛)町長及び助

役、余に向いて曰く、東宮御來臨近々決定、若し此の如くんば則ち我が沿革史記述し、奉呈必ず、すなわ輒ち手伝いを得るの至願也、余曰く、木山氏倉敷史談如何、助役曰、新記事希望也、特に貴下へ向け懇囑切なるのみ、余応して曰く、非才足る有る乎、幸□參加これ光榮にして亦本懐也

※原文は漢文

大正十五年五月二十五日の摂政宮(後の昭和天皇)の来町にあわせ、「我が沿革史」の奉獻が計画され、三月四日に関藤町長今在助役から一治へ知らされた。この時は、「手伝」を得たいと「至願」する、つまり手伝ってほしいと強く望まれている。その後再び依頼がある。

史料10 鵬花日記(大正十五年)三月十二日付

一町長、助役か推薦にて、東宮御行啓に就て倉敷開発の史跡を一冊子として奉獻する其役を、わたくし専任として申付けられ否囑託(カ)された、わたくしハ直に原前町長へ相談(記事内容)状を差出したまま、しき荐りに考へてのみ居る

この時「我が沿革史」が「倉敷開発の史跡」の一冊子と言いかえられ、一治へ執筆が囑託された。一治は即答しなかったが、大原孫三郎への相談(三月二十日)などを経

て、三週間後に執筆を決心して以下のように行動した。

史料11 鵲花日記（天正十五年）四月七日付

午下、今在氏へ向け手牘送致す、其の文意大概町史進献本作成上打ち合わせ也、此の日余、林源十郎、木山巖太郎二氏歴訪、多く是不在也、蓋し此等先輩意見尊重の爲め也、是外当然温和順序のみ、近日余原稿起草、打ち合わせ参向云々通信也、町史作成の事、今日余の双肩に在り、其の任軽からざる也、余元より他意無し、唯其の任責を尽さんと欲すのみ、鳴諸事順序打ち合わせ中、最早荏苒^{じんぜん}逡疑すべからざる也

※原文は漢文

今在助役へ「町史進献本」の作成を申し出ており、近日中に原稿起草するとある。ここで「我が沿革史」は「町史進献本」と言い換えられ、強い決心が示される。

翌八日には根回しのために「諸大家訪問」をした。大原孫三郎は「倉敷史中此回記存は義倉、天保新緑古禄争議、明倫館、心学流派、奨学会、日曜講演位之事歟」といい、林源十郎は「余等門外漢、郷土史に通ぜず、唯尊兄平生公事適任也、宜しく囑す所意見無し」（原文は漢文）と告げた。高見郡長は「好の事也、唯其の書冊果して

如何、或いは倉敷町勢一覽、或いは倉敷名所記等書目一貫採擷して之に準ずる」（原文は漢文）、つまりすでに書籍があるのにわざわざ作る必要があるのか、と述べており、どちらかと言えば消極的な返答が続いた。

さらに郷土史家である木山巖太郎を訪ねたところ、木山は一治の平生の史料収集の労をねぎらった上で、「次^カ前井上伯一氏来訪、倉敷史近刊、其序文依囑に来る、一見大概一様、井上曰く、尊者倉敷史談根拠、一、三郡衛統計之を加うるのみ、則ち其の序文を作る」（原文は漢文）と告げた。つまり、倉敷町が発刊する「我が沿革史」と別に、「倉敷史談」の原稿へ統計を加えた「倉敷史」が井上伯一編で近日刊行されると伝えたのである。¹⁸一治はすぐに井上宅を訪れた。書籍の内容を知り「史料応援之志」のためであった。しかし井上は不在のため意見を交わせなかった。

二日間に亘り諸人の意見を聞いた一治は、「諸老の尊見一異無き也」、年少の者たちも「意気稜々、其の談鋒或いは軒新^軒或いは奇抜、皆珠玉聴可き也」と日記に記した。温和順序を重んじ「諸大家亦各有一家見識」と考える一治は、断言していないがここで自身の「町史進献

本」構想を断念、又は胸中に収めたと考えられる。

その後は町長・助役らが考える「我が沿革史」、つまり「町政要覧」の作業に専念した。「石鶏日記」五月一日付の記述より、今在助役が位置、地勢、戸口、産業などを既述する「現在編」を、一治が「沿革編」を担当したことがわかる。

四月十四日付に「町史要覧稿本調へかきたつる」とあり、本格的に書き始めている。四月十七日に今在助役へ見せたところ「吃驚」して、「かよふの事おかきなされてハ事面倒」、「文学史、人文史の如き淫りに数万言ハ思ひもよらぬ事也」と批判された。町長からも「簡單明瞭成程か、ぬか一番よろし」と言われている(いずれも「鵬花日記」)。

改めて書き始め、四月二十一日、町役場へ出頭していったん原稿を預けた。二十八日には持ち帰っていた稿本に改訂追補をし、再び町長へ差し出した。五月四日から追訂、検字、浄書の作業にあたった。このような過程の途中、一治は以下のように記している。

史料12 鵬花日記(大正十五年)四月二十日付

(前略)倉敷沿革かき立てる、いろいろ考へてハ簡潔

にかく為苦勞する、さて、此日記かく為に考慮を費す、即ち従來の記録を一変せんと志す也、従前ハ文章にて成可く事情を書く事とせしか、之を後の世に徴せんにハ冗漫にして一々読むもの稀ならん、よりて是より簡潔にする良法を考ふ、郷土記事ハ別にすへきか、詩歌ヲ多く記入すへきか、いろいろに考つ
つあり

町長から「簡單明瞭」を求められた際も「万事注意すへき訓箴也」と書き記していたが、ここでも一治は簡潔な文章の重要性にふれている。冗長な文章は後世の人が読む気にならないからである。そして日記の記述形式を変え、「郷土記事」を日記から独立させることも考想していた。これは、4であげた当時の倉敷に関する記録を、後世の資料となる「郷土記事」と認識し、後世の人に閲覧されることを想定したといえるだろう。一年半後の昭和二年十月から「郷土現事記録」が新たに開始されたが、この時の「郷土記事ハ別にすへきか」という構想を実現したものと考えられる。

また校訂作業中の五月十四日に、自治社発行、井上伯一編の『倉敷町沿革史』の刊行を知った。「元來此書物

ハ何か目的で書たものだらふか」「真ニ馬鹿らしく話二もならぬ」として、駆け込み的な編さんの姿勢に批判的な一治も、「此沿革史ハ百年の後に大正十五年の事を知る上に於てハ非常に有益なものなる事ハ私ハ屹度保証する」と記している（「石鶏日記」五月十四日付）。ここにも現況の記録が、将来は歴史資料になるとの認識がうかがえる。

以上、大正十五年に一治は「文章を以て天分と定め、家業にもあらで、生れし郷里の為に尽くせしまで」と決意して、『倉敷町々政要覧』の「沿革編」を執筆した。自身の構想通りの「進献本」は断念し町役場の意に添ったため妥協があった。しかし作業を通じて、日記に書き留めた「郷土記事」が貴重な歴史的記録であると認識するようになった。

7 町史編さん事業へ向けた決意

大正十五年八月十日に、岡山師範学校教諭で史学者の永山卯三郎から書状が届いた（「石鶏日記」）。大原孫三郎が倉敷の歴史に精通した人物として一治を紹介したため、「倉敷天領時代ニ於ける村役人公選自治制」につい

て尋ねる内容で、一治はすぐに返答をしている。

そして昭和二年（一九二七）四月、万寿・大高両村との合併の前月に倉敷自治顕彰会が組織され、町史発刊を計画したといわれる²⁰。日記の三月二十八日・四月八日分は多忙のため摘録され、四月二十四日から二週間は同様の理由で付けられず、編さん事業とのかかわりは不明であるが、七月には町史編さんの情報を得ていた。

史料13 葉心日記（昭和二年）七月廿一日付

原澄治氏（前町長）へ書を裁して援助の御礼を申上、

且又此上とも宜布御願申上る旨を申上る、之は同氏

非常の同情にて余の事を配慮されたる言葉^{（太田安）}を太田氏

より伝承、（中略）同氏の深意ハ余をして町史編纂に

応らしめん事に存すと聞く、未だ必ずしも其利を与

へんとゆふ事に非らず、蓋し最も能く余を識らるる

人なり、勿論余も同感にて其平生の覚悟も之に存す

原澄治元町長が町史編さんにかかわり、かつ一治が加わ

れるように働きかけていたようだが、連絡はなかった。

七月二十八日、心は晴らすために一治は、「自己の非才」

と諦め「心機一転唯働くより外なからん」とまで書いて

いる。しかし翌日、倉敷自治顕彰会が七月二十一日の評

議員会で町史編さんを正式に決定していたことを知った。

史料14 葉心日記（昭和二年）七月二十九日付

わたくしハ双手快哉、実に欣ひに堪へぬ、それハ二十年前共和会時代度々町史編輯を絶叫して用ゐられさりし為め、遂に独力にて其蒐集と編輯に努力せんと志したる其解決なれハ也、余ハ原氏に申出でて助力をなさん事を欲す、但し如何なる生活苦に逢ふとも届する事なし、又之か為に金銭上の慾望などを抱懐する事断してなし

このように一治は町史編さんの実現を心から喜び、私心なく手伝うことを誓った。十一月には町史編さん主事の菅正十郎と対面し、「倉敷町史編輯日記」が始まる。

以上、一治は大正十五年に「町史進献本」の件で有力者を個別訪問するなど積極的に活動し、後に自治顕彰会会長となる原澄治から厚意を示された。翌年七月にも原へ後援を求め町史編さん事業にかかわる道筋を作った。

おわりに

以上、昭和二年までの「我日記」より、青年期から老

年期を通じて大森一治が、倉敷町史編さん事業の実現を常に希望しており、かつ一貫して「郷土記事」を書き留めていたことを確認した。特に大正十五年には、倉敷町からの委嘱を真剣に受け止め、町の識者へ「町史進献本」執筆を表明するなど積極的に行動していた。また自身の見識を高めるための「郷土記事」が、次第に後世の人に読んでもらうべき歴史資料であると強く認識するようになったのもこの時期からである。その内容ははじめにで触れたように高く評価されている。これらの功績は彼の文芸的才能と情熱の賜物である。

注

- (1) 立石智章「倉敷市所蔵岡山県都窪郡倉敷町大森家文書」（『倉敷の歴史』第二四号、二〇一四）。
- (2) 大森久雄「倉敷町史編纂小史」（『倉敷の歴史』第一号、一九九一。同「倉敷市史刊行小史（上）（下）」同第二一三号、一九九二～九三。松尾民子「倉敷文化協会の設立と西洋絵画展覧会―大正十年「大森日記」を中心として―」同第三号、一九九三。
- (3) 『新修倉敷市史』5 近代（上）二〇〇二、八六三頁。
- (4) 詳細は注1の立石論文と大森久雄注釈『倉敷町史編輯日記』（大森一治著、二〇〇九）の「大森一治略歴」参照。
- (5) 注3掲掲。

(6) 「倉敷市所蔵大森家文書目録」 倉敷市総務課歴史資料整備室作成。

(7) 注1論文で区分された①～③のうち、①を2つに分けた。

(8) 「風箏日記」明治三十六年十二月二十八日付に、「課業日誌、臨會記執筆」し「十一時此日記を了りて就寝」とある。

(9) 「焚竹日記」明治四十三年八月十三日付。

(10) 「金穴」多い説。「白衣日記」明治四十一年九月十三日付。

(11) 六月十九日付「我天性に悖き家風に反し一時の快楽の爲めに百年の大計を錯る」、「貴重の財を軽して其身分を忘れて名の爲めに虚栄に流れんとせし」などと綴る。

(12) この時父親は「別に汝の失錯に非らず、左程慟哭するに及はずと申さるのみ、今日未だ一銭の負債なけれハ、之より汝の改心するに処に依りて勤勞」せよと述べている。

(13) 六月廿九日。他に七月十日、七月廿六日など。

(14) 「唯相手なき時ハ独りて一層かきたくるもの故、自分も自分をおかしな人間だと笑ふより外になき」とやるせない心情を吐露する。

(15) 「芙蓉日記」の「中かき」に日記は三帖にするはずが、売飛ばされ有り合わせの二帖綴りになった。「わけもなくかきつけなかず我心たれかしるべきたれもしらねと」と付す。

(16) 倉敷町阿知町出身で町会議員などを務めた実業家、郷土史家。
(17) 注4の「略歴」に吟社結成、倉敷文化協会の会誌編集・発行人となったとある。

(18) 井上伯一は当時、『自治新聞』月刊や『岡山日々新聞』通信部で執筆している（『鵬花日記』三月八日付）。

(19) 「石鶏日記」大正十五年六月十七日付。町役場より金一封を賜るが返却している。

(20) 前掲『倉敷町史編輯日記』。

〔付記〕 この稿をまとめるにあたり、倉敷市総務課歴史資料整備室の方々によくの助言をいただいた。また、市史編さん当時の筆耕原稿を利用していただいた。最後に謝意を表したい。

（すしう） ゆきえ 井原市教育委員会

近世初期備中国の蔵入地と豊臣家臣団知行地

畑 和良

はじめに

慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原合戦後、毛利・宇喜多氏分国は解体され、両氏が領有していた備中国に徳川家康は国奉行小堀正次・政一父子を配置した。高木昭作氏によると国奉行小堀氏は①国絵図・郷帳の作成と管理②国内で知行を与えられた人物への給地割付③国内全域への千石夫賦課と普請指揮④幕府蔵入地の預かり⑤国内への法令・指令の伝達等の権限を保持したとされる^①。人見彰彦氏は備中松山城修築や国内物産の掌握といった小堀氏の国内施策を明らかにし、小堀氏の支配を下支えした地元有力者の存在を照射した^②。その後、千通を超える小堀政一発給文書と関係文書を集め年次比定と解説を施し

た編年史料集が藤田恒春氏によって編纂され、小堀政一の業績や人物像を総合的に研究する環境が整った^③。近年では小堀氏が備中松山城と倉敷を自らの知行地として領有し、拠点としていたことが三宅正浩氏によって指摘されている^④。だが、国奉行が管轄する蔵入地に関しては幕府領とされるのみで、その性格や分布を検証した研究はみられない。そこで小稿では慶長期の蔵入地管理・運用の実態を明らかにし、国奉行との関連で江戸幕府に直結して考えられていた当地の所領配置について再考したい。

一 浅口郡の蔵入地化とその性質

倉敷市歴史資料整備室は所蔵する守屋家文書の整理を順次進めているが、その過程で慶長期の浅口郡の帰属関

係を物語る次のような史料を見出すことができた。

史料1 某書状 (守屋家文書別2・17・39)

尚々、錢五貫・はまくり五升・鯛(一枚)・こまう(祝着)を百うけ取申候、さいく(音信)のいんしん、しうちやく(精)二候、御年貢八十九俵納り申候由、いよく(小堀政一)せいで入納可申候、浅口又御くら入二(藏)作介様へ參候由候て、休足様も其元へ御出被成候間、可有其心得候、以上、

書中くわしく令申候、乙島(藏)ニ御くらたて候へと休足様御意被成候へハ、たて可申候、ほつたてニ仕候て、くりの木はしら(柱)可有之候間、キハ(下村嘉八郎カ)うけ取候て、たて可申候、こ(爰元)もと(木竹)たきたけ(藏)の分ハ、少も遣申間敷候、此ほう(方)ニ入申候付而出シ申候間、御くらニハつかい申間敷候、其元ニ竹なく候ハ、其ほう(方)と(道)り參可申候、こ木もいつれのとう具もをく(奥)ニたくさ(利口)んニ候間、とり人を可越候、此方(奥)る出シ申事ハ不相成候間、り(表)こう成者をくへ越可申候、将又た(疊)、ミの(天城)をもて・あまきのおもて式(丈・幅)十まい、たけは、よく候(買)をかい候て、まつ山迄上ケ可申候、恐々謹言

九月十五日 清 (花押)

(切封瑞裏上書)

松山方

乙島 (墨引) 四郎右衛門殿 廿三右

御返

史料1にみえる「休足様」とは、同じ文中にみえる「作介様」こと小堀作介政一の家老爪田休足宗勝(小堀氏の家老小堀権左衛門家の始祖)を指す。発給者「廿三右」は「廿」のつく姓と「三右衛門」の名を縮めた表記で人物特定はできないが、備中松山城から爪田宗勝の指令を支配下の村に伝達する立場にあつた。宛名の乙島(おとしま)四郎右衛門は史料上最古の浅口郡乙島村(倉敷市玉島乙島)庄屋守屋家当主である。爪田宗勝は四郎右衛門に対し乙島に御藏(年貢収納蔵か)を建設するよう命じ、栗の木柱を用材として掘立柱構造の建物にすること、松山城に備蓄する材木は提供できないので奥(備中北部)に沢山ある古木や道具を利口な者に取りに行かせるよう指示している。

史料2 片山久右衛門書状 (守屋家文書別2・17・22)

尚々、むろ宗兵様御氣相いか、候哉、承度、随分可被成御養生候、

態申入候、休足様之御用にて、たわらご御かい候(買)而、来廿三三日ニ必々松山へ可有御上候、

一た、みのをもて蔵敷にてかわせ可申候、是ハおと
島四郎右衛門ニ御申被^(買)候、た、ミ・こも三四ハ
かり、急度あませ可申候、^(豊)
^(鷹)

一不能申候へ共、御年貢も随分可有御取煎候、恐々
謹言

十一月廿日 片山 久右衛門(花押)

〔端裏上書〕
自足守村

七郎兵衛殿

同 六郎右衛門殿 参(印) (印) (印)

史料2は片山久右衛門が浅口郡柏島村(倉敷市玉島柏島)の六郎右衛門(柏島村の百姓中所持高一位で同村庄屋安原氏の当主⁽⁷⁾)らに年貢の着実な取立を命じ、「たわらこ」|| ナマコを購入して必ず備中松山へ進上せよと伝えたものである。この松山へのナマコ進上も「休足様の御用」とあり、史料1と共に小堀氏家老爪田宗勝による浅口郡支配を示す。史料1にて守屋四郎右衛門は豊表と「あまきのおもて」(児島郡天城で生産された藁席⁽⁸⁾)二〇枚を購入し備中松山城に進上するよう命じられているが、史料2にも守屋四郎右衛門に対し「蔵敷」|| 倉敷で豊表を購入するよう指令したことが示されている。小堀氏時代の倉敷

が豊表の集散地だったこと、地域の流通拠点として機能していたことがわかる。小堀氏は乙島守屋氏・柏島安原氏といった高梁川河口地域の有力者に依拠することで、流通拠点倉敷に集まってくる備中国沿岸部の産物調達と政治拠点松山への取込みを実現していたのである。

史料1に「浅口又御くら入ニ 作介様へ参候由」とあり、この時点で乙島村を含む浅口郡が蔵入地化して小堀政一の管理下に入ったことがわかる。その時点を示す史料1の年代が問題となるが、小堀正次の死去により政一が小堀氏当主を継ぐのが慶長九年(一六〇四)二月⁽⁹⁾、政一が「遠江守」を名乗るのが同十三年(一六〇八)中⁽¹⁰⁾のことなので、政一を「作介様」と呼ぶ史料1は慶長九(十三年)に比定できる。その間、浅口郡では慶長九年に鴨方村(浅口市鴨方町鴨方)・六条院村(同町六条院中)が「地頭方」の私領化し、その対応として翌十年三月小堀政一は両村所在の長川寺・明王院領を後月郡内に替地している。また、慶長十一年(一六〇六)九月十五日、徳川家康が駿府城普請に功のあった藤堂高虎(伊予国今治藩主)に備中国で二万石の恩賞地を授与した際、浅口郡一万九五六石余の七割にあたる一万三〇七一石余が藤堂領化してい

る。¹²それから二年後の慶長十三年（一六〇八）八月、藤堂高虎の伊賀・伊勢国転封にともない藤堂領化していた備中国諸村は収公された。こうした経緯を勘案すると「浅口郡がまた御蔵入になった」と述べる史料1は、慶長九年から十一年にかけて逐次私領化していった浅口郡が再び収公された慶長十三年に比定するのが妥当と考える。

一方史料2の発信地は「自足守村」とあり、小堀氏関係者片山久右衛門が足守にすることが年代比定の決め手となる。慶長十四年九月に足守の領主木下氏が改易され、翌年三月浅野長晟が新領主となるまでの間、旧木下領は小堀政一の預かりとなっていた（藤田恒春氏注（3）著書史料42号）。よって小堀氏関係者の足守駐在を示す十一月付け史料2は慶長十四年に比定でき、収公後一年間は浅口郡が蔵入地のまま推移したことが知られる。史料1の「また」という表現からは、藤堂領化以前も浅口郡は蔵入地で、それが諸大名・給人に対する恩賞地配分のストックとして運用されていた実態も確認できる。

ここでいう蔵入地は、徳川家康配下の国奉行小堀氏が管理していることから幕府領＝徳川氏直轄地と考えられがちだが、関連史料を読むと複雑な事情がみえてくる。

慶長十一年九月、藤堂氏に備中二万石が給与された際、小堀政一は片桐且元（かたぎりかつもと いちのかみ）（市正）とやり取りし、且元から「備中内藤泉州式万石拝領之御帳懐請取、皆々致割符相渡申候」との報告を受けた。¹³豊臣氏家老片桐且元がなぜ国奉行小堀氏管下の備中国で藤堂領として捻出する村々の割付や引渡しに関与するのか気になるが、且元は摂津・河内・和泉国奉行という属性も持っているため、高木昭作氏は注（1）論文にて備中国奉行による蔵入地管理を他国の国奉行が下代として一部分担する事例とみなし、豊臣氏との関連は問題視していない。しかし、藤堂領二万石のその後の推移からは別の解釈が導き出される。

慶長十三年八月に蔵入地として収公された藤堂領は、同十五年初頭に再び「御給人衆」に配分された。この件につき小堀政一から連絡を受けた片桐且元は、同年三月「備中国之画図目録御上候ニ付、去年藤泉州上知式万石ニ御給人衆村付之事承候、即割符帳進之申候間、御本帳ニ御書入可被成候」と答えている。¹⁴小堀政一が備中国絵図・目録を作成するにあたり旧藤堂領二万石の村ごとの再配分状況を片桐且元に問い合わせ、これを受けて且元が旧藤堂領村々を割り当てられた新知行主を「割符帳」

表1 備中藤堂領の推移

郡名	藤堂領村名	石高	新給人名/知行高
後月郡	山上村	413石9斗6升	
	青野村	409石1斗5升	
	檀村	616石2斗1升	青木一重/616石2斗1升
	井山村	326石7斗	青木一重/326石7斗
	飛恵村	86石4斗1升	青木一重/86石4斗1升
	門田村	705石8斗1升	
小田郡	尾坂村	591石6斗	
	大河村	162石2斗7升	毛利重次/65石6斗
	河面村	830石9斗8升	
	小林村	715石2斗	毛利重次/15石2斗
	狩屋村	176石5斗5升	
	宇戸村	343石8斗8升	
	深山地蔵方	308石9斗7升	
	奥山田村	597石8斗	
浅口郡	河面小林村	644石2斗	青木一重/644石2斗
	神島	280石9升	
	小坂村	1915石8斗7升	
	口林村	1505石2斗	
	六条院	1861石1斗8升	
	佐方村	718石9斗6升	
	大島新庄村	2453石4斗	青木一重/733石4斗1升
	浦見村	1146石2斗4升	
	河村	2684石7斗6升	
	黒崎村	484石1斗7升	
	柏島の内	19石4斗4升	

藤堂領村名・石高は慶長11年9月15日徳川家康朱印状(注12)、新給人名/知行高は史料3と慶長17年9月28日豊臣秀頼黒印状写(注16)。

にまとめ政一に示したものと解釈できる。藤堂領の再配分が且元の責任で実施され、事後報告を受けるまで具体的割付状況を小堀政一が関知していない点に驚くが、その再配分先は次の史料に明らかである(表1)。

史料3 慶長十八年青木民部少輔組高付(抄出)⁽¹⁵⁾

青木民部少輔
 太閤様御朱印有
 一三千百石
 片桐市正殿切手有之候
 一七百三拾三石四斗壹升
 備中浅口郡
 新庄村
 同国小田郡
 河面小林村
 一六百四拾四石式斗
 撰州豊島郡之内
 豊島庄
 備中浅口郡
 同国小田郡
 河面小林村

豊臣秀頼(ひでより)の馬廻衆「七手組」の侍大将青木民部少輔(みんぶのしょうぼう)一重(かずしげ)の慶長十八年(一六一三)正月段階の所領を示す史料だが、その備中分所領は関戸村以外全て藤堂領だった村々である。そこには藤堂領から蔵入地に引き戻された浅口郡に属する大島新庄村(里庄町新庄付近)も含まれ、小田郡河面小林村(矢掛町西川面・東川面)・後月郡種村(井原市芳井町種)・井山村(同市同町井山)・飛恵村(同市稗原町)については藤堂領時代の石高がそのまま「片桐市正殿切手」によって青木領に編入されている。大河村(笠岡市大河)・小林村(小田郡矢掛町小林)についても一部が慶長十七年に豊臣家臣毛利兵橋重次(ひょうきつしげたく)に配分されたが、その知行給付は美和信夫氏・下村信博氏(ひだかののぶひろ)が指摘する通り、豊臣秀頼自らの黒印状によってなされている⁽¹⁶⁾。収公された旧藤堂領の処分に豊臣秀頼主従が主体的

同 一武百三拾式石七斗壹升 関戸村
 同 一六百拾六石式斗壹升 同国後月郡 かね村
 同 一三百廿六石七斗 同 井山村
 同 八拾五石四斗壹升 同 ひゑ原村
 備中分 式千六百三拾八石六斗四升
 (後略)

に関わっていることから、藤堂領の収公者は徳川氏ではなく豊臣氏であり、片桐且元の関与も国奉行同士の相互補完的な行為ではなく、豊臣氏家老の立場で豊臣家臣に給地配分したものと評価できる。慶長十一年に備中国から藤堂領を捻出する際に且元が関与したのも、もともと当地が豊臣領だったからと考えれば辻褄が合う。

以上の点から、問題の備中二万石の地はもともと豊臣氏管下であり、徳川家康の意向を受け豊臣家の片桐且元が藤堂氏へ所領を引渡し、藤堂氏の国替を受け再び豊臣氏に返還されたとみることができる。その藤堂領二万石の過半を占める浅口郡一万三〇七一石余が本来蔵入地だったことは、既にみた通りである。すなわち、備中国の蔵入地とは徳川氏直轄領(幕府領)を示すものではなく、豊臣氏蔵入地を意味するものと考えられるのである。

備中国における豊臣氏蔵入地・家臣団領の存在は秀吉時代には確認できず、関ヶ原合戦後に発生したとみることができるとは、その成立経緯は次のように推定される。笠谷和比古氏は、関ヶ原後の領地配分が徳川家康の意向で行われながら、家康名義の領地宛行状が発給されず、受益者の諸大名も豊臣家からの恩賞と認識していた点に

着目、家康の関ヶ原合戦における勝利は豊臣体制の解体には直結せず、合戦後も家康は「豊臣公儀体制の下における大老として、幼君秀頼の補佐者、政務代行者」たる立場に留まり、恩賞地配分の名目的な主体は豊臣秀頼であったと評価する¹⁸。こうした評価を踏まえるならば、毛利・宇喜多氏から没収された備中国は彼らの主君豊臣氏に収公され、その一部が豊臣家大徳川家康によって新領主に分配され、残余の地がそのまま豊臣氏蔵入地・家臣団領化したと捉えられるのではなからうか。

史料1・2にみえる通り、年貢徴収・年貢米収納蔵の建設など、備中国蔵入地の現実的な管理・運営権は徳川氏の国奉行小堀氏に掌握されていた。一方で蔵入地の名目的領主豊臣氏の領有権も健在で、徳川家康が自らの意向で蔵入地を恩賞地や替地として異動させる際は、豊臣氏家老片桐且元による所領割・引渡しを必要とした。豊臣秀頼主従が自発的に備中国蔵入地を家臣団に知行として宛行う権限も生きており、大坂の陣勃発までの十四年間、備中国では蔵入地という一つの領域に対し権限を分有する豊臣・徳川両氏が意思確認しながら所領編成と運営を行う共同統治的体制が敷かれていたのである。

二 倉敷市域の豊臣家臣団所領

ところで、本稿が注目する慶長期備中国の所領構成に
関連して、以前から気になっている伝承がある。

史料4 備中窪屋郡浅原村氏神社由来書上事（抄出）¹⁹

一、大坂御代ニ、赤松伊豆守様与申御地頭御入部被
為成候折節ニ伊豆守様御意被遊候ハ、我々か千石
之身躰ニ而社領拾式石付申事難成と、御意被為成
候而、少之間、我か預り可申と御意被遊候処ニ、
其夜与風御煩被為成、其時之御代官松本与右衛門
殿と申仁、右之神主ノ子孫ヲ御尋被成、右之神子
室山藤右衛門・中之院兩人ヲ被召寄、如此之様子、
殿御本服被成候ハ、本地早々指返シ、其上相応
之御寄進可仕候間、以誠ヲ立願立申様ニと御座候
間、夜半時分ニ兩人社参仕、具御立願申上候へ者、
忽ニ御本服被遊、寔ニ神慮難有、先八石指返シ被
為成、明ノ慶長拾九年ニ御拝殿御立被為成、其棟
札于今御座候、拜殿ハ破損仕候、

延宝三年（一六七五）に窪屋郡浅原村（倉敷市浅原）牛頭
天王宮（素戔嗚神社）の神主室山五太夫が岡山藩寺社奉行

に提出した由緒書である。この史料によれば、慶長十八
年（一六一三）に赤松伊豆守が知行千石の地頭として浅原
村に入部したという。伊豆守はこの禄高で社領に十二石
も割くことは難しいと言つて牛頭天王宮領を没収したと
ころ、病になつた。伊豆守の代官松本与右衛門から社領
の返還・相応の寄進を条件に病氣平癒の祈願を依頼され
た室山藤右衛門・中之院（浅原山安養寺の塔頭）の僧侶が牛
頭天王宮にて立願したところ、赤松伊豆守の病氣は治つ
た。そこで伊豆守は収公した社領のうち八石を返還、翌
慶長十九年に拝殿を建立しその恩に報いた、という。

『備陽国誌』など後続の地誌は「慶長の頃領主赤松伊
豆社領を没収す」とのみ記して人物像に触れないが、大
坂の陣に参戦した豊臣家馬廻衆「七手組」のうち真野
一綱かつなを侍大将とする組の名簿（寛文二年成立『諸方雜碎集』
所収／内閣文庫蔵²⁰）に「千石 赤松伊豆」の名がみえる。

豊臣家臣として大坂城に籠つた赤松伊豆守と備中の赤松
伊豆守は活動年代・受領名・知行高が全て一致するので
同一人物とみてよい。彼の治世が「大坂御代」と認識さ
れていたことも含め、浅原村の地頭赤松伊豆守もまた、
豊臣氏の備中国蔵入地で知行配分を受け、関ヶ原合戦以

降に入部してきた豊臣氏馬廻衆の一人と考えられる。

史料4は大坂の陣から六十年後にまとめられたものが、当時を知る古老の聞き取り可能な年代に記録されていること、当時残っていた牛頭天王宮拝殿棟札に基づいていること、備中地域に縁のない赤松一族の名を過去の領主として騙る必要性も意味もないことから、赤松氏の浅原村知行は史実とみられる。もともと浅原村は二一八石余の地なので、赤松氏は備中国内または畿内近国の他村も含めて総計千石を知行したということであろう。

赤松伊豆守は「赤松氏族譜」などで龍野赤松政秀の子とされ実名「祐高」とされているが、これらの系図には誤謬が多く、そこに示された血族関係が史実とは考えにくい。そもそも播磨赤松一族には赤松円心の次男貞範を祖とし、「伊豆守」の受領名を世襲した赤松春日部家が存在する。この家系の当主とみられる赤松村吉は、天文六年（一五三七）十一月に惣領家当主赤松晴政に契状を捧げ、将来晴政の次男千代松に家督を譲ることを約束した。千代松は、天文十七（弘治三年（一五四八）五七）に赤松晴政・義祐父子から永良近江守遺領と「伊豆守遺跡」との抱き合せ相続を許された「三郎殿」「政祐」に当た

ると考えられる。三郎政祐は長じて伊豆守を称し、実父晴政を助けて内乱鎮圧に活躍した。豊臣家馬廻衆で備中浅原村の領主赤松伊豆守は、この赤松伊豆守政祐の跡を継ぎ、受領名を継承した人物とみられる。

赤松氏が浅原村の知行を得た慶長十八年時点で、中井左平次（青木一重の与力）の知行一七三二石もその全てが備中国に設定されており、その内訳は窪屋郡西庄（倉敷市平田付近・小子位庄村（同市浜付近）・川入村（同市川入）・八王寺村（同市八王寺町）・帯江村（同市羽島）・都宇郡中庄（同市中庄）・浅口郡西阿知村（同市西阿知町）となっている。福山山系の南麓平野に豊臣家臣知行地が広範に分布していたことがわかる。そこに蔵入地だった浅口郡西阿知村が含まれることから、豊臣氏による蔵入地を用いた家臣団への所領給付の一例と評価することができる。

このように窪屋・都宇・浅口郡で面的に直轄領を展開し知行宛行権を行使する豊臣氏に対し、徳川氏は松山・倉敷などの軍事・流通拠点为国奉行に押さえさせ、地域支配上の優位を確保したと評価できる。こうした豊臣系領域と徳川系拠点の配置からも備中国支配における両者の協調・対抗の有様を読み取ることができるのである。

おわりに

慶長期の備中国蔵入地が実は豊臣氏直轄地なのではないかとの見立ては特定の事例からの推測であり、類例の増加と批判的検証を経て是非が明らかにされることを望んでいる。山本博文氏はその遺著において、徳川家康が関ヶ原後も存続した豊臣蔵入地や豊臣家直臣領の実質的掌握を企図しその錯綜地域に国奉行を配置したとの見通しを述べたが、小稿で検討した事柄はこうした予見を補強する実例になるものと考ええる。慶長期の状況は、徳川家康が備中国における豊臣家の支配を一定程度容認しつつ実質的に掌握していく過渡的段階として再評価できる可能性を提起して、小稿を締めくくりたい。

注

- (1) 高木昭作「幕藩初期の国奉行制について」(『日本近世国家史の研究』岩波書店、一九九〇年に収録。初出は一九七六年)。
- (2) 人見彰彦「備中国奉行小堀遠州」(山陽新聞社、一九八六年)。
- (3) 藤田恒春「小堀遠江守正一発給文書の研究」(東京堂出版、二〇一二年)。以下、同書所収史料には(藤田〇号)と注記する。
- (4) 三宅正浩「近世初期備中国の所領構成」(『倉敷の歴史』第一二十九号、二〇一九年)。

- (5) 「天叟寺文書」慶長十年巳ノ二月十一日天叟寺領坪付写の署名に「小堀遠江守内 瓜田休足宗勝」とあり(『新見市史』史料編、一九九〇年。藤田19号)。「小堀家藏帳」には「御自影天神一軸 小堀権左衛門殿先祖瓜田休老所持」とある(日本美術協会編『遠州会展観図録』審美書院、一九一四年)。
- (6) 畑和良「近世初期備中国浅口郡乙島村の石場と水谷勝隆の地域開発」(『倉敷の歴史』第三十一号、二〇二一年)。
- (7) 大田茂弥「玉島地方史」中(私家本、一九九一年)。
- (8) 「備陽国誌」十六之巻児島郡・産業の項に「蘭席 天城村にて是を製す」とある。
- (9) 小堀政一が書いたものの写しとされる「小堀家譜」(特別展「小堀遠州とその周辺」長浜城歴史博物館、一九九七年)による。
- (10) 「岸本家文書」慶長十二年十二月二十二日の板請取に「小堀作介」の署名があり、同文書慶長十三年十二月朔日(二十九日の請取・書付類は全て「遠州殿」「遠江様」となっている(『岡山県史』第二十六巻諸藩文書、一九八三年)。
- (11) 「長川寺文書」慶長十年三月十八日小堀政一奉書(『鴨方町史』史料編、鴨方町、一九九三年。藤田20号)および寺領替地の経緯を記す延宝五年十二月備中国後月郡西江原村検地帳(『岡山県後月郡誌』全)後月郡役所一九二六年所収)による。
- (12) 「高山公実録」十三所収慶長十一年九月十五日徳川家康朱印状(『大日本史料』第十二編之四)。浅口郡の総石高は岡山大学附属図書館池田家文庫T1-30備中国絵図(寛永古図)による。
- (13) 「佐治家文書」(慶長十一年)九月二十六日片桐且元書状(佐治家文書研究会編『佐治重賢氏所蔵 小堀政一関係文書』思文閣出版、一九九六年)。
- (14) 「早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書」(慶長十五年)三月

- 十一日片桐且元書状（早稲田大学図書館編『早稲田大学所蔵荒野研究室収集文書』上、吉川弘文館、一九七八年。藤田41号）。野研究室
- (15) 東京大学史料編纂所謄写本。本史料の存在と史料の性格については柏木輝久『大坂の陣豊臣方人物事典』（宮帯出版社、二〇一六年）によって知り得た。
- (16) 「記録御用所本古文書」十三慶長十七年九月二十八日豊臣秀頼黒印状写（国立公文書館内閣文庫所蔵）。「東照宮御判物」とあるが、美和信夫「江戸幕府職制の基礎的研究」（広池学園出版部、一九九一年。初出は一九六八年）・下村信博「ある豊臣秀頼の文書」（名古屋博物館だより）第一一〇号、一九九六年）にて豊臣秀頼発給文書であることが指摘されている。
- (17) 「岡山県史」第六卷近世Ⅰ（岡山県、一九八四年）は関ヶ原合戦以前から青木一重・伊東長実・蒔田広定の知行地が備中国内にあつたとする。だが、粕谷米夫氏による一次史料の検証により、伊東長実の備中国入封は慶長五年と確定されている（『若の香―真備町外史』私家本、一九八三年）。青木氏の備中国は本文で述べたとおり慶長十三年以降に成立したもので、蒔田氏については系譜類も含め慶長五年以前の入封を示す記述自体ない。
- (18) 笠谷和比古「関ヶ原合戦と大坂の陣」（戦争の日本史17、吉川弘文館、二〇〇七年）。
- (19) 「備前国々中神社記」（藤井駿・藤井学校注『神道大系』神社編三十八／神道大系編纂会、一九八六年所収）。
- (20) 注(15) 柏木氏著書で知り得た。真野組の名簿には慶長十年頃の「桑名御領分村絵図写」（『四日市市史』第八卷史料編近世Ⅰ）にて実在確認できる飯尾勘十郎・雨森出雲守・堀田将監などが含まれ、名簿と絵図に示された各人の知行高もほぼ一致することから、信用できる史料と考えられる。
- (21) 「近世の村―領主と村高―」（『新修倉敷市史』第九卷史料古代・中世・近世（上）、倉敷市、一九九四年）。
- (22) 例えば、同じ豊臣秀頼の馬廻衆酒井理右衛門（青木一重の与力）の知行千石は、備中小田郡本堀村（矢掛町本堀）宇内村（同町宇内）・河内大方郡青谷村（大阪府柏原市青谷）で給与されていたことが「慶長拾八丑正月十日 青木民部少輔組高付」で判明する（柏木氏前注(15) 著書の巻末付表を参照）。
- (23) 「姫路市史」史料編1（姫路市、一九七四年）所収。
- (24) 龍野赤松村秀を赤松政則の孫で晴政の弟とするなど史実との乖離が甚だしい（実際は赤松則貞の孫で父の名は不明）。
- (25) 川崎晋一「戦国期宇野氏の播磨国宍粟郡支配」（『千里山文学論集』第74号、二〇〇五年）。根拠史料は「岡山県立博物館蔵赤松春日部家文書」天文六年十一月二十一日赤松村吉契約状（『兵庫県史』史料編中世9 古代補遺、一九九七年）。
- (26) 「岡山県立博物館蔵赤松春日部家文書」七月三日赤松晴政・義祐連署書状（『岡山県史』第二十卷家わけ史料、一九八五年）。推定年次は畑和良「赤松義祐の花押と発給文書編年試案」（『兵庫のしおり』第十号、二〇〇八年）による。
- (27) 「芥田文書」年末詳八月四日赤松政祐書状に付属する同文書同日日久宗・祐景連署奉書（『姫路市史』第九卷史料編中世2、姫路市、二〇一二年）にて政祐は「豆州様」と呼ばれている。
- (28) 畑和良「天文・弘治内乱と赤松晴政」（『歴史と神戸』第二四六号、二〇〇四年）。
- (29) 前注(15) 柏木氏著書巻末付表を参照。
- (30) 山本博文「関ヶ原の決算書」（新潮新書、二〇二〇年）。
- (31) はた かずよし 倉敷市総務課歴史資料整備室

日本郷土玩具館と伝建地区をまもり育てる会

―外村吉之介先生の導きで―

大賀 紀美子

倉敷美観地区の一角にある日本郷土玩具館は、江戸時代から伝わる土蔵造りの米蔵を改修し、昭和四二年（一九六七）に開館した。郷土玩具の展示館として、全国でも先駆的な施設である。

館内の展示ケースには江戸時代から現代までの全国の郷土玩具が所狭しと並び、入館者を出迎える。

併設されたギャラ

リーでは工芸を中心とした作家の作品を展示・販売する企画展を開催し、ショップでは全国各地の郷土玩具を販売している。

写真1 大賀紀美子氏



日本郷土玩具館の館長・大賀紀美子氏に、玩具館設立の経緯や思い出、同氏が会長を務める倉敷伝建地区をまもり育てる会の活動について、お話を伺った。

生い立ち・子どものころ

―大賀さんは昭和二年、岡山市生まれとお聞きしました

昔は北方三丁目といって、現在は絵図町となっていますが、偕行社の向かいに家があり、子ども時代を過ごしました。南方国民学校に通っていましたが、終戦を迎えたのが三年生の時なんですよ。

―偕行社の近くにお住まいだったんですね

今は少し西に移動していますが、細い小川と道を隔てて、家のすぐ向かいに偕行社がありました。日本の軍の

施設で、とても綺麗な建物でした。私なんか幼い頃に、偕行社が何に使われていたのかよくわからないまま、入っていつて遊んでいました。塀といつても生垣だから、木々の間から出入りできるんですね。中は芝生になっていて、小さいお花がいっぱい咲いていました。自分の中では夢のような世界だったのでしょね、その光景はいまだに忘れられません。誰を誘うわけでもなく、ひとりで飛び跳ねていた記憶があります。

——戦争の思い出はありますか

覚えているのは、遠足の日に学校の運動場へ集まって出発を待っていても警戒警報が鳴って行けなかったり、授業の途中で帰ったりということです。警報が鳴ると全校生徒が班に分かれて集団で帰るといふのを何回も経験しました。

その後、昭和二〇年六月二九日の岡山空襲に遭うわけなんです。

——岡山空襲の時ほどのように過ごしましたか

家におりました。家の敷地の藤棚の下に掘っていた防空壕へ避難しました。男性は町内の活動に出ていたから、父はいませんでした。家には庭の隅に、焼夷弾が一

つ落ちたのですが、それは消し止めてくださって焼けませんでしたし、近所の家や偕行社は無事でした。

戦争の思い出：って言っているのか、朝、父が私の手を引つ張って、「ちよつと工場まで行く」と言つて、川沿いをずつと歩いて行つたんです。父は上伊福にビスケットの工場（梶谷乾パン工場）を経営していて、そこへ向かいました。道の途中で担架に乗せられた人が運ばれていくのを見ました。陸軍病院が西のほうにあったので、そこへ向かつていたんだと思います。工場の近くへ来たら、突然何とも言えない香ばしい匂いがするんですよ。空襲で砂糖とか粉とかが全て焼けて、美味しい匂いが。工場に着くと、建物は全部丸焼けでした。そんな空襲の日の複雑な思い出があります。

それで、親や弟は家にそのまま残りましたけれど、窪木（総社市）に本家があつて、私は祖母と二人で疎開をして、終戦を迎えました。

終戦後、GHQの滞在のために、家は接収されました。立派な家でもないんですけど、広かったからでしょうか。ある日、外国の方が入つてこられて、すぐ出るようにと言われたと思うんです。その辺の詳しい事情はわ

かりませんが、すぐ上伊福の工場の辺りにバラックを建て、そこへ移り住みました。何年間接收されたというのは私もよく覚えていません。

——接收から戻ってきた後は、以前のお家に？

そうなんです。そうしたら、全て部屋ごとに鍵がついて個室になっていました。畳は全部土間になっていて、大きな煙突がついていました。それが印象に残っております。

でも、ちょうど私の年齢というのは、戦争の影響をあまり受けていない時期だなあと思うんです。私より上の方は「勉強しないで軍需工場に行ったんだ」とか色々な話を聞きますけど、ちょうど年齢的に達していなかったもので、自分の人生が戦争によってどうかなったというのが少ない時期だったと思います。

——お父様のお仕事について教えてください

父、梶谷忠二は岡山木村屋の創業者です。父は銀座の木村屋へ、パンを作る見習いではなく、経営の見習いに行っていて、暖簾のれんを分けてもらい、材料と職人さんをつけてもらって帰って、大正八年（一九一九）に表町三丁目、当時の新西大寺町で岡山木村屋を始めました。今も木村

屋の店があるんですけどね、二〇一九年に百周年を迎えました。木村屋は全国に暖簾分けしているところが何軒かあって、陸会むつみというのをしている、父が会長をいたしました。その後、梶谷ビスケットという会社を作って、戦争中は国や軍の乾パンを作って、納めていたんではないでしょうか。

木村屋の店もビスケットの工場も空襲で丸焼けになったんですけど、機械を疎開させていたので、すぐ再開したと思います。機械はすぐ手に入れることができなから、一つは疎開させて、どんなことがあってもすぐ製造できる状態にしていた、という話はよく聞いていました。

——終戦後に中学・高校と進むわけですね

私たちの小学校は三年生まで男女別の教室だったんですけど、終戦になって男女一緒にになりました。でも、父が「共学はダメだ」ということで、女子校の清心中学に行きました。だから、まだそういう風潮があったのかなあと思います。高校は、小さい頃から大きくなったら入りたいと思っていた一女（第一岡山高等女学校）の後身の操山高校に進学しました。

大学は青山学院の短期大学でした。女子寮に入るというのが条件で、受験してやっと東京に行けたので、道はそこしかなかったという感じです。

——大学ではどのような研究をされたんですか

国文科なんですよ。尊敬する川瀬一馬先生のもとで、古典を勉強しました。卒論のテーマは紀貫之の「土佐日記の虚構性」でした。

川瀬先生から教えを受けた初めての講義は、世阿弥の『花伝書』（『風姿花伝』）でした。観世能楽堂での鑑賞など思い出に残っています。「秘すれば花」「初心忘るべからず」、生涯の座右の銘になりました。

短い大学生活でしたが、指導の先生には恵まれていました。『大漢和辞典』を製作された諸橋轍次先生の緊張感ある講義や俳人の加藤楸邨先生のユニークな講義風景は今でもはっきり覚えてます。かけがえのない大切な時間でしたね。

大学生生活を思い返すと、寮がすごく厳重で、キリスト教の学校ということもあり、朝の礼拝から夕の礼拝、土曜日の夕礼拝、日曜礼拝…、そういう寮生活ができたことは、精神的に大きかったなあと思います。その「シオ

ン寮」での友達とは、今も仲良く親しくしております。

卒業後は、父との約束通り岡山に帰り、洋裁学校へ入りました。あとは習い事ばかりの日々でした。

——どのような習い事をされたんですか

まず、茶道・華道。それからお琴やピアノも習いました。その中で私が一番好きだったのは、子どもの頃から続けていた書道だったんです。操山高校でも書道部に入り、全国の展覧会へも出展していました。そういえば、岡山木村屋の看板の字も、私が見本を書いて、それを参考に父が書いたのです。

大学のサークルで社交ダンスに出会って、それはずうっと今も続けています。ダンスをすると、気持ちughたちの頃に返るんです。青春してたんですね。

倉敷へ

——倉敷に住む経緯を教えてください

ここの玩具館と一緒に始めた義父（政章、初代館長）が青学の岡山支部長をしていたんです。主人も青学に行っていたので、同窓会で出会って、昭和三六年に倉敷の大賀家に嫁いできました。なので、結婚してからは倉敷に



写真2 大賀家の看板
「呉服 太物 糸物類」
瀧本屋弥兵衛」

ですよ（笑）。

大賀家には、古い看板があつて「呉服・太物・糸物類」と書いているから、古くはそういう家業をしていたと思うんですけど、私が嫁いだ時には、建材店をしていました。大賀家は終戦後に不在地主で田んぼが没収されてしまい、残ったのは屋敷と蔵だけという状態で、本当に苦勞したみたいです。

建材を生業にしていた時は、家の前の倉敷川から土管を入れたりしていました。このあたりも全て職住一体の通りでした。お隣が鉄工所で、その隣が魚市場。朝方、魚

ずつと住んで
います。

「五〇年も
経つたら、

もう倉敷衆

だ」って言

われるんで

すけど、い

まだに他所

者気分なん

市場の前に車がずーつと並んでいた光景を覚えてます。

——玩具館の前^{とのむち}にしていた民芸茶房^{（3）}について、教えてください

昭和四〇年に、民芸館の初代館長の外村吉之介先生に、陶芸家の濱田庄司さん、染色家の芹沢銈介^{けいすけ}さん、版画家の棟方志功さんといった方々が倉敷へ来られても、おもてなしするところがないから是非にと頼まれて、始めたんです。表家の畳の上で工芸品を扱っていた売り場を外村先生の設計で茶房にしました。メニューは私と義母が考えたんです。私がコーヒートとサンドウィッチを受け持つて、義母が民

芸のお皿を使つておにぎりの軽食を出していました。

その頃ちようど、

小谷真三さんが外村

先生の指導で倉敷ガラ

ラスを始めた頃で、

出来立てのガラス

コップを使いまし

た。お店で倉敷ガラ



写真3 民芸茶房の菜
外村吉之介氏が一言添える（左上部）



写真4 日本郷土玩具館外観

スを初めて使用したことになります。懐かしいですね。茶房は一年間も続けておらず、その場を引き続き工芸のコーナーとして、私の好きな酒津焼や型染などを置いていました。

日本郷土玩具館

——日本郷土玩具館の設立の経緯を教えてください
その頃、民芸館や考古館が米蔵を活用し開館していました。大賀家にも使われていない米蔵が数棟残っていた

んです。建材店の経営も難しい時期で、外村先生に義父と私は米蔵を何かに活かせないかと相談に行きました。先生は「郷土玩具の展示館をしては」と提案してくださったんです。

それを聞いて、倉敷の町並みと郷土玩具のイメージが自分の中でマッ

チングしました。そこが私の活動の原点かなという気がします。

その時、子どもも二人いて、教育に関することができたらとの願望もあって、二つ返事で「させてください」とお願いして、玩具館を立ち

上げることになりました。昭和四二年の春のことです。

すでに外村先生は郷土玩具への関心をお持ちになっていて、収集を始めておられました。熊本民芸館に郷土玩具の展示室もありました。その外村先生から伝統ある貴重な玩具をお譲りいただきました。

——開館に向けてどのように準備されたんですか
玩具館の提案を受けたときに、私も義父も郷土玩具に関して無知なわけですよ。まず、郷土玩具とはどういう



写真5 大賀建材時代
昭和40年（1965）

ものかを学ばないといけない、ということ、東京にあった竹とんぼ（日本郷土玩具の会）という郷土玩具の研究と収集の会へ挨拶に行きました。会長や役員の方々に会って、玩具館の設立に協力してほしいとお伝えすると、「全面的に協力しましょう」と言ってくださって。私も会に入って郷土玩具について学びました。

それで、昭和四二年に開館に至るわけですが、当時の玩具館の礎というのは、外村先生から譲り受けたものと玩具の会の方の指導によって求めた玩具で始まりました。始まりが素人のただ好きなものを並べているのではなく、外村先生や竹とんぼの皆様のご協力があつて開館できたというのは本当に幸運なことでした。

——全国へ郷土玩具の収集に回られたとお聞きしました

一番最初は収集家のところを回つたんです。その当時、収集家の中で先代は大切にしていたけど、次の代は持て余しているという方もいらして、何軒かは大切な玩具を譲っていただきました。

その後、作り手のところを回るようになりました。それは新しいものなんですけど、北から南まで全国の郷土玩具をなるべく集めました。ご紹介の中でだんだんネッ

トワークのようなものができて収集にあたっていました。

今になって思うと懐かしいというのか、貴重な体験をしたなあと思つています。まだ作り手がいっぱいいた時期なんです。作り手も含めて、その土地ごとの特徴ある玩具に出会う感動と目当ての玩具が見つかった喜びは忘れられないですね。娘たちに聞くと「子どもの頃の家族旅行といえ、玩具の作り手のところばかり行つた」と言つてます（笑）。

——収集の基準は？

郷土玩具の展示館を開くとすると、歴史を感じられるものがあるわけなので、まず古い郷土玩具を基準に集めましたね。郷土玩具の歴史は江戸時代に遡ります。お雛様でいえば、雛のルーツといわれている立雛（紙雛）、土人形だったら伏見人形、張り子といえ、三春張り子……というように。

それから、全国各地にはどのような郷土玩具があるかということがわかるように、開館当時作られていた全国の郷土玩具をできるだけ網羅するよう集めました。

開館後には、玩具の会の方の助言を得て展示をする中で、だんだん足りないものがわかつてきて、無いものを

系統立てて収集するようになりました。

——現在の所蔵点数はどのくらいありますか

約三万点の郷土玩具があります。うち、約一万点を常時展示しています。

——開館当時の反響はいかがでしたか

地域の文化人からの反響が凄くありました。というのが、倉敷の本瓦葺きと白壁の町並みを遺そうという保存運動の中心は文化人だったんですね。義父もそれに共鳴



写真6 玩具館開館に駆けつけた赤木元蔵氏（左）と外村吉之介氏（右）

して、そういう方たちが毎日のように家に集まって、話をされていました。写真を見ると、天文台の本田實先生や医師の赤木元蔵先生がいらつしゃって、玩具館開館の日を思い出されます。地元の方々にとっても喜んでいただきました。

当時、郷土玩具というのは収集が主なんです。手に入ると、新聞紙にくるんだままでミカン箱に入れて、他人にはあまり見せず自分で見て楽しんで、持つてないものがあれば探し歩いて収集する、という個人の楽しみでした。

そういう世界だったのが、玩具館のように郷土玩具を並べてオープンにみんなに見せる、という形態が初めてできたことで、高く評価していただきました。

すでに美観地区にあった大原美術館・民芸館・考古館に、新しく玩具館が加わったということでも注目され、大勢来られました。玩具の愛好の方にもたくさん来ていただきました。

その後、昭和四五年のデイスカパー・ジャパンで倉敷が一大ブームになりました。昭和四七年には山陽新幹線が岡山まで開通し、昭和四九年には倉敷アイビースクエアが完成したりと、倉敷はたくさんの方で賑わったんです。昭和六三年の瀬戸大橋開通でさらに人気が高まりました。修学旅行生もたくさん来ていただきました。玩具館も来館者で溢れていました。その頃、いろいろな雑誌で倉敷が取り上げられた時代ですね。

——展示の構成はどのように決めていたんですか

開館から数年間は竹とんぼの会の皆さまから展示替えや企画展の指導をいただきました。

展示にはいろんな方法がありますが、祭り・節句・祈り・だるま・面などとテーマを決めて展示をしたり、地域を決めて地方別に展示をしたりしました。

——その後、ギャラリーも始められますね

昭和四七年から表家の二階で始めました。私は工芸品に魅了されて、昭和四〇年から工芸品を置いて販売していったんです。酒津焼や染物だと柚木作品。柚木沙弥郎さんは柳宗悦先生の紹介で芹沢銈介先生に出会い、芹沢先生のお弟子につく方で、現在日本染色界の第一人者として制作に励まれ、一〇〇歳を迎えてなお現役で活動され、作品を発表されています。私は柚木先生の型染が当時から大好きだったんです。

芹沢先生がお弟子さんの作品振興のために作られた前木会というのがあって、ギャラリーの第一回展示会は、その方々の作品を展示・販売する「前木会染色展」をしました。

ギャラリーでは工芸を主体に、染物・織物・陶芸・ガ

ラスなど、地元の方はもちろん、全国の作家の作品を展示・販売する場として企画展をしています。

今はインターネットやSNSなどいろいろな手段がありますが、当時は作家の方が自分の作品を発表する場所といえばギャラリーだったので、作家の方も全国から参加していただきました。思いがけない出会いなど、本当に充実していました。年間途切れなく展示会をしていたので、忙しかったです。



写真7 展示室

ギャラリーを通して思い出に残っているのは、昭和六二年六月の「日本クラフトフェア倉敷」の開催に携わったことです。倉敷市新市発足二〇周年の行事として市立美術館とアイビススクエアを会場として開催したんですが、数人で工芸家への呼びかけから始まっ

て、工芸家同士が本音で話し合って開催することができた喜びが忘れられません。

もう一つ印象に残っているのが平成六年（一九九四）に開催した「くらしきイタリアクラフト交流展」です。国境を越えた工芸家の作品を両国で展示し合い、心と感動のつながりを得ました。

——玩具館が現在の形になるのは？

玩具館ができた昭和四二年は川沿いの表通りに面した土蔵を郷土玩具の展示館に、表家をショップにして始めました。その奥には庭があつたんですけど、建物を増築して、続けて奥の米蔵も展示館として使うようになりました。なので、展示館は昭和四六年までに、表から奥へと拡がっていきました。

昭和四七年に表家の二階で始まったギャラリーは、手狭になつたので在庫置き場にするために、昭和五三年に別の蔵を改修して一階に移しました。その後、平成一年に三女・環子（一級建築士）の設計により、内蔵をギャラリー（+ワンギャラリー・サイドテラス）にして、現在に至ります。ギャラリーを始めてから、玩具館は展示館・ショップ・ギャラリーの三本柱で運営しております。

——倉敷の郷土玩具にはどのようなものがありますか

倉敷だと倉敷張り子と玉島の眼なしだるまがあります。どちらも素朴で温かみがあり素敵なんですよ。倉敷張り子は首振りの虎や干支の玩具、素隠居の面などを作られていますね。玉島だるまは作り手の方が亡くなられて、廃絶してしまつたんですが、今は他の方がだるまと虎の玩具を作られています。伝統のある郷土玩具としてはその二つですね。岡山県だと吉備津のこまいぬ、久米の天神、西大寺の張り子の虎が有名です。

岡山県の郷土玩具は『岡山のおもちゃ』⁸という本で詳しく紹介されていますが、そこには玩具館が開館のときに作ったオリジナルの玩具もあつて、土びなやほおずき土鈴、貯金蔵、でんでん太鼓が載っています。

玩具館開館時に、庭の塀に沿って生えていたほおずきを抜いて展示館を建てたので、代わりに里庄の大原焼で作ってもらつたのがほおずき土鈴です。玩具館の開館五〇周年の記念に多摩美術大学に在学中だった孫の小野暢久（二〇二三年より館長補佐）が新しく絵付けをして「ほおずき土鈴五〇展」という企画展をして祝いました。

——大賀さんは以前から郷土玩具に興味をお持ちだったんですか

中学の修学旅行が四国だったんですけれど、お土産に高知の郷土玩具の張子を買って帰っているんです。よくわからずに買って帰ったのが、最初に手に入れた郷土玩具でした。

高校のときに吉永義光(9)さんのお嬢さんと出会って、よく家に遊びに行くと「これが郷土玩具だよ」って見せては、一生懸命説明してくださっていました。その時は、将来こんな縁があるとは思っていませんでした。

郷土玩具との関連はあったくらいで、それ以外に郷土玩具に興味があったり、自分で集めようとかいうのはなかったですね。

郷土玩具に本気で興味を持つきっかけとしては、やはり外村先生の熱意に触れてからです。先生はよく海外に行かれていました。外国の郷土玩具を見つけて帰倉されると、私を呼ばれて、それを見せながら楽しそうに話してくださいました。

外村吉之介先生と出会って

——外村先生と初めてお会いしたのはいつですか

倉敷に来てすぐでした。私も民芸・工芸に関心があっ

たので、すぐご紹介いただき、民芸館の向かいのご自宅を訪ねてお話を伺っていました。

外村先生は大原總一郎(10)さんに招かれて、昭和二一年に倉敷へ来られました。戦時中に水島航空機製作所の協力工場であった倉敷紡績の工場で、沖繩から来た女子が挺身隊として働いていた。終戦を迎えて外村先生は總一郎さんに呼ばれて、彼女たちの織物の指導にあたりました。その中には沖繩に帰られてから芭蕉布を復興されて人間国宝になられた平良敏子さんもいらっしゃいました。

その後、昭和三三年に倉敷民芸館ができて、外村先生が初代館長になられます。昭和二八年にはご自宅に倉敷本染手織研究所を開設され、全国から年間七名研究生を受け入れられて、研究生は先生ご夫妻と寢食を共にされながら織物を学んでいました。

当時、週に一回、柳宗悦先生の『工芸文化』について外村先生が研究生の方にお話しされていたんです。私も呼ばれて、毎週講義に参加しました。

昭和三〇年代の終わり頃には、ご自宅に「研究生が七人しか泊まれないから、二人入れてほしい」と言われて、

大賀家の二階へ入っていただいて、お二人はうちから通われていました。懐かしいですね。

外村先生とは本当に親しくお付き合いさせていただきました。そのような中で、相談に伺って玩具館の提案をいただいたんです。「日本郷土玩具館」という館名も外村先生の名付けで、玩具館の看板も先生が字を書いてくださったんですよ。いつもこの看板の字を見て、玩具館を続けるという大切さを感じています。

先生の文字はすごく端正な、先生のお姿が表れているような字だと思います。手元に『日々美の喜び―民藝五十年―』と題された外村先生の本があるんですが、表紙を開けると「紀美子様、吉之介」と立派なサインが入っています。



写真8 玩具館看板
外村吉之介筆

——外村
先生はどの
ような印象
の方でした
か
先生は
襟を正さ

せる厳しさを持つ方で、皆さん「怖い、怖い」と言われるけど、私は一度も怒られたことないし、「紀美子さん、紀美子さん」と言われて可愛がってくださいって、本当に優しき、温かさを持った方だったと思います。

先生はとてもおしゃれな方で画一主義ではなく、品と品とが呼び交わす調和を重んじておられました。そして一枚の木綿を染めた工人に対し、無限の愛の念をお持ちでしたね。

——厳しいというのはどのような厳しさですか

厳しい目で物事を見定める方でした。中橋から高砂橋の間に橋が無いから、観光客のために橋を架けたら便利だという話があったんです。だけど先生は「ここに橋を架けたらこの景観が崩れる」と言われて反対された。外村先生がいらつしやらなかったら、もう橋ができていたと思うんですよ。そういう眼識の中でこの町の景観が遺ってきたと思いますね。

民芸館にもものを集める場合でも厳しい目で見られていました。だから民芸館には特に良いものが集まっているんじゃないでしょうか。その中で小谷さんの倉敷ガラスも生まれたわけです。

小谷さんはコップ一つ作って持って行って、なかなか先生に受け入れられず、試行錯誤されて自分で考えながら作っては、何回も先生に見ていただいて、やっと「いいのができたね」となったのが始まりだったと思うんです。厳しさの中で「倉敷ガラス小谷真三」を外村先生がつくり上げたわけです。

外村先生は昭和五二年に陶芸家のバーナード・リーチを訪問した際、お土産に古い相良人形と倉敷ガラスを持参されたんですね。

そういう厳しさと優しさがある。やっぱり厳しい面を経験された方が多いかな。人に対してもご自分に対しても厳しかったと思います。

——外村先生との思い出で特に印象に残っていることは？

私は外村先生の最後の外国旅行、インドへ一緒にいたしました。旅行の行程はインドを何回も訪ねておられた柚木沙弥郎さんが計画してくださり、現地の方々を紹介いただいた、かけがえのない触れ合いの旅となりました。

全国から民芸関係の二三名のメンバーで行きました。私と次女も参加しました。やはり、旅行で何日か共に行動する中で、民芸館に良いものを入れよう、遺そう

という先生のお考えが凄いなと感じました。先生のものに対する愛情の深さですね。良いもの・《本物》をよく見ることを学びました。

——外村先生の教えで影響を受けたことはありますか

先生の教えの一つは「展示物に名札はいらない」という、玩具を見て自分がどう感じるかが大事だということでした。なので、玩具館では開館当初、展示にキャプションをつけていませんでした。ただ、展示を見た人により興味を持ってもらえるようにと思うようになり、徐々に玩具の名称や説明文などの解説を増やしていきました。

先生がいつもおっしゃっていたのは《本物》、《本物》でなければいけないと、それは常に頭の中にあります。

郷土玩具の作り手が代替わりを迎えている今の時代、愛好家も昔ほど多くない。すると、代替わりした若い方が、個性的な作品を作って人気になったりする。それも郷土玩具といえるのかなあと悩んでいます。

郷土玩具も昭和・平成・令和の郷土玩具というのできて良いんじゃないか、伝統だけでなく創作の玩具も玩具館に入れないといけないよねと思った時に、外村先生のいう《本物》かどうか。では何が《本物》なのか、と

いう葛藤があります。

それから、作り手の継承が難しくなっているところがある。手作業で作る郷土玩具は工程に時間がかかって、それほど数ができないので、値段が高くなってしまう、工芸品やアートに近い。それだともちゃと言えないというジレンマがあるんです。おもちゃというのは子どもがお年玉やお小遣いで買ったたり、素朴に持って遊べるものじゃないかなあと思うんですけど。そういうものが玩具館のショップで販売する商品としても少なくなっています。郷土玩具として何が《本物》か、難しいところですよ。

日本郷土玩具館を営んで・これから

——玩具館に携わって良かったことは？

まず、玩具館の提案をいただいて、郷土玩具の世界に入れたというのは、私の生涯の喜びです。郷土玩具に魅かれて、のめり込むことができた。それは今でも変わらないうし、やっぱり郷土玩具はいいな、これは日本の宝だと思っっているんです。

それから、いろんな作り手に出会えたことと、使い手との接点ができ、ものに対して気持ちを通じ合うとい

うことが一番良かったかなと思います。私の仕事というのは、ものを作っている人と、それを使う人・楽しむ人の間を取り持っている立場だなあと思っています。

いろんな歴史の中で、濱田庄司、芹沢鈺介、棟方志功、バーナード・リーチ……といった民芸の世界の重鎮にもお会いする機会をいただきました。それも倉敷には大原家があり、外村先生がいらっしゃるといいう、民芸とつながりのある特別な地のおかげだったと思います。そういう方々と出会って、お話を聞くことができた。当然と思っただけ、凄いいことだったなと思います。

それから、玩具館の館長として、「日本人形玩具学会」の立ち上げに加わり、発会後は運営委員として、研究会、総会、研修旅行等に携わって活動する中で、人形玩具の好きな各分野の幅広い方々と交流できたことは貴重な財産になりました。恥ずかしながら、発会三〇周年を迎えた平成三〇年に、会から特別表彰を受けました。

——玩具館のこれからの目標は？

そうですね。玩具館を早い時期に次の代に渡したい。私ができることといたしたら、自分が蓄積したおもちゃのことを、娘や孫に話をして、少しずつでも引き

継いでいくことだと思えます。

玩具の並べ方も大切ですよ。玩具館を始めた頃は展示替えをどんどんして、郷土玩具の世界を楽しんでいたんですね。展示は並べる人が違ったら、同じ玩具を並べていても違うんです。私はおもちゃっていうのはおもちゃ箱をひっくり返したようにうわあつと並べているのが好きですけど、外村先生は点数を絞ってぼんぼんと置かって言われたし、濱田庄司さんにはたくさん入れるところと点数を絞るところとメリハリをつけたら良いよって言われました。最近も玩具の学会の方からこうしたら良いとご意見をいただくんですけど、なかなか人手と時間がなくて、並び替えができていないんです。これからの展示は、若い人の新しい見せ方に期待しています。

倉敷伝建地区をまもり育てる会

——伝建地区をまもり育てる会について、発足の時期と経緯を教えてください

はい。倉敷の町並みは、古くは民間の保存運動があり、いち早く行政が伝美（倉敷市伝統美観保存条例）を設定して

規約を設けました。その後、昭和五四年に国の重伝建（倉敷川畔重要伝統的建造物群保存地区、以下「伝建地区」）に選定されます。

平成一六年からは旧東大橋家住宅（現・倉敷物語館）活用問題、平成一七年に倉敷駅周辺都市再生計画（町づくり交付金）による電線類地中化と夜間景観照明計画など、伝建地区にかかわる案件が発表されました。その際住民から様々な意見が上がったんです。

伝建地区には、八つの町内会（本町一区～四区・中央一丁目前神・中央二丁目新川・東町・阿知町）があるんですけど、それまで住民が一緒に話し合える場所がなかった。そこで、みんなで話し合っこの伝建地区のことを語り合っってみようということで、平成一八年八月に会を設立しました。⁽¹⁾

伝建地区をまもるだけでなく、これから活用もしていきたいといけない、保存と活用ということで「まもり育てる会」という名前を付けて、副題を「わが町を語ろう」としています。各町内から理事を選出して、新溪園で発会式を行いました。

——どのように活動をされているんですか



写真9 総会の様子

会の中に事務局や広報部会・伝建保存部会・電線地中化部会・くらし部会・観光部会・歴史部会・道のあり方検討部会¹²を作つて、理事が各部会に所属し、住民の有志とそれぞれの部会を運営して活動しています。それから、月に一度の理事会と年に一度の総会をしています。

——会合について教えてください

月一の理事会は毎月第一週の水曜日に開催しています。一ヶ月での問題発生した事案と継続中の事案の審議

をしています。

総会は年に一度、委任状も含め住民が参加する会合です。まず会計報告。次に、こういう事業を一年間やりましたという事業報告。それから、来年度の事業計画・予算案。全て総会を以て承認されたものでないと実施しないという方針にしているの、総会を一番重

要な決定機関としています。

——ワンコインカンパで会の運営をされていると伺いました

まもり育てる会は助成金や補助金を受けず、ワンコインカンパだけで運営しているんです。各会合や総会に竹の筒の募金箱を持参し、理事や住民、会への参加者にカンパを募っています。会ができた当時からそれだけで運営しています。

——まもり育てる会の活動で印象に残っていることは？

一番は夜間照明・道路美装化・電線地中化ですね。照明デザイナーの石井幹子さんの設計で夜間照明が始まった時に、行政主導で行なわれたこともあり、住民全体に受け入れられているわけではなかった。出来上がつてみたら、「明るすぎる」「暗すぎる」などいろいろな声があつて、この意見をまとめないといけないかなというのも一つ、この会を作る原点になつたわけです。

その後は私たちが市の担当の方と話し合いながら、一つずつ、夜間照明のデザインにしても、行燈にしても、道路の素材にしても、全部立ち会わせていただきながら一緒に参加しました。平成二六年に道路美装化・夜間照明を含む電線類地中化事業が完成し、一〇年間のうちに

少しでも住民が関係できたこと、自分達も町づくりに参加していると実感できたことが良かったと思います。

行政としても個々の意見をそれぞれ出されても対応が難しいかと思うんです。そこで、まもり育てる会が、住民一人ひとりの意見を大切にしながらか集約する役目を担い、意見をまとめて市長宛てに会長署名で提案させていただきます。案件もありません。

——要望を出して解決に向かったものはありますか

平成二〇年に市が倉敷川の雁木を危ないからというところで新しい石に替えた時に、雁木を元の状態に戻すよう要望書を出しました。市が石を保存していたので、ほとんどそれを使いながら、すぐ雁木の復元改修の対応をしてくれました。

平成二五年には歩行者専用看板の設置の要望を出し、市とまもり育てる会の協同で製作しました。設置後は、それまで歩行者専用道路に入ってきた車の九割程度はなくなりました。道路交通標識はあっても、そこまできなかなが見られないですからね。看板についても製作にあたって「濃すぎる」「薄すぎる」「この色がいい」「目立つように」「目立ちすぎる」といろいろ意見があっ



写真 10 設置された移動式看板

した時もすぐ対応してくださいだったので良かったです。他の地域では民泊によるごみや騒音などの悪影響に困っているところもあるので。

——これからの課題としては、どのようなものがありますか

会では防災・防火・防犯の活動もしているんですね。消火器の詰め替えの時期には一斉に行なっている。もうひとつできていないのは、地震などの災害が起こった際にどのような避難誘導するか、日中だと観光客もいらっしやるので、一緒に誘導しないとけない。いつも議論にはなるんですけど、なかなか決まらないんです。大きな火事とかも今まで少なかったけど、どのように対応す

たんですけれど、何とか完成しました。

平成三〇年に民泊規制の要望を出

るのか、緊張感をもって話し合いを進めていきたいなと思っています。

最近の大きな課題としては、ここへ商業者だけの組織がないということです。そこで、伝建地区だけでなく観地区まで拡げた商業者の会を作ろうということで今動いているんですよ。¹³ 商業者の会の設立を機会に住民と商業者が倉敷の町並みの歴史と文化、景観を共有して新たな話し合いの場が生まれればいいなと期待しています。

商業者の会とまもり育てる会で良い関係を築き、倉敷が「生活と観光」の共存した町であり続けられるよう取り組んでいきたいと思っています。

そのためにも私たちが「この町はこういう歴史といきさつがあつて出来上がった町なんですよ」っていうことを伝えていかないといけないなと思っています。そこで今作成しているのが暮らしのガイドブックです。

きっかけは備中町並みネットワークの活動の中で、二〇一六年に福井県の宿場町である熊川宿に行った時なんですね。そちらでは景観をまもり、暮らし、お商売もされていて、とても賑わっているんです。その時、一冊の暮らしの手引書をいただいたんです。それ

までに私たちも町の暮らしのガイドブックを作らないといけないということを、ずっとまもり育てる会で議論していたんですけれど、熊川宿から帰つてすぐに理事会にかけたら、製作が決定して、六年がかりで完成させることができました。¹⁴

まずは住民の方、商業されている方、伝建地区に関する方、これから伝建地区に家やお店を構える方に配布します。倉敷伝建地区の歴史や成り立ちを知っていただし、共感を持つてくださる方が増えると良いですね。

ガイドブックには『くらしき伝建地区の未来へ』という表題をつけたんですね。「未来へ」とつけたのは、未来の子どもたちの姿を想像して、先人が遺した歴史ある美しい町の姿と暮らし文化を未来へ引き継ぐ町づくりをしなければならぬということを再確認するためです。この一冊が、倉敷らしい魅力的な町づくりを皆さまと共有できる糸口になればいいなと願っています。

最後に

——これまでの活動を支えてきたのはどんな思いでしょうか
やつぱり私はこの倉敷の町が好きなんだなあと思うん

ですね。倉敷の蔵や建物は、漆喰にしても本瓦にしても《本物》が多いんです。伝建地区の町並みを見ると、本当美しいなあって、大切にしないとイケないなあって、いう思いがあるんですね。倉敷の先人が―先人といえれば外村先生や大原總一郎さんをはじめとした様々な方がいらつしやると思いますが―大切にまもってきた美しさ、《本物》を遺していこうという思想は引き継いでいかなーといけないし、引き継がれているんじゃないかと思ひます。それが一度崩れると元には戻らないから私たちが細々とでも真剣に活動が続けていければと思ひています。

いつか私がこのまもり育てる会で「倉敷の先人は《本物》を大切にしてきました。《本物》は時代を超えて調和していきます。伝建地区の良さを遺すためにはその特質を知り、先人の目や心を学び、活かしていくことだと思ひます。」って話したことがあるんですね。町全体を見て調和がとれていることが倉敷の町の特徴かなと思ひて。一つだけぼつんと良いものがあるのではなく、全体の調和がとれているから美しいのかなど。

これからも伝建地区をより良く、誇りにできる町づくりを、みんなでしていきたいと思ひております。

――ありがとうございました

※日本郷土玩具館

倉敷市中央一四一六

午前一〇時から午後五時まで開館。

大賀紀美子氏略歴

昭和一一年 岡山市生まれ

岡山市立南方小学校

ノートルダム清心女子中学校

岡山県立岡山操山高等学校

昭和三二年 青山学院女子短期大学国文科卒業

岡山水村屋の社長秘書を経て、

昭和三六年 結婚を機に倉敷へ

昭和四二年 義父・大賀政章と共に日本郷土玩具館を開館

平成元年 日本郷土玩具館の館長に就任

平成一八年 倉敷伝建地区をまもり育てる会設立に携わる

同会の副会長に就任

平成二二年 倉敷伝建地区をまもり育てる会の会長に就任

註

(1) 借行社 岡山市北区いずみ町の岡山県総合グラウンドの入り口にある。一九一〇年旧陸軍第一七師団の将校集会所クラブとして建てられる。戦後は岡山労働基準局に転用。一九六八年移築され、現在の総合グラウンドクラブになる(『岡山県大百科事典』山陽新聞社、一九八〇年)。

- (2) 梶谷忠二(一九〇〇〜二〇〇六) 実業家。東京銀座木木屋路本店に入り、独立を許され、一九一九年岡山市新西大寺町に木村屋製パン所を設立。一九四二年に岡山県パン統制組合を設立し、理事長に就任。戦後は一九五二年に(株)岡山水木屋を設立して代表取締役となる(『岡山県大百科事典』山陽新聞社、一九八〇年)。
- (3) 外村吉之介(一九八八〜一九九三) 日本民芸運動の代表的指導者。一九四六年大原總一郎に招かれ倉敷市に移住。同年倉敷都市美協会を結成。一九四八年倉敷民芸館の創立に尽力、館長に就任。一九五三年自宅に倉敷本染手織研究所を開設。備中和紙・倉敷ガラスなど県内伝統工芸育成にも尽力した(『岡山県歴史人物事典』山陽新聞社、一九九四年)。
- (4) 本田實(一九一三〜一九九〇) 天文学家。一九四一年倉敷市中央の倉敷天文台へ着任。同年応召。一九四六年復員。倉敷天文台で観測を再開。一九四八年から倉敷天文同好会を主宰(『岡山歴史人物事典』山陽新聞社、一九九四年)。
- (5) 赤木元蔵(一九九七〜一九八二) 医師。一九二三年より三年間、倉紡中央病院の外科医として勤務。一九二六年倉敷町に外科医院を開業。一九三二年倉敷市に外科病院を開設して備中地区における私立外科病院の嚆矢となった(『岡山県歴史人物事典』山陽新聞社、一九九四年)。
- (6) 昭和四五年(一九七〇)一〇月から始まった日本国有鉄道(国鉄)のキャンペーン。昭和四六年の美観地区の観光客は前年比約三〇%増となっている(吉原睦『倉敷美観地区―歴史と民俗―』日本文教出版株式会社、二〇一一年)。
- (7) 美観地区の観光客は昭和四七年(一九七二)に前年の二倍に近い二三〇万人に増加、昭和六三年にはピークとなる五三八万人

人に増加している(吉原睦『倉敷美観地区―歴史と民俗―』日本文教出版株式会社、二〇一一年)。

- (8) 吉永義光『岡山のおもちゃ』(日本文教出版株式会社、一九七五年)。

(9) 前掲註(8)『岡山のおもちゃ』の著者。吉永氏が収集した郷土玩具のコレクション約一四〇〇点は二〇二〇年に日本郷土玩具館に寄贈されている(『山陽新聞』二〇二〇年一月三日付)。

(10) 大原總一郎(一九〇九〜一九六八) 実業家。大原邸、大原美術館を中心とする倉敷河畔の旧市街を文化財保護地域として後世に伝えていくことに尽力した(『岡山県歴史人物事典』山陽新聞社、一九九四年)。

(11) 伝建地区をまもり育てる会の定める目的と活動は、以下の通り。

目的…歴史ある町並みと生活文化をまもり伝えるとともに文化香る個性豊かで創造性に溢れるまちづくり
活動…①建造物保存等の活動

- ② 居住環境向上に関する活動
- ③ 歴史・文化に関する活動
- ④ 右記に関する普及・啓発活動
- ⑤ 会員の親睦と全国的な交流活動
- ⑥ その他目的達成に必要な活動

『10年の活動報告』倉敷伝建地区をまもり育てる会

(12) その他に、会設立一〇周年に一〇周年記念部会を設置。二〇二二年度は広報部会・SDG's 持続可能な観光推進部会・くらし安心安全部会・伝建保存部会が活動。

(13) 二〇二二年一〇月二七日に「くらしき美観地区事業者振興会」

が発足した。

(14) 『くらしき伝建地区の未来へ 暮らしと景観保存と継承のため』(倉敷伝建地区をまもり育てる会、二〇二二年)。

〔付記〕大賀紀美子氏への聞き書きについては、幡鎌真理氏、田中正流氏による「大賀紀美子氏への聴き取り」(田中正流編『人形と玩具を愛する語り部たち4』日本人形玩具学会関西地域研究部会、二〇一九年)がある。第一回目の聞き取り後に同稿の存在を知ったため、日本郷土玩具館設立の経緯など重複する聞き取り箇所もある。御了承いただきたい。

本稿執筆にあたり、大賀紀美子氏より参考文献として、伝建地区をまもり育てる会に関する資料を御貸与いただいた。また、写真を御提供いただいた際、大賀環子氏にお世話になった。ここに記して感謝申し上げます。

(令和四年八月八日・九月二日・一〇月七日、大賀氏宅にて聞き取り。聞き手は山本太郎・中川創喜、文責は中川創喜)

玉島町の「戦災罹災者調査書」

山下 洋

はじめに

歴史資料整備室が所蔵する「29玉島福祉より移管文書」という資料群は、昭和初年から昭和五〇年ごろまでの、玉島町・黒崎村・長尾町・玉島市に関する、徴兵・復員・戦災・引揚・災害・民生委員・赤十字などにかかわる文書一二九点から構成される。戦中・戦後、社会の激動に翻弄された住民に対する援護事業のあり方の一端が分かる貴重な資料といえる。

ここでは、そのなかから「戦災罹災者調査書」(29-4-2)という資料の概要を紹介したい。これは、昭和二〇年(一九四五)一〇月と翌二一年一月に、玉島町役場の産業課が各町内会長に対して、それぞれの町内に居

住する戦争罹災者を取り調べて提出させた調査票の綴である(町内会の数は約九五)。この時点における玉島町の範囲は、現在の住所表記でいえば、玉島・玉島中央・上成・阿賀崎・乙島・柏島・柏台・勇崎の区域にあたる。なお、昭和一五年段階での玉島町の世帯数は五〇一七、人口は



写真 表紙部分

二万三九四四人である⁽¹⁾。

この調査では、罹災者を「戦災者」「外地引揚者」「外地復員者」の三者に分類して、戦災者とは、「内地」で空襲などに遭った者。外地引揚者とは、民間人として敗戦後に「外地」から帰国した者。外地復員者とは、軍人・軍属として敗戦後に外地から帰国した者という意味である。この資料には、それらの事情によって玉島町に転入してきた人たち、三者をあわせて二一三七人の名前が記載されている⁽³⁾。それによって町の人口は一割近くも増えたことになる。その内訳は、戦災者一四五五人、外地引揚者四二九人、外地復員者一四六人、不明一〇七人。ただし、このうち外地復員者については、記載にあいまいなところが多く、正確な分析になりにくいため、本稿では触れないこととする⁽⁴⁾。

調査票の項目は、罹災者の氏名・年令・性別・現在の職業・罹災地・玉島町への転入日・世帯主の氏名と続柄・備考となっている。調査票の日付は、①昭和二〇年一月二五日、②昭和二十一年一月七日の二種類がある。②は追加調査であり、①に記された人名は、基本的に②には記されていない。また、二十一年一月以降に役場において

追記されている名前もあり、その下限は同年七月ごろとなっている。また、調査票の備考欄には、転入時に毛布や衣類などを支給されたことや、再び原住地などへ転出したことを示すメモなども記されている。

なお、この調査の実施にあたっては、各町内会長あてに調査要領を記した文書が渡されたはずだが、それは見い出せなかった。また、この調査は県などの指示によって、あらゆる自治体で実施されたのか、玉島町が独自の事情で実施したのかも不明である。

1 戦災者について

日本各地の都市空襲によって罹災し、避難先として玉島町を選ぶにあたっては、まず実家が玉島にあるためというケースが最も多いと考えられる。とすれば、この時代、実家を離れて岡山・大阪・東京などの都市部に働きになど出ていた人たちがいかに多かったかを、この資料は物語っているといえる。しかし、たとえば神鋼社宅への転入者の大部分は神戸から来ていて、それは神戸で罹災した神戸製鋼の従業員が、玉島の神戸製鋼の社宅に移ってきたものと推測される。そのようにさまざまな伝手を

表1 戦災者地域別

地域	人数
岡山	437
大阪	367
神戸	213
東京	96
広島	64
呉	48
福山	37
高松	34
姫路	17
尼崎	16
横浜	14
名古屋	13
西宮	10
堺	8
明石	7
川崎	7
高橋	6
兵庫	5
芦屋	4
津	4
徳山	4
太刀洗	3
浜松	3
松山	3
和歌山	3
岩国	2
千葉	2
長崎	2
福岡	2
大垣	1
大牟田	1
香川	1
小豆島	1
連島	1
徳島	1
沼津	1
山口	1
不明	16
合計	1455

注) 「戦災罹災者調査書」より作成。表中の「高橋」は原文のまま。

表2 戦災者男女別

性別	人数
男	654
女	785
不明	16
合計	1455

注) 表1と同じ。

表3 戦災者年齢別

年齢	人数
9歳以下	304
10歳代	268
20歳代	229
30歳代	239
40歳代	175
50歳代	104
60歳代	58
70歳代	18
80歳代	2
不明	58
合計	1455

注) 表1と同じ。

表4 引揚者地域別

地域	人数
朝鮮	285
台湾	43
中国	59
満洲	24
フィリピン	4
マレー	1
不明	13
合計	429

注) 表1と同じ。

表5 引揚者男女別

性別	人数
男	215
女	211
不明	3
合計	429

注) 表1と同じ。

表6 引揚者年齢別

年齢	人数
9歳以下	83
10歳代	87
20歳代	73
30歳代	69
40歳代	43
50歳代	34
60歳代	14
70歳代	4
不明	22
合計	429

注) 表1と同じ。

たどり、玉島にかりそめの住み家を求めた人びとも少なくなかったであろう。

地域別の人数は表1のとおりである。最も近い連島は水島空襲の罹災者であろう。最も東は千葉、西は長崎、主には中国・京阪神からの避難者である。転入日は、やはり各都市の空襲の直後ごろに集中する傾向にあるが、かなり間を置いての転入もあり、いったん他の土地を経て玉島に来たというケースもあるだろう。

男女別の人数は表2のとおりで、女性が男性を上回っている。年令別の人数は表3のとおりで、一九歳以下が約三九%と高い割合を示す。家族のなかで夫のみが復員者に分類されているケースがあるが、それは夫が出征中に空襲で罹災し、転入先の玉島で合流したということであろう。当時、壮年男性不在の家庭が多かったことも、この資料からうかがい知れる。

2 外地引揚者について

昭和二〇年八月の敗戦時、アジア各地における日本の植民地・占領地には三五〇万人を超える在留邦人（軍人は除く）が暮らしていた。その内訳は、満洲が約

一五五万人、中国が約五〇万人、台湾が約三三万人、朝鮮が約七二万人、樺太が約四〇万人などとなっている。⁽⁵⁾これらの人びとが敗戦後の混乱のなか日本へと引揚げ、玉島町に転入するにあたっては、戦災者と同様、単に実家に帰ったという以外の、さまざまなケースがあったと推測される。

地域別の人数は表4のとおりである。最も在留者の多い満洲からの人数が二四人と少ないのは、満洲からの引揚が本格化する時期が、これ以降となるためである。各地域内において、どこの都市に住んでいたかが記載されている場合もある。たとえば、朝鮮については京城二人、大邱八人、釜山八人、平北満浦五人、浦項三人。台湾については高雄五人。中国については上海二六人、青島八人、天津八人、濟南二人。満洲については新京七人、大連四人、金州五人、錦州三人、ハルビン一人などとなっている。

男女別の人数は表5のとおりで、ほぼ同数となっている。年令別の人数は表6のとおりで、一九歳以下が約四〇%と、戦災者と同様に高い割合を示す。なお、外地在留中に軍に現地召集されている事例も散見されるが、

それは外地復員者に分類し、外地引揚者の人数には含まれていない。

おわりに

戦争は、召集・徴用・強制連行・避難・抑留・復員・引揚など、社会全体にさまざまな人口移動を強いる。それが個々の民衆にどれほどの苦難を強い、どれほどの犠牲を生むものであるかは、これまでの歴史と、そして現在進行形の事実によってあまりにも明白である。この資料には、空襲や引揚の途上で命を落とし、あるいは現地への残留を余儀なくされ帰国が叶わなかった人たちの名は記されていない。そうした記されるべくして記されなかった名前がどれほどあるだろう。また、そこで国家に翻弄され辛酸をなめた引揚者も、一方では大陸侵略に加担した存在にほかならなかった。

本稿は、統計処理によって、この資料の概略を示したにすぎない。今後、この資料および資料群、さらに他の資料群に含まれる引揚・復員等の関係資料がさまざまに利用される一前提として参照されれば幸いである。

注

- (1) 『昭和十六年 岡山県統計年報』昭和十八年 岡山県。
 - (2) 「内地」とは日本の法律が適用される地域という意味で、植民地(台湾・朝鮮)は領土ではあるが「内地」には含まれない。「外地」とは日本が支配した植民地・占領地を指す。なお、樺太は「準外地」という扱いで、昭和十八年に「内地」となった。
 - (3) 同一人物が繰り返し記載されている場合は「1」と数えた。
 - (4) 玉島福祉より移管文書29-2-3、29-3-3「帰郷申告簿」は、復員者のみを詳細に記載している。また、三者の分類が資料中に明記されている場合は少なく、多くは罹災地などから筆者において判断した。
 - (5) 加藤聖文『海外引揚の研究』二〇二〇年 岩波書店。
 - (6) 昭和二二年五月末時点での玉島町の引揚者数は一四八〇人で、これは主に満洲からの引揚者が増えた結果と考えられる(玉島福祉より移管文書29-2-1「海外引揚者数調査表」)。
- (やました ひろし 倉敷市総務課歴史資料整備室)

吉備真備の墓所について —吉備塚古墳と吉備公墳—

今津 海

はじめに

吉備真備は、現在の岡山県倉敷市真備町周辺を本拠としていた地方豪族・下道氏の出身であり、その類まれなる才能から、時の朝廷において右大臣を務め、内政・外交ともに大きな功績を残したことで知られている。

真備の様々な功績については、宮田(一九六二)^①、中山(二〇〇二)^②をはじめとする多くの先行研究の中で詳細が述べられているものの、真備が官職を辞し、その生涯を閉じるまでの数年間の行動については、未だ不明瞭な部分が多い。とりわけ、真備の墓の所在地については様々な説が存在する。

本稿では、畿内並びに吉備の両地域において、真備の

墓と伝えられる史跡のうち、文献等において、墓の発掘が行われたとの記録が確認できる、「吉備塚古墳(吉備塚)」と「吉備公墳(吉備公廟)」の二つを取り上げ、史跡の概要や調査の結果等を整理することを目的とする。

一 吉備真備の略歴

吉備真備は、持統九年(六九五)、吉備地方の豪族であった下道朝臣罔勝の子として生まれたとされる。真備は幼少期からその才能を発揮し、霊龜二年(七二六)には遣唐留学生として唐に渡り、当時の最先端の学問を修めた。約二十年の留学を終え帰国した真備は、朝廷の中樞で活躍することとなる。

天平勝宝四年(七五二)には遣唐副使として再び唐へ渡り、帰国後は大宰大貳(大宰府の次官)等を歴任した。

その後、天平神護二年(七六六)に右大臣に任じられたが、宝龜二年(七七二)には官職を退き、宝龜六年に八十年に及ぶ生涯を終えたとされる。

二 吉備真備の墓 — 「畿内説」と「吉備説」 —

吉備真備の墓の所在地については、当時の都が置かれ

ていた畿内説と、下道氏の拠点であった吉備説の二つが有力視されている。

畿内、吉備ともに「吉備真備の墓」と伝わる史跡が複数存在するが、以降では、畿内の「吉備塚古墳」と、吉備の「吉備公墳」の二つの史跡について、それぞれの概要等を整理する。

(一) 吉備塚古墳（吉備塚）

吉備塚古墳は、奈良県奈良市高畑町に立地する奈良教育大学のキャンパス内に存在する古墳（円墳もしくは前方後円墳）で、墳丘の直径は約二十五メートル、高さは三メートル程度とされている。

吉備塚古墳は、江戸時代に書かれた『南都名所集』等の文献にもその名が記されており、周辺には、吉備真備と繋がり深かった僧侶・玄昉の首塚等も存在することから、古来より「吉備真備の墓」と伝えられている。

平成十四年度（二〇〇二年度）から翌年度にかけて実施された奈良教育大学等による発掘調査では、二つの埋葬施設が確認され、出土した副葬品等から、概ね六世紀前後に建造されたものであると推定された。³⁾

真備の没年については諸説あるものの、宝龜六年に死去したとの説が有力視されており、吉備塚古墳の建造時期と真備の没年にはかなりの開きがあることがわかる。そのため、吉備塚古墳の被葬者が吉備真備であるとの説には疑問が残ることとなった。

ところで、真備はその非凡な才能ゆえに、多種多様な「伝説」が語り継がれており、この吉備塚にも、真備にまつわる「伝説」がのこされているという。これについては、岡本（二〇〇九）⁴⁾による研究を参照されたい。

(二) 吉備公墳（吉備公廟）

吉備公墳は、岡山県倉敷市真備町に存在し、前述の吉備塚古墳と同様に、「吉備真備の墓」と伝えられている。

倉敷市真備町の周辺地域は、地方豪族であった下道氏の拠点であり、下道氏ゆかりの史跡等も点在している。

また、真備町と隣接する岡山県小田郡矢掛町には、国の指定史跡にも登録されている下道氏の墓所（下道氏墓）が存在し、同地域における下道氏の影響の強さが伺える。⁵⁾

吉備公墳については、元禄年間（一六八八～一七〇四）に、時の岡田藩主が発掘を行い、出土した人骨（脛骨）等か

ら、真備の墓であることを確認したとされる。⁽⁷⁾

しかし、岡田藩主が実施した調査の詳細な記録等不明のままであり、現時点において、吉備公墳が吉備真備の墓であることを証明する学術的証拠は、残念ながら確認されていない。

おわりに

本稿では、「吉備真備の墓」と伝えられる史跡のうち、畿内地域に所在する「吉備塚古墳」と、吉備地域に所在する「吉備公墳」について、それぞれの史跡の概要や調査の結果等についての情報を整理した。

各種文献等を概観した限りでは、「吉備塚古墳」、「吉備公墳」とともに、吉備真備の墓であることを裏付ける学術的な根拠は少ない状況にある。

しかしながら、畿内、吉備の両地域には、本稿で取り上げた史跡以外にも、「吉備真備の墓」と伝承される史跡が存在する。

例えば、奈良県桜井市に所在する蓮台寺の境内には、「吉備真備の墓」と伝わる五輪石塔が残されているほか、前述の下道氏の墓所（下道氏墓）の一角には、「右大

臣真吉備公之墓」と記された石碑が存在している。

これらの史跡については、未だ学術的根拠は定かではないものの、今後、各種調査が進められる中で、新たな発見がなされることを大いに期待したい。

註

- (1) 宮田俊彦『吉備真備』吉川弘文館、一九六一年。
 - (2) 中山 薫『吉備真備の世界』日本史教出版、二〇〇一年。
 - (3) 奈良教育大学文化財コース編『吉備塚古墳の調査』奈良教育大学、二〇〇六年。
 - (4) 岡本大典「吉備真備と陰陽道」吉備塚伝承を中心に、『奈良教育大学国文・研究と教育』第三二巻、一〇―三四頁、二〇〇九年。
 - (5) 大正十二年（一九二三）に国の史跡に指定。
 - (6) 江戸期の地理学者・古川古松軒が記した『吉備之志多道』の中でも、発掘について言及されている。
 - (7) 大日方克己「吉備真備の遺蹟と歴史意識」近世備中地域を中心に、『社会文化論集（島根大学法文学部紀要 社会文化学科編）』第五号、一一―二六頁、二〇〇九年。
- （いまず かい 水上設計株式会社 専門研究員）

大橋敬之介の家族たち

— 御陣屋大變のその後 —

大島 千鶴

倉敷における幕末の重大事件、長州第二奇兵隊脱走兵らによる倉敷陣屋襲撃事件が起こったのは慶応二年（一八六六）四月一〇日未明のことであった。ところが、事件の首魁立石孫一郎こと大橋敬之介の岳父大橋平右衛門正直の日記¹四月九日の条には「夕七ツ半頃御陣屋砲発之由、六ツ頃与市為知来」とある。つまり一〇日襲撃前日の七ツ半頃（午後四時頃）、すでに陣屋で発砲があったというのである。書き誤りかと思いい他の史料を検索してみると、数点の史料に九日に騒動があったと記されている。これはいったいどういうことか。九日七ツ半頃といえば浪士たちはまだ連島に着いたばかりのほずである。先発隊がいたという史料も見ることがない。そもそも九日に発砲があったのなら、一〇日早朝に浪士たちによって簡単に陣屋が焼き討ちされるはずがない。

この謎は簡単に解けた。近世の庶民の時間感覚は現在

と違って、一日の始まりは夜明けと考えられていた。江戸時代でも暦の上では正子（午前零時）から一日が始まることになっていたが、人々は太陽の再生する日の出が一日の始まりと考えていたのである。²このような理由で一〇日未明に起こった陣屋での発砲を正直は九日の出来事と記録していたのだ。

日記によると正直は一〇日暁六ツ頃（午前四時頃）陣屋へ出向こうとしたが、前神橋を長州兵らが固め鉄砲を撃ち掛けてきた。仕方なく板屋へ行き話し合っていると浪士たちがやってきて発砲したので板屋の西門を抜けて帰宅し笠岡陣屋へこの模様を注進した。正直が賊徒の中に養子の敬之介がいることを知ったのはそれから間もなくの事である。大橋家の日記³には「(前略) 右賊徒之内私娘之姫別家為致置候元年寄相勤候敬之介与申もの、当時永尋中之ものニ而、同人相加り居候由申聞候間、直様私罷出与存候処(後略)」とあり、浪士たちの中に行方知れずになっている敬之介がいることを知った正直はすぐ出て行こうとしたが家族に引き留められた。正直も敬之介の妻慶もさぞ肝をつぶしたことであろう。

陣屋襲撃からわずか一五日後、脱走隊士たちの助命嘆

願のため長州にいた敬之介は第二奇兵隊総督の手勢により誘殺された。大橋家で敬之介の供養をした様子はなく大橋家墓所に墓もない。事件の大きさを思えば当然かもしれない。遺された家族がどのような思いでいたのか、それを伝える史料も現在までのところ確認できない。

ただ、大橋直諒（正直の子）の記した書留によると、慶応三年九月、直諒は敬之介の長男・千之甫を播州の親戚永富家へ連れて行き預けている。その理由は、陣屋襲撃時に宿直にあたって死亡した加茂屋金蔵の父親が、血の付着した息子の衣類を持参し千之甫を「敵の子」と責めたからであった。加茂屋の他に藤井屋・讃岐屋の子息も犠牲となっている。敬之介は襲撃の後三家を訪問し「夜中の戦で誰とも分からず不慮に討ってしまった」と謝罪したというが、息子を無残に殺された父親にしてみればとても許せることではない。加茂屋金蔵らとともに宿直していた青年たちの中には正直の嫡男仁吉もいたが、皮肉なことに仁吉は無事であった（ただし翌年七月死亡）。遺族から血染めの衣をつきつけられた一五歳の千之甫はどのような思いであっただろうか。

明治四二年（一九〇九）の『山陽新報』に連載された（早

田）玄洞の「埋没れたる志士」によると、敬之介の妻子は事件後世を憚って本家の宅地内に蟄居し一〇年間全く社会との交通を断つたという。大橋家文書には大正四年（一九一五）に早田が大橋直諒に宛てた手紙があり多少の交流が認められるので、早田は執筆にあたり大橋家で取材をしたのかもしれない。

慶応四年の宗門請状を見ると西大橋家（敬之介が分産別家した家）は千之甫を当主として正吉（次男）・ひろ（次女）・慶の四人だが、敬之介には他に生まれてすぐ出店勝之丞の養女となった長女と慶応元年に没した猷之介がいた。

また、正吉は後に敬之介の生家、上月村（現兵庫県佐用町）の大谷家を継いでいる。

倉敷市所蔵東大橋家文書に西大橋家の明治三年〜一五年頃の諸払いの帳面があり、わずかながら母子の暮らしぶりが窺われる。これらの帳面を見ると支払い先に加茂屋・讃岐屋・藤井屋の名が見られるので、少なくとも商売上の付き合いは断絶した訳ではなさそうである。

千之甫は明治二六年（一八九三）に母と津山町田町に転居したが後に倉敷へ戻っている。明治三七年に没した慶の一周忌は西大橋家で営まれたと思われ「埋没れたる

志士」にも「千之助は今現に倉敷に居住」とある。千之甫には子がなく直諒の次男鄰吉が養子に迎えられたが、千之甫が没した二年後の大正十一年（一九二二）に三四歳で没し、西大橋家は三代で絶えた。敬之介の死後、倉敷でひっそりと暮らしていた慶は夫をどのように見ていたのだろうか。

「埋没れたる志士」によれば、敬之介が各地の志士たちと交わした書状は代官所襲撃後まもなく津山の立石正介（敬之介の叔父で勤王家）が倉敷へ来て残りなく燃やしたという。しかし、志士とは無関係の敬之介の手になる多くの文書は現代に伝えられた。その中には敬之介が津山から慶に宛てた愛情あふれる手紙も含まれている。遺髪一本手に入らない亡夫の手蹟を手元に置きたいと慶が残し置いた、と推測するのは筆者の僻目であろうか。慶の墓碑に刻まれた戒名を慶恵貞操大姉という。

註

- (1) 「慶應二年丙寅日記 竹泉」倉敷市所蔵諸家文書。
- (2) 国立天文台ホームページ <https://www.nao.ac.jp>。
- (3) 「慶應二年 日記」大橋紀寛家文書 II-1-B-12。
- (4) 「諸事書留書」大橋紀寛家文書18-19-12。

(5) 玄洞は明治四二年の『山陽新報』に「西山拙齋」（全五〇回）を執筆した早田玄洞と同一人物であろう。早田玄洞（本名元道）は山形県出身の記者。中国民報社・芸備日報社・山陽新報社などに勤務。歴史や宗教に関する著述を多く手掛けている（別府信吾「早田玄洞著『西山拙齋』解説」岡山のアークカイブズ4「五五〜五六頁 岡山県立記録資料館 二〇一五」。

(6) 「大橋平右衛門宛早田元道書状」大橋紀寛家文書IX-2-13。
(7) 「戊辰慶応四年正月吉日 日記帳」大橋紀寛家文書II-1-B-14。

(8) 拙稿「東大橋家文書に見る大橋敬之助」（倉敷の歴史」第二七号 倉敷市 二〇一七）では大橋勝之丞の養女となった敬之助の長女を豊としているが大橋勝之丞家の末裔にあたる大橋様から「豊は勝之丞の実子である」というご指摘を頂いた。敬之助の長女は勢以と言い出店の養女となって英賀郡下中津井村の室家から又四郎を養子として迎えた。室家は近世中期の儒学者室鳩巢の父・玄樸の生家である。

(9) 「日雇人足并医師薬礼区々通メ書出し帳」倉敷市所蔵東大橋家文書29-41-7他。

(10) 「大橋高之宛大橋千之甫葉書」倉敷市所蔵東大橋家文書13-29。

(11) 「大橋寿宛宮家くすの書状」倉敷市所蔵東大橋家文書40-251。

〔付記〕「埋没れたる志士」のコピーは渡辺郁司氏よりご提供頂きました。記して感謝申し上げます。

（おおしま ちづる 倉敷市総務課歴史資料整備室）

井上雄風の犬飼松窓顕彰・

三餘塾保存活動

井上 秀二

井上雄風は、県立倉敷青陵高等学校の書道教諭の傍ら倉敷市を中心に金石文を調査・研究し、郷土の先覚者の碑文を採拓した。教職退職後は倉敷市文化連盟常任理事と倉敷市文化財保護審議委員を務めながら、同市の文化財保護に尽力。とりわけ幕末から明治の儒学者で、私塾・三餘塾を開いて多くの優れた門人を育てた倉敷市山地の犬飼松窓（一八一六〜九三年）の顕彰と塾舎保存に力を入れた。その活動の資料が残されており、紹介したい。

井上雄風が松窓の顕彰活動を始めた理由だが、山地の若宮神社に立つ松窓の顕彰碑について著書『拓本吉備の名碑』で次のように紹介している。「県内屈指の名碑で『松窓先生磬』篆書体の五字額は珍しく副島蒼海（種臣）、撰文は関西随一の漢学者藤沢南岳、筆者は明治の書聖日下部鳴鶴、石工は県下屈指の名工藤田市太郎。これほどの陣容をもって建てられた銘碑は天下にもまれで



写真1 犬飼松窓の顕彰碑

あるが、案外一般に知られていない。犬養木堂をはじめ郷土のそうそうたる名士たちが陶酔された三餘塾の松窓先生の顕

彰碑。さすがに晴れがましい施主などは一切刻まれておらず、門人有識者たちの謙虚な心根に、感銘を受ける。」

雄風は昭和五十三年五月から、松窓の顕彰が出来ないだろうかと考え、活動を始めている。後に結成する顕彰会経過報告のメモによると、当初は資料の調査と聞き取りが中心で、犬飼家や吉備郷土館等を訪問し、助言を得ながら現況の理解に努めている。倉敷市教育委員会文化課には、老朽化した三餘塾の保存について相談。同年十一月には市文化財審議委員の巖津政右衛門氏に、塾舎の実地調査を依頼。保存活動に理解のある有志を地元庄地区で募った。その年には顕彰会発起人会の発足に向

け、協力依頼に奔走。さらに、中備史談会や庄地区の協力を得て、松窓の遺墨の写真撮影等に足を運び、遺墨やその詩文を通して松窓の人間像を周知するため、所蔵者の調査と公開の依頼を行っている。

昭和五十四年十一月には地元有志とともに県知事を訪ね、三餘塾保存を陳情。翌五十五年一月頃より、犬飼孝平氏の編纂した『犬飼松窓先生傳』（昭和二十九年 中備史談会刊）が、発行部数も少なく入手が困難なことから、復刻を計画。また、漢詩の大家窪田貪泉氏くぼたたんせんに解説を願って『松窓遺墨集』の出版を計画する。

松窓の顕彰会は昭和五十六年一月、庄公民館に有志十四人が出席して第一回準備会を開催。三月には会の名称を保存顕彰会結成推進会とし、犬養木堂の生家と同様に三餘塾舎の修復・復元を目指した。第二回の推進会では遺墨展の準備を開始した。推進会は第八回まで開き、顕彰会の結成総会まで打ち合わせが行われている。

昭和五十六年五月には『三餘塾犬飼松窓 遺墨集・伝記覆刻』を、遺墨には読み下しも付けて出版。七月には庄公民館で、「松窓先生三餘塾保存顕彰会」の結成総会を、会員二十六名で開催。会長に赤木元蔵氏（倉敷市

文化連盟会長）を

選出し、今後の運動計画を審議した。同時に遺墨展も開催、庄地区を中心に個人が所蔵している屏風や掛軸・扁額・扇面等四十九点が展示され、遺徳を偲んだ。

しかし、雄風が保存を願った塾舎はその後、老朽化等で保存も困難となり、平成元年頃に取り壊された。それに伴って、平

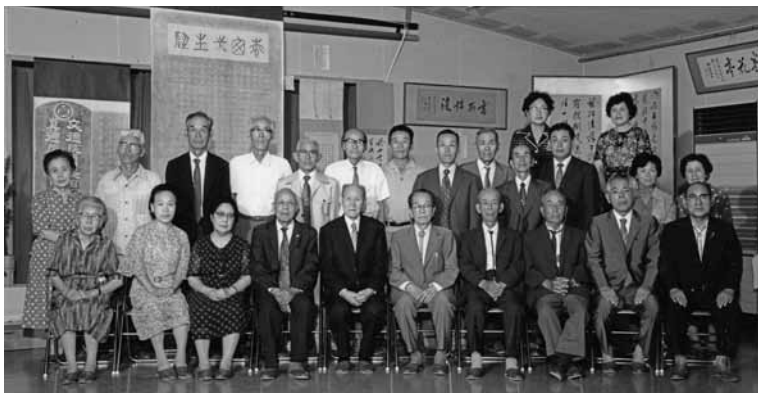


写真2 松窓先生三餘塾保存顕彰会結成式
前列右から2人目が井上雄風

成二年には会の活動を停止し、平成三年七月の顕彰会で、解散することとした。

顕彰会は、出版で得た収益金を元に、塾跡地に雄風自ら認めた記念碑「漢学者犬飼松窓先生三餘塾跡」を建立し、同月十八日、除幕式を行うとともに、出席者で松窓の眠る墓所にお参りした。

出版された『三餘塾犬飼松窓 遺墨集・伝記覆刻』の残部は、会の解散に伴って倉敷市内の学校・公民館に寄贈。さらに雄風自身が収集していた松窓の遺品や書籍、顕彰会が所有していた「松窓使用の印・藤沢南岳書一幅」も、文化財として散逸を防ぐべく、平成四年八月に市教育委員会に寄贈された。中でも犬飼松窓の著書『孫子活説』は、幕末動乱の時代に孫氏の兵法から戦術面を学ぶことが役立つと考え、解説をし門人に教えたもので、その版本は昭和五十六年十一月十三日付で市指定重要文化財となり、現在倉敷市歴史民俗資料館に展示されている。

こうした一連の活動は、必ずしも当初の目標を達成することは出来なかったが、雄風が最後に行った文化財保護の活動であった。その成果は、庄地区の顕彰会発起人をはじめ多くの方々の協力の賜物というほかはない。遺

品等は地域の宝として役立つことを願っている。

(いのうえ ひでじ)

令和四年度資料展示会

歴史資料にみる倉敷の自然災害

―地震・洪水・高潮・旱魃―

はじめに

歴史資料整備室の所在する倉敷市真備地区は、四年前の平成三〇年（二〇一八）七月豪雨の被災地である。いまの時代に堤防決壊型の大洪水が起こるなど「これはきつと夢だろう、明治時代でもあるまいに」と何度思ったかしかない。事実、倉敷市域においてそうした洪水は、明治二六年（一八九三）を最後に起こっていない。なぜいま再びそれが起こったのか、この四年間多くのことが語られてきた。おのずと災害資料と向き合う機会も多くなった。本展示は、そうした思いがけない成り行きの中、間決算といえようか。

展示の対象とする時期は、江戸時代から昭和二〇年代

までとし、展示項目および展示資料の覧は、後掲の資料目録のとおりである。会期は、六月三日（金）から六日（月）までの四日間。会場は、倉敷市真備支所一〇一会議室を使用した。展示資料の選定および解説の執筆は、室職員の山本・大島・畑・山下が分担しておこなった。

展示資料の一部は、歴史資料整備室ホームページの「倉敷地域の災害に関する歴史資料」でも画像や解説などを公開しているので参照されたい。もちろん、展示資料のうち歴史資料整備室が所蔵するものは、来室のうえ誰でも原本を閲覧・撮影することができる。なお、以下の解説中（――）などと記したのは、後掲の展示資料目録



写真1 展示会場の様子

の項目番号と資料番号に対応する。

1 地震について

私ごとだが、県南の干拓地で育った私は、祖父母から昭和二年（一九四六）の南海地震のことをよく聞かされた。「おまえが生きたるうちに、また地震が来る」とよく言われたものだ。そうした私にとってはやや意外なことに、南海トラフを震源とする大地震が、周期的に起こってきたことを知らない人が珍しくない。本展示では、安政元年（一八五四）と昭和二年の二度の南海地震を取り上げた。この展示を見て、遠からず次の南海地震が来るということに気づいてくれた方がいれば幸いである。

【安政元年の大地震】については、玉島および連島において個人の書いた日記類に詳しい記述がみられた（5-1-3）。児島においては地震の状況を唄った歌謡も作られていて（5-1-4）、沿岸部における被害の大きさを物語る。公的な記録としては、倉敷村の御用留に記載がみられたが、やや内陸にあたるためか、さほど大きな被害が出たとは記されていない（5-1-2）。

【昭和二年の南海地震】については、市域でも特に

被害の大きかった連島町の役場文書の残存状況が全体的にととてもよいことが幸いし、そのなかから関連の簿冊や役場日誌を展示することができた（11-1-4）。また、被害は沿岸部の干拓地にとどまらず、内陸部の庄地区でも学校が倒壊するといった被害が出たことを示す写真もみられる（11-1-5）。

2 水害について

今回の展示でとり上げた六件の水害は、すべて高梁川や小田川の決壊によるものだが、それぞれ決壊地点や被害甚大地域が異なっている（表1）。明治末年までは酒津で高梁川が東西に分流し、水流の制御に苦労が多かったこと、あるいはその時々の諸事情がこうした結果を生んだと思われる。

【享保六年（一七二二）の洪水】は、江戸時代に高梁川流域を襲った洪水としては最大級のものであった。このとき、西高梁川河口の乙島村などは助舟を出して、家ごと瀬戸内海にまで流された人々を多く救助している（1-1-2）。また、流された仏像や高札などの行方をたずねる書状もみられる（1-1-3-4）。このように水に

表1 高梁川水害の被害状況

	破堤地点						被害甚大地域					
	分流以北		東高梁川		西高梁川		真備	倉敷	茶屋町	河内	船穂	玉島
	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸						
享保6年	○	○		○	○	○				○	○	○
寛政元年					○	○				○	○	○
嘉永3年	○	○	○				○	○	○			
明治2年			○					○	○			
明治13年	○	○					○					
明治26年	○	○			○	○	○			○	○	○

注)「河内」とは東西高梁川に挟まれた地域。

さらわれて川下へと流された人やモノの捜索に関する資料が多く残されているのは、そうした捜索が洪水時の慣行となっていたためと考えられ、のちに述べる明治期の洪水においても同様な漂流人救助が行われている(8-1)。

【寛政元年(一七八九)の洪水】では西高梁川が両岸で決壊し、その状況を描いた絵図が残されている(2-2)。河内地域では、これ以前から洪水時における排水方法が取り決められていて、破堤地点とは別の地点で人為的に堤防を切るという手段も考慮されている(2-1)。玉島地域では、

湛水が唐船に残る干拓堤防を押し切って勇崎にまで流れ込み、塩田も大きな被害を受けている(2-6・7)。比較的被害の少なかった乙島村に対して救援用の船と船頭の派遣が要請されている事例からも(2-5)、水害時における地域連携の様子がうかがえる。

【嘉永三年(一八五〇)の洪水】については、東高梁川左岸堤防の決壊による浸水状況の広がりを描いた詳細な絵図が各所に残り、そのうち三点を展示した(3-4~6)。それらの絵図をみると茶屋町方面にまで浸水が及んでいるが、それは倉敷川の小瀬戸の堤防や、各所に残る干拓堤防を人為的に切って排水を図ったことを示している。また、その絵図には描かれていない真備地区でも被害は発生している(3-1・3)。復旧工事も含めて具体的な諸事情が記された文書としては、倉敷村の状況が記された日記類(3-2・8)、さらにより広範囲の状況を長文にまとめた記録も作成されている(3-7)。

【明治二年(一八六九)の洪水】は、嘉永三年とよく似た状況となったが、加須山村の庄屋が残した詳細な日記からは、明治維新の最中、地方行政の混乱が水害対応にも影響を与えている状況がうかがえる(6-1~3)。

しかし、この災害後、村々は連合して決壊地点以外も堤防の拡幅を行い、さらにその防衛態勢に関する協定を結ぶといった動きもみせている(6-6・7)。また、この水害の模様を軍談や百姓一揆物語のような調子に仕立てた珍しい資料もある(6-5)。先に紹介した地震を唄った歌謡、後に述べる高潮を詠んだ和歌などを含め、災害を文芸の素材とするというのも、災害に対するひとつの向き合い方、伝承の仕方なのだろう。

【明治一三年(一八八〇)の洪水】については、窪屋郡長林争一の日誌が残る(8-1)。上記の加須山村庄屋の日記も同様、水害に対処した地域の為政者は、しばしばそれに特化した日誌を作成している。この水害は全県的に多くの犠牲者を出し、特に三三名もが亡くなった下道郡有井村(真備町有井)では、戸別の被害状況を詳細に記した取調表が作成されている(8-2)。これは平成三〇年七月豪雨のち、有井の個人宅の二階から発見されたものであり、あわせて見つかった数点の水害関係資料とともに(8-3)、被災の状況を生々しく伝えてくれる。この水害は社会に大きな衝撃を与え、その後、堤防の修繕、川の流れを制御し土砂の流下を促す粗朶工(ヶ

レップ水制)の設置、山林からの土砂流出を防ぐための治山事業など(8-4・6)、さまざまな対策が矢継ぎ早に取り組まれるきっかけとなった。

しかし、そうした治水対策が功を奏する暇もなく、さらに大規模な【明治二六年(一八九三)の洪水】が発生した。下道郡・浅口郡・船穂村・粒江村については、被害状況を描いた絵図(10-13・14・7・11)、最大の被災地となった川辺村については、洪水対策として築かれていた神楽土手が描かれている絵図を展示した(10-2)。このとき川辺に住んでいた下道郡の郡書記が陶村の実家にあてて疲労困憊の旨を書き送った書状、同人が被災直後に受け取った泥水の跡が残る郵便の封筒、さらに同人が応急の食器代わりに買い求めた弁当箱の外箱など(10-3・5)、まさにその時と場所に存在していた資料も残されている。河内地域の被災状況は写真にも記録されていて(10-12)、現場の凄絶さがうかがえる。その後、各地で復旧工事も進められたが(10-6・7)、この水害により根本的な治水対策が必要であるとの認識が高まり、明治末年から大がかりな高梁川改修工事が実施される運びとなる。

3 高潮について

台風にもなう高潮も、場合によっては地震による津波と同等の惨害をもたらすことを、【明治一七年（一八八四）の高潮】は教えてくれる。絵図としては児島郡・浅口郡および玉島の勇崎周辺を描いたものがあり（9-12・13・8）、よく知られた福田新田以外にも広範囲に被害が及んでいたことが分かる。被災者支援に関しては、綿作の被害が大きかった連島の住民が救済を願った書面や（9-10）、被災後に租税の減免措置などのために作成された土地関係の公文書（9-1・2）がみられ、その記載にも高潮の爪あとが歴然とかがえる。また、天皇からの下賜金を元手に布団の支給が行われた記録や、そのことを詠んだ県令の和歌も残されている



写真2 玉島乙島の堤防修復作業（12-11）

る（9-5-7）。昭和二九年（一九五四）の洞爺丸台風の襲来にあっても高潮が起こり、玉島沿岸で大きな被害が発生。その関連文書や状況写真（写真2）から詳しい状況が判明する（12-3-12）。なお、このときは風害もはげしく、真備地区において倒壊した家屋の写真も残されている（12-13・14）。

4 飢饉・旱魃について

江戸時代の享保・天明・天保の三大飢饉にあたっては、当地域でも困窮者が発生している。倉敷村では、享保の飢饉に際しては代官所が夫食米を貸し付けたり、大幅に年貢を減免するなどした記録が残り（4-1-2）、天明の飢饉にあたっては有力な商人たちにも救済を呼びかけている（4-4）。この背景には、村内で貧富の差が拡大し、明和六年（一七六九）には困窮者の救済を掲げて有力者たちが倉敷義倉を設立していたという事情もあったのかもしれない（4-7・8）。なお、義倉は先に述べた嘉永三年水害のときにも困窮者の救済をおこなっている（3-10）。

天保の飢饉に関しては、明治二〇年（二八八七）に及んで下道郡はそのときの記録を村々から提出させていて、地域のなかでその記憶が伝えられていたことが分かる（4-6）。そうした長期にわたる災害の記憶という意味で、児島地区において文化九年（一八二二）から明治一七年（一八八四）まで七〇年余りにわたり、日々の天候・災害・豊凶などが書き継がれた帳面（写真3）からは、そのような情報を積み重ねておくことの有益さを認識していたことがうかがえる（4-3）。

雨の少ない瀬戸内地域は常に旱魃の危険にさらされていた。明治以降、特に大きな被害が出たのが、明治九年（一八七六）、大正一三年（一九二四）、昭和一四年（一九三九）である。明治九年、玉島では稲を作ることを断念して他



写真3 草木日雨風万覚帳
(4-3)

のさまざまな作物に植え替えたことが記録されており（7-1）、大正一三年の帯江村の役場日誌は、旱害への対応状況を連日のように記している（7-4）。また、昭和一四年、連島町の各農家組合は揚水用のパーチカルポンプや石油発動機を大量に購入している（7-7）。岡山県南地域が農業機械化の先進地となるのは、旱害との闘いのたまものであった。治水と利水の問題をトータルにとらえる上でも、旱害というテーマは欠かせないだろう。

おわりに

台風や梅雨前線などが原因で大雨が降り、それによって洪水や土砂崩れが起こる。その結果として人命や財産に被害が出る。そうした因果関係のあり様をきちんと整理してみることは、災害をとらえる上での基本である。

台風が必ず大雨を降らすわけではなく、大雨が必ず洪水を起こすわけでもなく、洪水が必ず人命を奪うというわけでもない。災害に純粹な天災などめつたになく、ほとんどの場合、人災の要素が含まれている。その部分をいかに減らすかが防災という行為であり、たとえば大雨という自然現象に備えるための河川整備がどれくらいでき

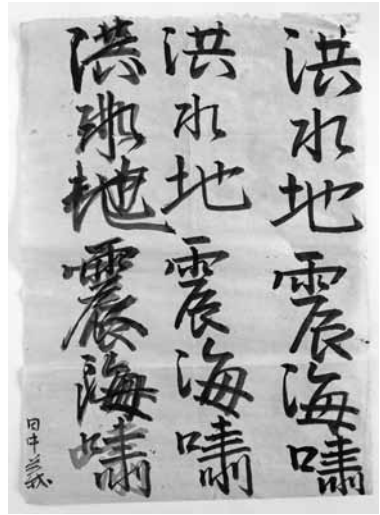


写真4 子どもの手習い (13-2)

ているかという問題である。ところが、いまや大雨が降るといふこと自体が単なる自然現象ではなく、地球温暖化による人災であるということが分かってきた。そうした背筋の寒くなるような現実のなかで、私たちは何をすべきなのだろうか。

明治一三年水害後に建てられた「溺死群霊之墓」(真備町有井)には、人間にとつて「水火風」のもたらす「巨益」と「巨害」とは表裏一体のものであると刻まれている。はたして現在の私たちに、そうした自然に対する深い認識があるだろうか。展示をおこなうにあたって留意

した点として、被害の実態を示すとともに、事前にとどのような対策がとられていたのか、事後あらたにどのような対策がとられたのか、そうした事実を示す資料を努めて展示するようにした。もちろん、そうした資料の物語る個々の事象が、ただちに今日の防災に役立つとは限らないが、人びとは昔から災害と向き合い、それを記録にとどめてきたこと、そうした事実をまずは知ってみれば、少しちがった地平から自然と人間との関係のあり様について考えてみることもできないか。

(文責 倉敷市総務課歴史資料整備室 山下 洋)

展示資料目録

1 享保6年の洪水

No.	資料名	年月日	資料群名
1	備中国浅口郡乙島村海表ニ而洪水節流人助ヶ諸事覚	享保 6	守屋家文書別2-11-1
2	水流入助人数覚	享保 6 閏 7.25	守屋家文書別2-58-2
3	口上(乙島御庄屋様・御村方各々様宛 西原村半左衛門書状)	(享保 6) 閏 7.24	守屋家文書別2-58-14-5
4	(乙島村御庄屋様宛 矢掛町庄屋石井吉綱書状)	(享保 6) 閏 7.22	守屋家文書別2-58-14-4
5	御十二社権現宮御島井勸化帳	元文 5	阿部家文書11-97

2 寛政元年の洪水

1	井組拾壹箇村申合一札之事 ★	寛政元 閏 6	西阿知町役場文書78
2	[西高梁川下船尾・片島村堤修復絵図]	寛政 2	連島三宅家文書
3	[乙島村前新田・古渡・井ノ浦破堤図]	寛政元 閏 6	守屋家文書
4	[口上書下書]	(寛政元ごろ)	阿部家文書3-81
5	[守屋十左衛門・孫大夫宛守屋平三郎書状] 附 関連文書	(寛政元) 6.19	守屋家文書別2-11-4
6	乍恐以書付奉願	寛政元 6	中塚家文書
7	唐船の堤防跡(写真パネル)	令和 3.7	

3 嘉永3年の洪水

1	嘉永三庚戌正月朔日方同十一月晦日迄 大庄屋役日記 ★	嘉永 3.6.2	太田家文書5-A-9
2	嘉永三年庚戌之記 敬簡斎 ★	嘉永 3.6.3	*大橋紀寛家文書別1-19-G-2
3	[大橋宛徳田高二書状] ★	(嘉永 3) 6.5	*大橋紀寛家文書別4-29-7
4	[嘉永三年水難絵図] ★	嘉永 3.6	龜山家文書58
5	嘉永三戌年六月三日夜 備中国安江村四十瀬村堤押切水底相成候村々見取絵図	嘉永 3.6	小野家文書8-1-3
6	[高梁川嘉永洪水絵図](写真パネル) ★	嘉永 3.6	*早島町教育委員会所蔵 片山家文書
7	嘉永三年戌六月大水記録 ★	嘉永 3.6	難波家文書22-1
8	嘉永三年 御用書類留	嘉永 3.6	*大橋紀寛家文書II-1-A-8
9	[大橋平右衛門宛小野岡二郎書状]	(嘉永 3) 6.30	*大橋紀寛家文書別4-29-6
10	義倉会計帳	嘉永 4.6	倉敷義倉文書2-9

4 江戸時代の飢饉

1	享保元申方同十九寅迄御割付之写書上帳(享保十七年貢割付)	享保 20.6	小野家文書12-9
2	享保十八年丑三月夫食渡米御切手入(木箱)	享保 18.3	小野家文書149-3
3	草木日雨風万寛帳	文化 9.正~明治 17.12	西原家文書1
4	乍恐以書付奉願上候(凶作村内困窮につき夫食拝借願)	天明 4.2	小野家文書101-7-1
5	申渡(飢饉につき米の買占禁止や害虫駆除法等の申渡)	申(天明 8) 9月	小野家文書73-3-2
6	天限度凶荒ノ状況日記等有之候ハ、披見致度旨御書ヨリ達ニ付書上控	明治 20.10.8	太田家文書9-1
7	義倉条約	明和 6.6	倉敷義倉文書1-1
8	岡雲隊像	己亥(安永 8) 6	大森家文書6-1

5 安政元年の大地震

1	[日記](地震の記録・玉島) ★	嘉永 7.11.5	*玉島米屋三宅家文書35-19-A-5
2	嘉永七年 御用書類留(地震の記録・倉敷町) ★	嘉永 7.11.5	*大橋紀寛家文書II-1-A-12
3	文談明暮晰(地震の記録・連島) ★	嘉永 7.11.5	連島三宅家文書
4	新板地震万歳(地震の様子を伝える歌謡) ★	年月日未詳	尾崎家文書17-28-29

6 明治2年の洪水

1	諸用日記(加須山村) ★	明治 2.7.5	尾崎家文書
2	洪水につき諸日記(加須山村) ★	明治 2.7.15	尾崎家文書18
3	洪水につき難波人書上書類(加須山村)	明治 2.7	尾崎家文書
4	御手鑑帳(福井村)	明治 2.7	渡辺家文書39

5	備州洪水日記大笑童虎軍談	明治 2	繁屋中原家文書6-38
6	酒津・安江両村堤御普請議定書其外書類写	明治 3.2	小野家文書
7	[酒津村・安江村堤防防御につき協定書] ★	午 (明治 3) .6	尾崎家文書

7 明治以降の旱魃

1	旱魃につき田方仕取調書上 (乙島村)	明治 9.8	滝澤家文書Ⅲ-9-1・2
2	[倉敷村の雨乞いの記録]	明治 9.8	大森家文書3-11-2-1・2・3
3	児島郡黒石村旱害地見取絵図 ★	明治 10.1	永山家文書11-101
4	役場日誌 (帯江村) ★	大正 13.8.18	旧帯江村役場文書50-30-27
5	高梁川東西用水酒津取水樋門口水位観測表 ★	昭和 19	旧帯江村役場文書50-30-13
6	旱害恒久対策農業水利施設関係綴 (郷内村)	昭和 14	郷内村役場文書37-20-15
7	[耕地関係旱害応急施設関係書類] (連島町) ★	昭和 14	旧連島町役場文書65-23-2

8 明治 13 年の洪水

1	[高梁川洪水日録] ★	明治 13	林家資料3-115
2	洪水被害諸取調表 (有井村) ★	明治 13.7	片岡家文書
3	明治十三年水害地図 (有井村)	(明治 15 ごろ)	
4	第一・第二・第三修堤聯合会決議書并治水議案決議書	明治 13 ~ 14	旧帯江村役場文書50-28-8
5	高梁川・小田川水路更正事件ニ係ル書類 ★	(明治 14)	*倉敷市真備ふるさと歴史館 所蔵岡田文庫F-9-1
6	砂防工反別書上	明治 16.5	旧菅生村役場文書55-1-8

9 明治 17 年の高潮

1	明治十七年十月再荒反別取調帳 (東塚村)	明治 17.10	野取帳類75-28-6
2	明治十七年十月荒地一筆限取調簿 (福田古新田村)	明治 17.10	野取帳類75-19-43-5
3	溺死人漂着御届 ★	明治 17.8.26	木村家文書330
4	[有志助夫操出依頼書]	明治 17.8.27	藤戸町役場文書51-30-4
5	[高崎五六和歌]	(明治 17)	香西家文書21
6	[蒲団下賜通知書]	明治 17.11.20	香西家文書168
7	[恩賜の蒲団] (写真パネル)	(明治 17)	
8	[勇崎村ほか高潮被害地絵図] (2点) ★	(明治 17)	各課から移管文書109-1-2-5、109-1-2-11
9	被害概況取調 浅口郡乙島村	明治 17.10	旧玉島町役場文書49-20-13
10	風災ニ付歎願 ★	明治 17.9.7	連島三宅家文書
11	[暴風海嘯寄付金褒状 附 関連達書]	明治 19.6.26	古谷家文書10-77、10-74
12	岡山県備前国児島郡沿海村被害実況見取絵図 (写真パネル)	明治 17	*岡山県立記録資料館所蔵 明治期岡山県公文書C39-11
13	岡山県備前国浅口郡沿海被害地図 (写真パネル)	明治 17	
14	福田古新田の堤防 (写真パネル)	平成 24.1	
15	福田新田板敷堤防 (写真パネル)	平成 24.6	
16	羽口港の跡 (写真パネル)	令和 3.7	
17	千人塚 (写真パネル)	平成 24.1	

10 明治 26 年の洪水

1	明治二十六年小田川水害被害現況 ★	大正 9.12.6	日名家文書1-1-2-1
2	吉備郡川辺村地図	(明治 33 ~ 大正 8 ごろ)	永山家文書8-34
3	[太田官蔵あて太田善蔵書状]	(明治 26) 10.25	
4	[太田善蔵あて横山富太郎書状の封筒]	(明治 26) 10.14	太田家文書
5	[行厨器箱書]	(明治 26)	
6	土木復旧工事第三類請負起工ノ件御認可稟請 附関係書類	明治 27.6.25	片岡家文書
7	荒地御免租願ニ付実地見取絵図 ★	明治 26.12.10	船穂公民館より移管文書102-11-22

8	明治二十七年度議事録（玉島村）	明治 27.4.16	旧玉島町議事録4-1-2
9	〔浅口郡役所第一課通牒〕	明治 27.3.3	旧連島町役場文書65-80-1-3
10	〔浅口郡長東馬安太達書〕	明治 27.5.27	旧連島町役場文書65-80-1-4
11	洪水被害見取図 児島郡粒江村	明治 26.11.6	旧粒江村役場文書66-240-2-3
12	明治 26 年洪水の被災状況①～⑤（写真パネル）	明治 26	*宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵B9・32・1各種写真
13	明治廿六年十月十四日岡山県下道郡水害略図（写真パネル）	明治 26	*岡山県立記録資料館所蔵 明治期岡山県公文書C39-17
14	岡山県浅口郡水害見取図（写真パネル）	明治 26	
15	人命救助人員状 岡山県下道郡（写真パネル）	明治 26.11	
16	下道郡内焚出救助施行報告（写真パネル）	明治 26.11.5	*岡山県立記録資料館所蔵 明治期岡山県公文書C39-16
17	浅口郡内焚出救助施行報告（写真パネル）	明治 26.11.5	
18	中新田川添神社（写真パネル）	令和 3.7	
19	明治二十六年大洪水溺死者追福之塔（写真パネル）	平成 30.5	
20	小田川改修記念の台石（写真パネル）	令和 3.5	

11 昭和 21 年の南海地震

1	震災復興関係綴 ★	昭和 21.12.22	連島出張所より移管文書42-828
2	連島町災害救助計画書	年月日未詳	連島出張所より移管文書42-832
3	役場日誌 連島町役場 ★	昭和 21.12.21	旧連島町役場文書65-131-3
4	役場日誌 連島町役場	昭和 22.1.7	旧連島町役場文書65-131-4
5	倒壊した都窪郡庄村国民学校（写真パネル） ★	年月日未詳	*写真提供：岡山地方気象台
6	合同新聞 昭和 21 年 12 月 23 日	昭和 21.12.23	*合同新聞マイクロから紙焼き

12 昭和 29 年の台風

1	台風に関する記録綴（台風十二号接近緊急出動方依頼）	昭和 29.9.14	連島出張所より移管文書42-882
2	台風に関する記録綴（台風十五号被害状況の記録）	昭和 29.9.26	
3	十五号台風災害関係書綴（災害による罹災者の避難所設置）	昭和 29.9.26	
4	十五号台風災害関係書綴（炊出し期間延長承認申請書）	昭和 29.9.30	玉島福祉より移管文書29-7-2
5	十五号台風罹災証明に関する綴（罹災証明願）	昭和 29.11.26	玉島福祉より移管文書29-7-4
6	倒壊した家屋（玉島黒崎本村）（写真パネル）	昭和 29.9	広聴広報課移管写真4697
7	乙島小学校坂田分校水害（写真パネル）	昭和 29.9	広聴広報課移管写真4710
8	乙島小学校坂田分校水害（写真パネル）	昭和 29.9	広聴広報課移管写真4701
9	炊出の婦人たち（玉島）（写真パネル）	昭和 29.9	広聴広報課移管写真4754
10	俵積み作業（玉島乙島高後沖）（写真パネル）	昭和 29.9	広聴広報課移管写真4764
11	決壊した堤防の修復作業（玉島乙島高後沖）（写真パネル）	昭和 29.9	広聴広報課移管写真4765
12	決壊した羽口堤防（玉島勇崎）（写真パネル）	昭和 29.9	広聴広報課移管写真4780
13	倒壊した家屋（真備町有井）（写真パネル）	昭和 29.9	真備支所から移管写真 フィルム124-1-1-75
14	倒壊した家屋（真備町上二万）（写真パネル）	昭和 29.9	真備支所から移管写真 フィルム124-1-1-72

13 その他

1	〔明治 43 年の地形図〕	明治 43	
2	〔子どもの手習い〕	（明治 30 年代）	高橋彪氏収集資料7-6・7

注 1：*は歴史資料整備室所蔵ではない資料を示す。✳は倉敷市指定文化財を示す。

注 2：★は歴史資料整備室ホームページ「倉敷地域の災害に関する歴史資料」の掲載資料を示す。

注 3：記載年代に幅のある資料については、展示箇所の年月日を記した。

令和3年度歴史資料講座

歴史資料整備室では、令和2年度に引き続き、所蔵資料を活用し、倉敷市域の歴史や歴史資料についての理解を深め、歴史資料整備室の活動を広く知ってもらうため、歴史資料講座を開催しました。ライフパーク倉敷市民学習センターと共同開催し、会場はライフパーク倉敷で行いました。講演後、受講者から講座の内容等に関連する質問が出されました。



【受講者の声】

「江戸時代の人々の水害に対する考えや対処の仕方、また協力していたことがよくわかり興味深かったです。死亡者がいなかったのがすごい!」「江戸時代の庶民を金融面から学ぶのは初めてでとても興味深かったです」「一見、無味乾燥と思える資料群について、視点を定めてみていくと、人々の息遣いも聞こえてくるような生々としたものとなってくることを実感しました」「高瀬通しがこの様に活用され、重宝されていたのかと興味大でした」など、様々な意見が寄せられました。



【会場】 ライフパーク倉敷中ホール

■第1回目 嘉永3年の水害と倉敷

開催日時：令和3年10月3日（日）14：00～16：00
 講師：山本太郎（総務課歴史資料整備室）
 参加人数：40人

■第2回目 江戸時代の百姓と「お金」との関わり—金融と租税—

開催日時：令和3年11月27日（土）14：00～16：00
 講師：東野将伸（岡山大学文学部講師）
 参加人数：33人

■第3回目 文書館って何？—倉敷市歴史資料整備室の役割—

開催日時：令和3年12月12日（日）14：00～15：40
 講師：山下 洋（総務課歴史資料整備室）
 参加人数：28人

■第4回目 古文書でたどる川舟の航跡

開催日時：令和4年1月23日（日）14：00～16：00
 講師：畑 和良（総務課歴史資料整備室）
 参加人数：31人

令和4年度古文書解読講座

歴史資料整備室では、所蔵の古文書を活用し、「くずし字」を解読するために必要な知識を学んでいただくため、ライフパーク倉敷・茶屋町公民館と古文書解読講座を共同開催しました。

【受講者の声】

「これだけの市民がくずし字に関心をもつということはいいことだと思います」「未解読の市の資料を、貴室の下請けのような形で読めるだけ読むボランティア団体があってもいいのに、と思いました」「茶屋町や早島など身近なところの歴史を題材に紹介していただき大変興味深かったです」など、様々な意見が寄せられました。



■初めて学ぶ！くずし字解読講座 「くずし字辞典の使い方などの基礎知識を学ぼう」

開催日時：令和4年6月15日（水）14：00～16：00
講師：大島千鶴（総務課歴史資料整備室）
会場：ライフパーク倉敷中ホール
参加人数：31人

■初めて学ぶ！くずし字解読講座 「地名・人名を読んでみよう」

開催日時：令和4年6月22日（水）14：00～16：00
講師：山下 洋（総務課歴史資料整備室）
会場：ライフパーク倉敷中ホール
参加人数：27人

■ゼロから始める古文書講座—古文書読解の初級講座— 第1回目

開催日時：令和4年9月16日（金）13：30～15：30
講師：大島千鶴（総務課歴史資料整備室）
会場：茶屋町公民館
参加人数：15人

■ゼロから始める古文書講座—古文書読解の初級講座— 第2回目

開催日時：令和4年9月30日（金）13：30～15：30
講師：山下 洋（総務課歴史資料整備室）
会場：茶屋町公民館
参加人数：14人

■ゼロから始める古文書講座—古文書読解の初級講座— 第3回目

開催日時：令和4年10月14日（金）13：30～15：30
講師：山下 洋（総務課歴史資料整備室）
会場：茶屋町公民館
参加人数：12人

歴史資料整備室に潜入！古文書を解読しよう

歴史資料整備室では、玉島公民館と連携して、小学校5年生から中学生を対象に、資料を保管している取蔵庫を見学してもらったり、所蔵している古文書・絵図・絵葉書を観覧してもらったりする講座を開催しました。参加した子どもたちは集中して話を聞き、真剣な眼差しで資料を観覧していました。

【受講者の声】

「当時の玉島駅の様子や、長尾小学校と周辺の風景を見られてよかったです。また、江戸時代や明治時代の商売についての記録など、たくさんの文書が保管されていてすごいなと思いました」「玉島の歴史がよく分かりました。実際にさわって見ることができて楽しかったです」「昔の倉敷などの地形や交通方法などが分かって楽しかったです。昔の人は、人々の職業や年齢、何を売り何を買ったかをくわしく記録していてすごいなと思いました」「昔の写真と今現在の写真があったので見比べられてとても分かりやすかったです。絵図などは色を変えて書く工夫がされていたのが驚きでした。昔の人の工夫が分かりました」「くずし字を職員の人がすらすら読んでいてすごいと思った」など、様々な意見が寄せられました。



- 【開催日時】 令和4年8月18日(木) 10:00～11:30
【会場】 歴史資料整備室及び真備支所101会議室
【参加人数】 5人

水損公文書修復処置報告書

歴史資料整備室では、平成30年7月豪雨で水没・汚損した公文書（水損公文書）について、多くの機関や個人の御協力を得ながら、令和2年度まで約2年間をかけて修復処置を実施しました。水損公文書の修復処置に取り組んだ2年間の記録を『真備の公文書を修復した2年間の足跡—水損公文書修復処置報告書—』としてまとめ、関係機関に配布したほか、歴史資料整備室Webサイトの「刊行物紹介」コーナーにてPDFデータを公開しました。類似の課題を抱える方々の御参考になれば幸いです。



【掲載内容】（目次）

はじめに

第1章 平成30年7月豪雨災害

第2章 倉敷市真備支所公文書の被災

第3章 水損公文書の修復処置

第4章 御協力いただいた主な機関

第5章 活動の成果

第6章 水損公文書修復処置経緯

第7章 修復処置に参加した人数と処置文書の量

第8章 課題

第9章 総務課歴史資料整備室職員の体験記

写真集

倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会の活動

倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会は、倉敷市が市史編さん事業終了後も歴史資料整理と研究紀要の発行を責任ある体制で行うことを支援する組織として、平成17年8月に発足しました。研究会は、現在11人の専門家・有識者により構成され、倉敷市の要請に基づいて、歴史資料の調査・収集・整理と保存・活用を推進する方法等についての協議や、『倉敷の歴史』の編集等を行っています。研究会の庶務は、倉敷市総務局総務部総務課において処理しています。令和4年には次の事業を行いました。

■第37回会議

開催日時：令和4年4月22日（金）14：25～16：15

場所：倉敷市真備支所102会議室

協議内容：新会員・令和3年度歴史資料整備室事業実績報告書などについて事務局から報告、令和4年度主要事業計画・『倉敷の歴史』第33号の編集などについて協議

参加人数：9人

■『倉敷の歴史』33号第1回編集会議

開催日時：令和4年6月17日（金）13：35～15：20

場所：歴史資料整備室

協議内容：『倉敷の歴史』第33号の編集

参加人数：編集担当者2人

■『倉敷の歴史』33号第2回編集会議

開催日時：令和4年12月12日（月）13：20～16：00

場所：歴史資料整備室

協議内容：『倉敷の歴史』第33号の原稿査読にもとづく編集

参加人数：編集担当者2人

新刊紹介

『水島メモリーズ』

(みずしま財団 二〇二二年十一月～二〇二二年十月)

本書は、みずしま財団(公益財団法人水島地域環境再生財団)が行ってきた「みずしま地域カフェ」という取り組みの内容を小冊子にまとめたもので、これまで「ニューリンデン編」「朝鮮学校編」「水島臨海鉄道編」「水島こども食堂ミソラト編」「水島ガス編」の五冊が発行されている。

小冊子ながらも、その内容は歴史と現在を往復しつつ未来を展望する深みを有している。ふり返って三菱重工業水島航空機製作所の設立が、この地域にとってどれほど大きなエポックであったかに改めて気づかされた。

みずしま財団は、二〇二二年十月、水島の公害問題に関する資料を公開する、みずしま資料交流館を開設し、「地域の価値」をつくる―倉敷・水島の公害から環境再生へ―(二〇二二年十月 東信堂 定価一、九八〇円)も刊行した。あわせて参照されたい。

※非売品。お問合せは、みずしま財団(TEL086-440-0121)まで。

『近代岡山 殖産に挑んだ人々』

(公益財団法人山陽放送学術文化・スポーツ振興財団

二〇二二年二月)

明治政府はあらゆる分野において近代化政策を押し進めたが、その最も重要な課題は富国強兵策であり、経済面ではそれは殖産興業として現れた。公益財団法人山陽放送学術文化・スポーツ振興財団は、郷土ゆかりの先人が日本の近代化に多大な貢献をしたことを多くの県民に知っていただくため、シリーズ・シンポジウム「近代岡山の偉人伝 殖産に挑んだ人々」を令和二年八月から令和四年二月まで一〇回開催した。

本書はそのうち第四回から第六回の三回分をまとめたものである。倉敷市ゆかりの人物としては渾大防益三郎・大原孝四郎・野崎武左衛門・野崎武吉郎が採り上げられており、執筆した研究者によって多くの資料からそれらの人物の実像が詳しく解説されている。写真や図版も多く掲載され、読みやすい本になっている。

※お問合せ・ご購入は、書店・吉備人出版(TEL086-1235-3456)まで。定価一、五〇〇円+税。

『三島中洲と近代・其八・一 新収の小野家旧蔵資料』

(二松学舎大学附属図書館 二〇二二年)

倉敷市中島出身の漢学者・三島中洲が明治十年に創建した二松学舎大学の大学資料展示室では、平成二十五年から毎年(令和元・二年を除く)企画展「三島中洲と近代」を開催しており本書は第八回目の展示会図録である。「新収の小野家旧蔵資料」は中洲の母の生家、浅口郡大谷村(現浅口市金光町)の小野家子孫の家に伝来した大量の資料で令和元年に二松学舎大学に寄贈された。

本書には小野家宛中洲書簡、中洲宛諸氏書簡、中洲揮毫の書などが写真・翻刻文ともに掲載されている。書簡は従来知られていない中洲の交遊関係を知ることのできる新資料で、特に漢学者・文人以外の人物や宮内省関係者の書簡は貴重である。また、資料編掲載の中洲宛書簡には倉敷市出身の川田甕江、倉敷村で開業した医師島田泰夫(方軒)、その他小松原英太郎、阪谷芳郎、西穀一、花房義質、原田一造ら岡山県出身者が名を連ねる。既刊其一く七とあわせてお読みいただきたい一冊である。

※非売品。金光図書館、岡山県立図書館で閲覧可。既

刊は岡山県立図書館で閲覧可。

新聞報道された歴史資料整備室(令和4年)(抄)

年月日	新聞	記事
令和4年1月12日	山陽新聞	安政大地震生々しく 茶屋倒壊、石灯笼に子ども押しつぶされ・・・ 倉敷市、資料発見 29日報告会で紹介
令和4年1月22日	山陽新聞	災害の歴史資料調査報告会中止
令和4年1月25日	読売新聞朝刊	New門@岡山 美観地区 倉敷の美 保存と創造
令和4年5月7日	山陽新聞	江戸、大正期の謎迫る論文 冊子「倉敷の歴史」32号
令和4年6月3日	山陽新聞	歴史資料で災害学ほう 倉敷市整備室 江戸～昭和 絵図や公文書110点 きょうから真備支所
令和4年6月5日	山陽新聞	倉敷市中心部 1603年には「くらしき」呼称 最古の史料 小堀正次書状、市が入手
令和4年9月15日	毎日新聞朝刊	体験的倉敷チボリ考 上 事業交渉記録どこへ 開園から25年 岡山県「保有していない」
令和4年9月16日	毎日新聞朝刊	体験的倉敷チボリ考 中 公開は最短30年後 重要文書 歴史資料として県保存
令和4年9月17日	毎日新聞朝刊	体験的倉敷チボリ考 下 「公開不可」決定覆せず 歴史資料 管理条例制定が必要

■『倉敷の歴史』第三十四号投稿要領

『倉敷の歴史』は、倉敷地域の歴史に関する論考やエッセーを掲載しています。市民の皆さんが地域の歴史について学ぼうと有用な書籍となるよう願っています。第三十四号（令和六年三月発行）への投稿を募集します。左記の要領で御応募ください。

一 部門及び分量

いずれも倉敷市域に関わる内容のものであること

① 論文 一八ページ以内

歴史資料を用いたテーマと結論の明確な研究

② ノート 一〇ページ以内

研究中のテーマに関する中間報告

③ 資料紹介 一〇ページ以内

特定の歴史資料に関する翻刻と解説

④ アラカルト 三ページ以内

歴史的な出来事や人物などに関する話題

⑤ 実践報告 三ページ以内

歴史資料を利用した講座や展示などの記録

※各部門の分量には、註・表・図・写真などを含みません。

二 書式・用紙

原稿用紙は、専用のものを倉敷市総務課歴史資料整備室まで請求してください。

ワープロソフトの場合は、A4判の用紙を縦に使い、一行二五字×二〇行×二段に縦書きで作成してください。電子データ（ワード・エクセルファイル）と必要に応じてプリントを御提出ください。

なお、本誌のページ単位の組版は、次のとおりです。

本文（13級） 一行二五字×二〇行×二段（縦書）

註（11級） 一行三〇字×二七行×二段（縦書）

三 投稿・審査の手順

① 令和五年五月三十一日までに部門、題目、ページ数、要旨（①～③は二〇〇字～四〇〇字、④⑤は一〇〇字～二〇〇字）を後記の送り先までお送りください。倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会で協議をおこないい、ご連絡を差上げます。

② 令和五年十月三十一日までに、推敲を済ませた完全原稿をお送りください。倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会で審査のうえ、採否を決定します。

四 校 正 著者校正是初校のみです。校正時の大幅な

修正は御遠慮願います。

五 備考

・投稿は未発表原稿に限ります。二重投稿は御遠慮ください。

・民間の個人・団体などが所有する資料を用いて執筆する場合は、所有者の了解を得たうえで御応募ください。写真・図版などの掲載許可は執筆者の責任でお取りください。

・原稿が採用された方には、掲載誌及び薄謝を進呈します。

・『倉敷の歴史』第三十四号は将来、歴史資料整備室のWEBサイトでPDF公開することを予定しています。

六 送り先 〒七二〇―一三九八 倉敷市真備町箭田

一四一 番地 一 倉敷市総務局総務部総務課歴史資料整備室宛

歴史資料整備室日誌（抄）

二〇二三年

◆ 令和3年度

（令和4年）

1・19 令和3年度岡山県文化財等救済ネットワーク研修会参加（オンライン）

ライン）

1・23 ライフパーク倉敷講座「歴史資料講座」（第4回）（連携）

2・8 公文書館機能普及セミナー in 岡山へ講師派遣（オンライン）

2・10 霞丘小学校所蔵資料調査

2・26 歴史資料専門員採用試験

3・2 霞丘小学校所蔵資料調査

3・9 琴浦北小学校所蔵資料調査

3・29 霞丘小学校所蔵資料調査

3・31 『倉敷の歴史』第32号発行

3・31 水損公文書修復処置報告書発行

◆ 令和4年度

4・5～7 倉敷市所蔵守屋家文書整理（岡山大学文学部日本史研究室）

（岡山大学）

4・22 第37回倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会会議

4・26 第1回全史料協調査・研究委員会参加（オンライン）

4・28 倉敷芸術科学大学「倉敷まちづくり基礎論」へ講師派遣

6・3～6 資料展示会「歴史資料にみる倉敷の自然災害」（真備支所）

6・14 倉敷商業高等学校「探Qの時間」へ講師派遣

6・15 ライフパーク倉敷講座「初めて学ぶ！くずし字解説講座」（第1回）

(連携)

- 6・17 『倉敷の歴史』第33号編集会議
- 6・22 ライフパーク倉敷講座「初めて学ぶ！くずし字解説講座」(第2回)
(連携)
- 7・6～14 「真備町子ども歳時記」写真展(マービーふれあいセン
ター・真備支所)
- 7・8 児島機工株式会社所蔵資料調査
- 7・13 全史料協調査・研究委員会打合せ会参加(鳥取県立公文書館)
- 7・16 玉島公民館講座「浅口郡の戦国時代と山城」
- 7・23 収蔵庫のガス燻蒸
- 7・27～29 インターンシップ受入
- 8・18 玉島公民館講座「歴史資料整備室に潜入！古文書を解説しよう」
(連携)
- 8・22～26 国立公文書館アーカイブズ研修Ⅰ受講(オンライン)
- 9・3～6 倉敷市所蔵守屋家文書整理(岡山大学文学部日本史研究室)
(岡山大学)
- 9・13 第2回全史料協調査・研究委員会参加(オンライン)
- 9・16 茶屋町公民館講座「ゼロから始める古文書講座」(第1回)(連携)
- 9・18 船穂公民館講座「船穂の歴史アラカルト」(連携)
- 9・29 第3回公文書管理フォーラム参加(オンライン)
- 9・30 茶屋町公民館講座「ゼロから始める古文書講座」(第2回)(連携)
- 10・2 ライフパーク倉敷講座「歴史資料講座」(第1回)(連携)
- 10・6 鴨井家文書調査
- 10・12 玉島図書館所蔵資料調査
- 10・12～14 新採用職員タウンウォッチング研修へ講師派遣

- 10・14 茶屋町公民館講座「ゼロから始める古文書講座」(第3回)(連携)
- 10・27～28 全史料協全国大会参加(オンライン)
- 11・9 全史料協調査・研究委員会視察(安芸高田市)
- 11・10 中国・四国地区図書館等職員連絡会議参加(オンライン)
- 11・11 真備東中学校チャレンジワーク受入
- 11・16 令和4年度岡山県文化財等救済ネットワーク研修会参加(岡山市)
- 11・17 玉島図書館所蔵資料調査
- 11・26 ライフパーク倉敷講座「歴史資料講座」(第2回)(連携)
- 11・29 公文書館機能普及セミナーin島根へ講師派遣(松江市)
- 11・30 第3回全史料協調査・研究委員会参加(松江市)
- 11・30 全史料協調査・研究委員会の松江市総務課視察参加(松江市)
- 12・12 『倉敷の歴史』第33号編集会議
- 12・13 中央図書館所蔵資料調査
- 12・17 梶田家文書調査
- 12・17 ライフパーク倉敷講座「歴史資料講座」(第3回)(連携)

■『倉敷の歴史』第三十二号 正誤訂正

誤 正
一ニページ 上段 右から13行目 九月 ↓ 九月⁴⁵⁾

※註番号(45)の脱落

一七ページ 下段 26行目 註(28) 国立公文書館内閣文庫蔵本

↓ 国文学研究資料館蔵田安徳川家資料

コラム

災害と公文書

令和四年三月に倉敷市歴史資料整備室から『真備の公文書を修復した2年間の足跡―水損公文書修復処置報告書―』が刊行された。これは平成三十年（二〇一八）七月の西日本豪雨で被災した公文書の救出・修復の過程をまとめたものである。

本豪雨に関する記録類が刊行されている中で、被災した公文書（行政関係資料など）をいかにして修復していったかを、本書によって知ることがができる。

修復処置にたずさわった各機関・個人をはじめとする人々の行動と、特に冷蔵会社及び県外機関による協力によって公文書はよみがえった。歴史資料に対して少しずつ理解が広がっている今日、被災地の復興とともに、修復現場での苦闘の様子がうかがえる。

五〇ページの小冊子ではあるが学べることが多く、Webサイトでも発信されている本書の刊行意義は大きい。

（在間）

研究誌『倉敷の歴史』

1～33号（以下続刊。年1回発行）

本誌は、倉敷市における歴史資料の研究成果を市民に還元し、若手研究者などによる市域に関する研究発表の場を設けることを目的に、1991年に創刊されました。倉敷市域の歴史にかかわる古代から現代までの様々なテーマについて、各方面から論文や随筆を寄せていただき、毎年1冊ずつ発行しています。

【頒布・販売中のバックナンバー一覧】

巻号	発行年月	価格
第14号	2004年3月	無償頒布
第15号	2005年3月	無償頒布
第16号	2006年3月	1部500円にて販売
第18号	2008年3月	1部700円にて販売
第19号	2009年3月	1部800円にて販売
第21号	2011年3月	1部900円にて販売
第22号	2012年3月	1部900円にて販売
第23号	2013年3月	1部900円にて販売
第24号	2014年3月	1部900円にて販売
第25号	2015年3月	1部900円にて販売
第26号	2016年3月	1部900円にて販売
第28号	2018年3月	1部900円にて販売
第29号	2019年3月	1部900円にて販売
第31号	2021年3月	1部1,000円にて販売
第32号	2022年3月	1部1,000円にて販売

※各号の詳しい内容については、歴史資料整備室・図書館等で実物を御確認ください。または、歴史資料整備室ホームページ (<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/1911.htm>) で公開中の目次を御参照ください。上記の一覧は、2023年3月時点で頒布・販売用の在庫があるものを示しています。在庫切れの際は御容赦ください。

【頒布・販売場所】

倉敷市真備支所3階の総務課歴史資料整備室にて頒布・販売しております。郵送も可能です（要送料・代金先払い）。郵送による入手を希望される場合は、電話（086-698-8151）またはEメール（hisedit@city.kurashiki.okayama.jp）にてお問い合わせください。入金手続き等について御案内します。なお、最新刊（第33号）については、倉敷市役所本庁の総務課でも取り扱っております。

編集後記

▽『倉敷の歴史』第三十三号をお届けいたします。御執筆くださった方々には、短期間での御執筆本当にありがとうございます。また、貴重な資料の掲載を御許可くださった方々にも厚くお礼申し上げます。『倉敷の歴史』も第三十三号を迎えました。『倉敷の歴史』も第三十三号を迎えました。『倉敷の歴史』も第三十三号を迎えました。御協力をお願いいたします。

▽本号には、論文四編、ノート一編、聞き書き一編、資料紹介一編、アラカルト三編、展示会記録及び報告を掲載しました。いずれも資料を丁寧に読み込み、新しい視角で倉敷の歴史を捉え直す論稿です。ぜひ御一読をお願いします。

▽本年度も続くコロナ禍のなか、感染症対策をとったうえで、資料展示会・古文書解説講座・歴史資料講座・災害に関する歴史資料調査報告会²を開催することができました。また、平成三十年七月豪雨の追悼式に合わせて、真備地区に関連する写真を三年連続で展示しました。そのほか、高等学校の探求学習の時間に歴史資料整備室職員が二年連続で講演を行い、新たに小学校五年生から中学生を対象に、所蔵資料に親しんでもらう講座を

公民館と共同開催しました。これらの事業が地域の歴史に関する認識を新たに、市域への愛着を深めるのに役立つものであることを願っています。

▽歴史資料整備室では、平成三十年七月豪雨災害以来、多くの機関や個人の御協力を得ながら水損した公文書の修復処置に取り組みました。手探りで進むしかない状況ではありましたが、修復処置の経緯・方法、参加人数と処置書類の量、課題、作業従事者の感想などを報告書にまとめ、歴史資料整備室ウェブサイトで公開しています。ぜひ御覧ください。

▽歴史資料整備室ウェブサイトは、歴史資料目録のコナーを、地域別に資料を探せるよう整理し、市域マップなどを利用してしやすくしました。ぜひ一度目録を検索してみてください。

▽倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会には、倉敷市の要請にもとづいて、歴史資料整備室の事業について協議や、『倉敷の歴史』の編集を行っていただいています。編集実務は歴史資料整備室にて行いました。

▽『倉敷の歴史』第三十四号でも、原稿をお待ちしています。投稿要領にもとづいてふるって御応募ください。

（山本・山下・大島・畑・中川）

倉敷の歴史

第 33 号

・本誌上で寄稿者の責任において述べられた意見および事実の説明は、倉敷市・倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会としてみずくものではありません。

令和 5 年 3 月 31 日

編集
発行

倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会
倉敷市
総務局 総務部 総務課

〒710-1398

倉敷市真備町箭田1141番地1 総務課歴史資料整備室

電話 086-698-8151

E-mail : hisedit@city.kurashiki.okayama.jp

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/1438.htm>

